

(第一部分)

國第百十三回 會參議院内閣委員會會議錄

昭和六十三年十一月八日(木曜日)

午前十時開會

## 委員の異動

二二六

七

十二月八日 辞任  
加山屬一良表  
同野  
補欠選任

二三

出席者は左のとおり

理  
事

大城  
眞臘君

板垣 正君  
名尾 良孝君  
永野 茂門君  
久保田 真苗君

五  
員

卷之三

員常任委員會專門

## 本日の会議に付した案件

## ○行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案（第二百二十九回国会内

閣提出、第百十三回国会衆議院送付)  
○統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法

（第一百一回國會内閣提出、第一百十三回国

○会衆議院送付) 行政機關の休日に関する法律案(内閣提出、衆

(議院送付)

○一 船員の職員の給与等に関する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

卷之三

○委員長(大城貞順君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

政府委員	國務大臣 （内閣官房長官）	人事院 総裁	小渕 恵三君
人事院事務給局	人事院事務給局	川崎 正道君	高島 修君
職員局長	職員局長	山田 駿司君	
総務庁長官官房	長官官房	勝又 博明君	
総務庁人事局長	人事局長	總務庁行政管理	
総務庁人事局次長	次長	兼内閣審議官	
総務庁行政管理	行政管理	總務庁行政管理	
局長	局長	テム参事官	
兼内閣審議官	兼内閣審議官	総務庁行政管理	
總務庁行政管理	行政管理	局長行政情報システム	
議官	議官	総務庁統計局長	
常任委員会専門員	常任委員会専門員	法務大臣官房審議官	
企画課長	企画課長	法務省矯正局保	
経済企画庁国民経済企画局	国民経済企画局	法務省民事局参	
生活局消費者行	消费者行	法務省矯正局保	
政第課長	政第課長	安課長	
法務省民事局参	民事局参	外務省北米局安	
事官	事官	大蔵省主税局調査課長	
原 度君	原 度君	菊川 治君	
菅沼 清高君	菅沼 清高君	尾原 葵夫君	
川名 英子君	川名 英子君	重家 俊範君	
寺田 逸郎君	寺田 逸郎君	中間 敬夫君	
東條伸一郎君	東條伸一郎君	東條伸一郎君	
百崎 英君	百崎 英君	百崎 英君	
服藤 収君	服藤 収君	服藤 収君	
重富吉之助君	重富吉之助君	重富吉之助君	
田中 宏樹君	田中 宏樹君	田中 宏樹君	
菊川 治君	菊川 治君	菊川 治君	

参考人	厚生省保健医療局管理課長 厚生省児童家庭局母子福祉課長 労働省労働基準局賃金時間部労働時間課長 二課課長
佐藤	矢野 朝水君
信夫君	炭谷 茂君
林 修三君	島中 信夫君
藤田 裕一君	佐藤 信君
官 元内閣法制局長 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事	池田 省三君 木村 晋介君
東京弁護士会消費者問題特別委員会委員	
本日会議に付した案件	本日の会議に付した案件
行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案（第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付）	行政機関の休日に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付）	般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
品目いたします。	品目いたします。

○委員長(大城眞順君) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案及び統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。本日は、両案審査のため、参考人の方々から御意見を徴することといたしております。

御出席いただいたおります参考人は、地方自治総合研究所事務長池田省三君、東京弁護士会消費問題特別委員会委員木村晋介君、元内閣法制局長官林修三君、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事藤田裕一君、以上四名の方々でござります。

この際、参考人の方々に一言ございさつを申上げます。

本日は、御多忙中のところ本委員会に御出席いただきまして、ありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

それでは、議事の進め方について申し上げます。

まず、各参考人に十分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答えを願いたいと存じます。

なお、恐縮ですが、時間が限られておりますので、簡潔にお答えくださるようお願いを申し上げます。

それでは、まず池田参考人にお願いいたします。池田参考人。

○参考人(池田省三君) 地方自治総合研究所の池田でございます。

私は、これまで地方自治体におけるコンピューターの利用とプライバシー保護の政策を調査研究する中から、プライバシー保護のあり方について考えてまいりました。また、昭和五十七年より武

萩野市の個人情報保護審議会の委員をお引き受け受け  
し、それなりに自治体行政のプライバシー保護政策  
策というものを現場で見てきたつもりでございま  
す。現在までに四百三十四自治体が国に先駆けて  
個人情報保護条例を制定しておりますが、本日は  
こうした自治体におけるプライバシー保護政策の  
実態といふものを踏まえながら行政機関の保有する  
電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する  
法律について私の意見を申し上げたいと存じま  
す。

まず最初に申し上げたいことは、本法案が個人  
情報保護法案と言われながら実はプライバシー保  
護の法案ではないということであります。

私たちプライバシー保護政策の確立を求める立  
場からいえば、これは極めて失望すべき事実でござ  
ります。本法案は正確に申せば自動処理個人データ  
法案であります。行政運営の合理性あるいは  
効率性を確保するための個人情報管理法案です  
ございません。これは、既に十月十三日の衆議院内閣  
委員会で総務厅長官が「これはプライバシー保護  
法案ではなくてデータ保護法案である。」と答弁さ  
れていることから見ても特に異論のない認識であ  
ると思います。

とはいっても、本法案は、個人の権利利益の保護を  
第一の目的とするとも説明されております。しか  
しながら、OECDの理事会勧告あるいは我が国  
のプライバシー保護研究会の報告を持ち出すまで  
もなく、プライバシー保護のための行政機関の責  
任というものが全く明確にされておりません。

第一の問題点は、収集制限の項目がなく、第四  
条の個人情報ファイル保有の目的も「できる限り」  
「特定しなければならない。」とされており、個人  
情報収集の目的の明確化すら「できる限り」という  
表現によってあいまいにされている点でございま  
す。

ていないものが十九ファイルもございました。今回の法案はこのような一方的な個人データの収集に歯どめをきかせることすらできないものではないか。さらに、センシティブ情報についてもその収集あるいは記録についての規制がございません。第二の問題点は、個人参加の原則でござります。

在、四百三十四の市区町村において個人情報保護条例が制定されており、この条例の適用される住民は約四千三百万人に達しております。これは我邦の人口の半分に近い数でございます。

具体的に言いますと、第一に、まだ数は少ないのでですが、プライバシー保護の対象にコンピューターで処理されている個人情報だけではなく手作

報はおむね五十億件を超えるものと思われます。これらの個人情報がすべて結合されるということはあり得ないにしても、放置しておけば国民の知らない間に個人情報が体系的に蓄積され利用されいくという方向に向かうのは避けられないこととなるでしょう。そこでは、国民全体についての情報が体系的に把握され、国の隅々に至る管

る電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律について私の意見を申し上げたいと存じます。

本法案には国民本人の開示請求権が規定されており、一定程度この原則が保障されたかのような印象がないわけではございません。しかしながら、第六条ではファイル自身の存在すら公表されないものが十一項目にわたって列挙されておりま

業で処理されている個人情報、いわゆるマニアカル処理を含めている自治体が二十一ござります。あるいは、自治体行政だけではなく民間部門についても規制の対象にしている自治体も十六団体ございます。

理体制を置いていくことも可能となり、情報を独占したものは巨大な権力として機能していくことが予想されます。この結合についての規制は、したがって焦眉の課題であると考えます。

護の法案ではないということあります。私たちプライバシー保護政策の確立を求める立場からいえば、これは極めて失望すべき事実でございます。本法案は正確に申せば自動処理個人データ法案でありまして、行政運営の合理性あるいは効率性を確保するための個人情報管理法案にすぎません。これは、既に十月十三日の衆議院内閣委員会で総務庁長官が「これはプライバシー保護法案ではなくてデータ保護法案である。」と答弁されておりのことから見ても特に異論のない認識であると思います。

す。ファイル自身が全く見えないとすれば国民はアクセスのしようがないわけですから、個人参加の権利はここでは全く否定されてしまうわけだと思います。また、官報で公示されることとなつたファイルについても、第十四条では事務の適正遂行への支障のあるものというものを含めておりまして、ここでも国の保有する個人情報の内容が国民の前に公開されない危険性をはらんでおります。さらに、開示請求自身についても多くの適用除外が置かれ、学校の成績、診療に関するもの、刑事事件に関するものは開示請求自身が認められ

御存じのとおり、これらの規制は本法案には初めから用意されておりません。

第二に、収集規制を規定している自治体は九十六あり、特にセンシティップ情報についての記録禁止規制を規定している自治体は実に四百二十三団体に上り、センシティップ情報収集そのものを禁止している自治体も一十六ございます。つまり、ほとんどの条例制定自治体はセンシティップ情報について極めて慎重に取り扱っているということをございます。

本法案の収集規制あるいはセンシティップ情報の

規制の条文がございません。確かに第十条で「受領者に対し、提供に係る処理情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。」となつております。しかし、第十条は第二項で「制限を付し、又は必要な措置を講ずることを求めるに当たつては、保有機関の長は、これらの者の事務又は業務の遂行を不當に阻害することのないよう留意するものとする。」としております。これでは結合規制についてもしお抜けになってしまふわけです。ここでも自治体程度

とはいへ、本法案は、個人の権利利益の保護を第一の目的とするとも説明されております。しかしながら、OECDの理事会勧告あるいは我が国のプライバシー保護研究会の報告を持ち出すまでもなく、プライバシー保護のための行政機関の責任というものが全く明確にされておりません。

す、いわば門前払いとなつており、その他のものについても事務の適正な遂行に支障を及ぼすものは各省庁の判断いかんで開示されないこととなつております。これでは個人参加の原則がいわば全く骨抜きになつてしまつてゐると言えることではないでしようか。

扱いについては既に述べましたので繰り返しませんが、大きな隔たりがあると言つてよいのではな  
いでしょうか。

のレベルを確保してほしいというのは過ぎたる要求でございましょうか。

第一の問題点は、収集制限の項目がなく、第四条の個人情報ファイル保有の目的も「できる限り」「特定しなければならない」とされており、個人情報収集の目的の明確化すら「できる限り」という表現によってあいまいにされている点でござります。

昭和五十四年の行管庁の調査では、七つの省庁が保有する九十八のファイルの個人データのうち、本人の同意を受けているものはたった六ファイルにすぎません。一方、全く本人の意向を確認し

第三の問題は、利用制限の問題でございます。原則禁止となっておりますが、やはり適用除外によって事実上規制できないものとなっている。このように本法案は、プライバシー保護の原則に照らしてみると余りに重大な欠陥を持っていて、言うことができようかと思います。

次に、本法案を先進的な地方自治体のプライバシー保護条例と比較して考えてみたいと思いま

自治体も三百二十二団体に上ります。  
ここで強調したいのですが、個人情報の利用、  
提供ということで今後極めて大きな問題になるの  
は、個人情報、個人ファイルの結合の問題である  
ということです。御存じのように、コンピュータ  
一技術、通信技術の革新は急速に進んでおりま  
す。したがって、従来処理できなかつたような膨  
大な情報の蓄積、処理は現実のものになってきて  
おります。現在国のあるして個人情報は約十  
一億件と言われますし、自治体の保有している情

という問題です。例えば、個人情報保護条例を制定している自治体のうち百三十六団体が個人情報システムを設置、変更する際、審議会の意見を聞くなどの手続を規定しております。私の所屬する武藏野市においても、システムの変更、入力項目の是非、既存のファイルから新しいファイルを作成するなどの際、審議会に諮問し、その了承を前提としております。

しかしながら、国の法律であるこの法律案にはその規定を全く見つけることができません。

実は、自治体のプライバシー保護条例は、いま十分なものではございません。かつて、実際の運用に当たって、プライバシー感覚なしで個人情報が取り扱われているという実態は少なくございません。しかし、こうした自治体レベルの個人情報保護政策と比較してすらも本法案は重大な問題を持つつているということをございます。

のみならず、本法案が原案のまま成立するとするならば、ようやく始まつた自治体のプライバシー保護行政への積極的な流れを逆に阻害してしまうのではないかという心配がござります。とりわけ、プライバシー保護条例の制定がこれから問題である都道府県については、国に準じてデータ保護条例にしてしまおそれが非常に強いと考えざるを得ません。

最後になりますが、本法案全体を見渡しますと、公の秘密を守ることについては熱心であつても、プライバシー保護の本来の目的である個人情報、つまり個人の秘密を守ることを余りに軽視しているという思想を持たざるを得ません。本来、プライバシー保護法は情報公開法とセットで考えられるものでありまして、情報公開がますあり、その例外規定としてプライバシー保護があるものと言わなければなりません。つまり、公の秘密ができる限り公開され、その例外規定として私人の秘密が守られるといふのです。その意味で、本法案は逆立ちしている法案と言つても過言ではないであります。

そうした点から考えますと、本法案は抜本的修正が必要であります。少なくとも国民がプライバシー保護行政をコントロールできるシステムは必須のものであり、国民の参加する審議会等、プライバシー保護行政の監視、改善についての国民の意見が反映される機関を設けることを特に強く要望したいと思います。

以上でございます。

○委員長(大城真順君) ありがとうございます。

次に、木村参考人にお願いいたします。

○参考人(木村晋介君) 今かかっております法案は行政の保有する個人情報を射程距離に置いた法案ということをございますが、私は、民間企業の保有する個人情報の管理に関連して発生している情報主体側の市民の被害について若干の例を報告につけても早急に保護規制が必要だという点について参考意見を申し上げたいと思います。

個人情報全般について市民の苦情がどの程度なつかという状況については必ずしも全般的なデータはないわけですが、私どもが消費者関連の弁護士会の委員会などいろいろ聞くところによりますと、特に信用情報についての情報の正確性とか情報の収集の問題などについての苦情がふえてるという傾向があるようございます。

国民生活センターとの調査などによりまして、五十九年に十三件取り扱つておりましたのが六十二年には四十三件にふえている。あるいは、

國民生活センターと各地方の消費者センターなどのこの種の信用情報に関する苦情を見ますと、五十九年五十六件であったものが六十二年には六百六十二年には四十三件にふえている。あるいは、件近くになっているというようなことでございまして、恐らくこの信用情報だけでなく他の民間の保有する個人情報についてもいろいろ同様の苦情や被害が生じているのではないかどうかということが推測されると思います。

とりわけ、個人信用情報については苦情の申し出が多いわけでござりますけれども、この個人信用情報自体につきましては、金融機関あるいは金融企業それから販売企業などの与信の管理の上から見まして、個人信用の情報を持ち、これを交流するということはやはり必要なことなのだろうと思ひます。特に、近年問題になつております多重債務者の発生を防止するという観点から見ましても、個人信用情報自体は重要な役割を演じている

というふうに私どもも考えております。

この種の、本来登録されてはならないはずの事

故情報が信用情報に登録されるという例は数々ございまして、各消費者センターなどで受けたトラン

て、全国に主なものが四つあるわけでございますけれども、その保有する情報件数を単純に合計しますと七千万件ぐらいになる。恐らくこれは各情報機関でダブつているものもあると思いますので現実にはもう少し減るかと思いますけれども、しかし相当数の事故情報がありまして、しかもこれが多重債務者防止という観点から近年情報センター間での情報交流も行われているということでございまして、そういう点でこの信用情報に係るプライバシー侵害が起つた場合の被害の広がりというのも大変大きくなつてくるわけでござります。

御承知のように、六十一年の三月に通産関連、大蔵関連のプライバシー保護に関する通達が出されまして改善がなされているわけでござりますけれども、それにもかかわらず、誤った信用情報の登録によって信用を受ける機会を失つた、あるいは誤った情報が載つてゐるだけれどもそれが訂正がなかなか認められない、こういった種類の苦情は大変多いわけでございます。

六十二年の五月に千葉市内で、ある理容関係の機械の販売会社が倒産をいたしまして、この倒産

に関連して架空契約その他の被害が出ました。こ

の会社は岩上商会という会社でけれども、ここ

が理容店に対し機材を納入したかのような架空

契約をつくりましたあるいは商品を納入してい

ないというようなことがあります。この関係で被害を受けた理容業者は二百八十人以上に上るとい

うようなことが新聞などで報道されております。

この関係で、架空契約で全く判を押したことがないという理容業者もいたわけでござりますけれども、それにもかかわらず信用情報上は延滞の登録がなされまして、このために住宅ローンや車のローンなどの与信を受ける機会を失つた、こうしたトラブルが発生しまして新聞などで大きく報じられたことがござります。

しかし、現在こうした個人信用情報の機関が、

銀行系あるいは販売系あるいは貸し金業専業者の

関係それからそのほかの外資の関係等含めまし

た。

次に、木村参考人にお願いいたします。

の口座を申し込みまして貸付信託の契約をいたしました。そうしますと、銀行の方からダイレクトメールがいろいろ送られてくるわけでございました。会員番号などが付されましたものがたびたび送られてまいりました。そのうち今度は積水ハウスという会社からダイレクトメールが送られてまいりました。このダイレクトメールを見比べてみると、全く同じシールが張られておりまして、会員番号も全部同じなわけですね。同じ機械で印刷したとしか思えない、そういうものが送られてきたわけです。これは明らかに銀行側が自己の顧客のリストをこの住宅会社の方に漏らしたとしか思えない、こういうケースが起こってきておりました。銀行の方に公に聞きますと、そんなことはあり得ないということをよくおっしゃるんですけども、現実に銀行の情報がこうした他の民間企業に情報主体の承諾なしに全く無断で提供されるという事実があるわけでございます。単に住所と名前だけではいか、これはプライバシーとは関係がないではないかという意見もあるかもしませんが、しかし現実に銀行と取引をしているということがわかる形で会員番号も含めて情報が提供されているということになりますと、その人の経済生活に関する情報が無断で漏えいされ、銀行の契約上の守秘義務にも反する事態であるといふふうに断ぜざるを得ないと思ひます。

このよう民间の保有しております個人情報についてのトラブルも近年ますます多くなつておりますので、立法に当たりましては、今回は法案を

見ますと射程距離に入つてないようでございますが、早急に民間の有する個人情報についても何らかの保護のための法制度をつくる必要があるというふうに考えております。

○委員長(大城眞順君) ありがとうございます。

次に、林参考人にお願いいたします。

○参考人(林修三君) 林修三でございます。

私は、個人情報の保護の問題につきましては、かつて行政管理庁の行政管理委員会をいたしておりま

ました。そこでこの法律制度につきましては長い間法制局においていろいろ関係を持ってきております。また、我が国の法律制度につきましては長い間法制局においては携わっております。そういう経験等から、この法案について若干の意見を申し上げたいと存じます。

まず、我が国における個人情報保護対策のあり方について述べたいと存じます。

近年の我が国における情報化の進展、特に電子計算機による個人情報の処理の急速な拡大は国民の間に不安感や個人の権利利益の侵害のおそれをおじさせており、その保護対策の必要性が指摘されております。

そのOECODも勧告を実施するに当たっての具体的措置につきましては、その国の法制度あるいは國民性、伝統などの違いによる加盟国との裁量の関する法律が制定されております。

諸外国では、昭和五十五年のOECOD理事会の勧告もあり、多くの国において個人情報の保護に関する法律が制定されております。

そのOECODも勧告を実施するに当たっての具体的措置につきましては、その国の法制度あるいは國民性、伝統などの違いによる加盟国との裁量の関する法律が制定されております。

まず第一に、本法案の目的でございますが、これに関して、行政運営優先の法典だというような意見があるようございます。これにつきましては、OECOD勧告がプライバシーの保護と情報の自由流通との調和を目的として出されたものでありますように、我が國の制度化に当たつても、諸外国の法制度をそのまま持ち込むということにはまいり

ない点がございまして、我が國の国情というものが当然に考慮するべきであると存じます。

ここで、いわゆるプライバシーの保護と個人情報の保護の関係について少し意見を申し述べたいと存じます。

プライバシーの観念は、我が国においては現在まだ定義法上のものではなく、専ら学説または判例の上で論じられているものでございまして、その内容は、まだ必ずしも明確ではございませんが、一応他人へのぞき見されたくない自分に関する事柄を他人にのぞき見されない権利ないし利益といったものと考えられております。一方、この法案は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め

一が保護されるというものであつて、世間で慣用されているプライバシーの保護という用語を使わずに個人情報の保護としてあるのは、より内容に正確であり適切なものではないかと存じております。

以上のようないくつかの基本認識から、この法案の内容は全体的に妥当なものと存じます。また、全体としてOECODの勧告にも沿つたものと認めてよいと思います。

しかし、この法案についていろいろと議論があることは私も承知しております。それらのうち主なものについて、以下、四点について私の意見を申し述べたいと存じます。

まず第一に、本法案の目的でございますが、これに関して、行政運営優先の法典だというような意見があるようございます。これにつきましては、OECOD勧告がプライバシーの保護と情報の自由流通との調和を目的として出されたものでありますように、我が國の制度化に当たつても、諸外国の法制度をそのまま持ち込むということにはまいり

ない点がございまして、我が國の国情というものが当然に考慮するべきであると存じます。

ここでも、いわゆるセンシティップ情報の収集制限を明確に規定すべきであるという意見が言わっておる方は適切なものであると思ひます。

第二に、第四条の保有制限でございますが、これに関連して、いわゆるセンシティップ情報の収集制限を明確に規定すべきであるという意見が言われておるようございます。これにつきましては、OECODの議論においても、センシティップ情報と万人に認められるような情報を定義づけることは非常に困難、むしろ不可能であるとされております。それから、他面から申しますと、この収集制限の規定を置いている国でも、法益的なあるいは公益的な必要のある場合のセンシティップ情報の収集規定を置いている国は幾らもあるわけですがござります。そういう意味で、本法案が個人情報全般を対象として保有制限をかけることによって実質的にいわゆるセンシティップ情報をも含めて個人情報の収集を実質的に制限する、つまり保有制

限の規定であるいは目的外使用の規定を置くことによって実質的にこの個人情報の収集制限にも寄与しているというやり方は、適切なものではないかと思つております。

また、適法・公正な手段による収集ということを規定せよと言われておるようございますが、これにつきましては、我が国の現在の憲法下における行政の原則は法に基づいて行われることになつております。しかし、行政機関を対象とするこの法案においては特に改めて規定する必要はないものじゃないかと思つております。

第三に、事前通知、公示と開示の適用除外事項について申し上げたいと思います。これにつきましては、各種の適用除外が多く過ぎるんじゃないかなという意見が出ております。しかし、この法案を詳細に見てまいりますと、各段階における適用除外はそれぞれ公共の利益や本人あるいは第三者の利益に配慮されたものであつて、いずれも必要最小限度のものと考えてよいと思われます。

政令委任事項が広いんじゃないかという御議論もあるようですが、この政令委任事項については前各号に準ずるものというような縛りもかけられておりまして、必ずしもそういう意見は当たらないんじゃないかと思つております。

最後の論点として、民間部門の保有する個人情報の保護の問題がござります。これにつきましては、私も将来的には立法化が必要だと思つておりますが、民間部門については営業の自由との調整が必要なことなど別途の問題もございまして、今直ちにこの法案に盛り込むというのは適切ではないく、閣議決定もござりますように、それぞれの関係省庁で早急に検討、措置を考えてもらいたいと存じております。

結論として申しますと、我が国の急速な情報化の進展等にかんがみ、政府案の一刻も早い成立、施行が非常に大切であると存じております。

ただし、この法律案は我が国にとって全く新しいものであり、また個人情報の保護にとって必要な具体的措置の詳細まで法律で規定できるもので

はございませんので、この法律の施行に当たつては、可能な限り明確な運用基準を定め、その適正、厳格な運用を図つていっていただきたいと存じます。また、この法律施行後においては、必要に応じて積極的に制度、運用の改善を図ることが必要だと存じます。

以上、この法律案についての私の意見を申し上げました。

ありがとうございました。

○委員長(大城眞順君) ありがとうございました。

次に、藤田参考人にお願いいたします。

○参考人(藤田裕一君) 私は、日本弁護士連合会の立場から今回の個人情報保護法案について意見を述べさせていただきます。

まず、結論から先に申しますと、法案の抜本的修正が必要であるというように考えております。

そこで、時間もございませんので、修正していくべき事項の柱立てだけを申し上げます。そ

うで、時間がございませんので、修正していくべき事項の柱立てだけを申し上げます。そ

かわる情報が存するのではないかと思つております。例えば、次に述べますセンシティップ情報と言つていいと考えております。したがつて、センシティップ情報の範囲は、憲法の条項との関連でとらえれば確定するのに困難ではないと考思われますが、しかしこうした情報こそ個人のプライバシーにとって大変大きな脅威となります。

次に修正を検討していただきたい点がありますが、それはセンシティップ情報についてであります。

四番目にぜひとも検討をお願いしたいのは、収集制限に関する規定を盛り込んでいただきたいと政策の問題であると考えております。

法案には収集制限に関する直接的な規定はなく、第四条において個人情報ファイルの保有制限で間接的に制限しているにすぎません。しかも、その制限の内容も「法律の定める所掌事業を遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる限りそく期待できない」という極めて抽象的なもので、収集制限への間接的影響も全く期待できません。

そもそも個人情報は形のないものであります。

それなりに個人の人格に深くかかわるといふ特性を持つります。そういう特性を持つ個人情報の取り扱いから生じるプライバシー侵害を防止しようとすれば、当然、個人情報がファイルに記録されて形が与えられる以前から、すなわち収集の段階から規制を加えなければ真に個人情報を保護することにはならないのです。

味で、まず収集の段階で利用目的からの規制、収集の手段、方法の面からの規制を明記していただきたい、そのように考えております。

五番目に、利用、提供制限に関する第九条の修正を検討していただきたいということでありま

す。

特に、第九条二項の二号から四号の規定では

「相当な理由のあるとき」あるいは「特別の理由の

あるとき」という極めて抽象的な基準で目的外利

用や外部提供ができることになつております。し

かし、よく考えてみると、こうした「相当な理

由」あるいは「特別の理由」を判断するのは目的

外利用を禁じられておる当該の行政機関の長が行

うことになつてゐるのであります。この判断の適否をチェックするシステムがこの法案では十分整

つております。あとは、国が法案にセンシティ

情報に関する規定を盛り込むか否か、これは専ら

ないがためにマニュアル処理されることが多いと

思われますが、しかしこうした情報こそ個人のプ

ライバシーにとって大変大きな脅威となります。

次に修正を検討していただきたい点であります。

が、それはセンシティップ情報についてであります。

センシティップ情報について収集、保管、管理、

利用などする各場面で、他の個人情報以上に慎重

な配慮がなされるような規定を設けていただき

いと思っております。なるほど、センシティップ情

報についてはその範囲の確定ということで問題が

あり、OECDの理事会でもこれについて具体的

な表現はしておりませんでした。しかし、OEC

Dの理事会勧告と同時期に発表された欧州評議

会、いわゆるCEの条約では、センシティップ情報

として人種、政治的意見または宗教その他信条を

明らかにする個人情報を挙げており、特別慎重な配慮を

するようになります。また、主要各国、

例えはスウェーデン、アメリカ、フランス、先般

成立いたしましたイギリスのデータ保護法におい

ても、センシティップ情報について特別の規定を置

いております。

このように最近の各國の趨勢は積極的にセンシ

ティブ情報に関する規定を置く傾向にあります。

我が国が自由主義国家のリーダーとして国際社会

を動かしていく以上、自由主義の基礎ともいべき

国民の基本的人権をより積極的に擁護する必要

があると考えておるわけであります。

そこで、我が国の場合センシティップ情報として

どのような個人情報が考えられるのかということ

であります。が、この点に関しては憲法自体が明確

な答へを用意してくれていて思つております。

なわち、憲法は国民の思想、信条、信教の自由

など人格の不可侵性に強く関連する自由権や法の

もとにおける平等に関する事項を具体的に列挙し

ております。これらに関する情報がまさにセンシティ

ブ情報と言つていいと考えております。したがつて、センシティップ情報の範囲は、憲法の条項との

関連でとらえれば確定するのに困難ではないと考

えております。あとは、国が法案にセンシティ

ブ情報に関する規定を盛り込むか否か、これは専ら

ないがためにマニュアル処理されることが多いと

思われますが、しかしこうした情報こそ個人のプ

ライバシーにとって大変大きな脅威となります。

次に修正を検討していただきたい点であります。

が、それはセンシティップ情報についてであります。

センシティップ情報について収集、保管、管理、

利用などする各場面で、他の個人情報以上に慎重

な配慮がなされるような規定を設けていただき

いと思っております。なるほど、センシティップ情

報についてはその範囲の確定ということで問題が

あり、OECDの理事会でもこれについて具体的

な表現はしておりませんでした。しかし、OEC

Dの理事会勧告と同時期に発表された欧州評議

会、いわゆるCEの条約では、センシティップ情報

として人種、政治的意見または宗教その他信条を

明らかにする個人情報を挙げており、特別慎重な配慮を

するようになります。また、主要各国、

例えはスウェーデン、アメリカ、フランス、先般

成立いたしましたイギリスのデータ保護法におい

ても、センシティップ情報について特別の規定を置

いております。

このように最近の各國の趨勢は積極的にセンシ

ティブ情報に関する規定を置く傾向にあります。

我が国が自由主義国家のリーダーとして国際社会

を動かしていく以上、自由主義の基礎ともいべき

国民の基本的人権をより積極的に擁護する必要

があると考えておるわけであります。

そこで、我が国の場合センシティップ情報として

どのような個人情報が考えられるのかということ

であります。が、この点に関しては憲法自体が明確

な答へを用意してくれていて思つております。

なわち、憲法は国民の思想、信条、信教の自由

など人格の不可侵性に強く関連する自由権や法の

もとにおける平等に関する事項を具体的に列挙し

ております。これらに関する情報がまさにセンシティ

ブ情報と言つていいと考えております。したがつて、センシティ

ブ情報の範囲は、憲法の条項との

関連でとらえれば確定するのに困難ではないと考

えております。あとは、国が法案にセンシティ

ブ情報に関する規定を盛り込むか否か、これは専ら

ないがためにマニュアル処理されることが多いと

思われますが、しかしこうした情報こそ個人のプ

ライバシーにとって大変大きな脅威となります。

次に修正を検討していただきたい点であります。

が、それはセンシティップ情報についてであります。

センシティップ情報について収集、保管、管理、

利用などする各場面で、他の個人情報以上に慎重

な配慮がなされるような規定を設けていただき

いと思っております。なるほど、センシティップ情

報についてはその範囲の確定ということで問題が

あり、OECDの理事会でもこれについて具体的

な表現はしておりませんでした。しかし、OEC

Dの理事会勧告と同時期に発表された欧州評議

会、いわゆるCEの条約では、センシティップ情報

として人種、政治的意見または宗教その他信条を

明らかにする個人情報を挙げており、特別慎重な配慮を

するようになります。また、主要各国、

例えはスウェーデン、アメリカ、フランス、先般

成立いたしましたイギリスのデータ保護法におい

ても、センシティップ情報について特別の規定を置

いております。

このように最近の各國の趨勢は積極的にセンシ

ティブ情報に関する規定を置く傾向にあります。

我が国が自由主義国家のリーダーとして国際社会

を動かしていく以上、自由主義の基礎ともいべき

国民の基本的人権をより積極的に擁護する必要

があると考えておるわけであります。

そこで、我が国の場合センシティップ情報として

どのような個人情報が考えられるのかということ

であります。が、この点に関しては憲法自体が明確

な答へを用意してくれていて思つております。

なわち、憲法は国民の思想、信条、信教の自由

など人格の不可侵性に強く関連する自由権や法の

もとにおける平等に関する事項を具体的に列挙し

ております。これらに関する情報がまさにセンシティ

ブ情報と言つていいと考えております。したがつて、センシティ

ブ情報の範囲は、憲法の条項との

関連でとらえれば確定するのに困難ではないと考

えております。あとは、国が法案にセンシティ

ブ情報に関する規定を盛り込むか否か、これは専ら

ないがためにマニュアル処理されることが多いと

思われますが、しかしこうした情報こそ個人のプ

ライバシーにとって大変大きな脅威となります。

次に修正を検討していただきたい点であります。

が、それはセンシティップ情報についてであります。

センシティップ情報について収集、保管、管理、

利用などする各場面で、他の個人情報以上に慎重

な配慮がなされるような規定を設けていただき

いと思っております。なるほど、センシティップ情

報についてはその範囲の確定ということで問題が

あり、OECDの理事会でもこれについて具体的

な表現はおりませんでした。しかし、OEC

Dの理事会勧告と同時期に発表された欧州評議

会、いわゆるCEの条約では、センシティップ情報

として人種、政治的意見または宗教その他信条を

明らかにする個人情報を挙げており、特別慎重な配慮を

するようになります。また、主要各国、

例えはスウェーデン、アメリカ、フランス、先般

成立いたしましたイギリスのデータ保護法におい

ても、センシティップ情報について特別の規定を置

いております。

このように最近の各國の趨勢は積極的にセンシ

ティブ情報に関する規定を置く傾向にあります。

我が国が自由主義国家のリーダーとして国際社会

を動かしていく以上、自由主義の基礎ともいべき

国民の基本的人権をより積極的に擁護する必要

があると考えておるわけであります。

そこで、我が国の場合センシティップ情報として

どのような個人情報が考えられるのかということ

であります。が、この点に関しては憲法自体が明確

な答へを用意してくれていて思つております。

なわち、憲法は国民の思想、信条、信教の自由

など人格の不可侵性に強く関連する自由権や法の

もとにおける平等に関する事項を具体的に列挙し

ております。これらに関する情報がまさにセンシティ

ブ情報と言つていいと考えております。したがつて、センシティ

ブ情報の範囲は、憲法の条項との

関連でとらえれば確定するのに困難ではないと考

えております。あとは、国が法案にセンシティ

ブ情報に関する規定を盛り込むか否か、これは専ら

ないがためにマニュアル処理されることが多いと

思われますが、しかしこうした情報こそ個人のプ

ライバシーにとって大変大きな脅威となります。

次に修正を検討していただきたい点であります。

が、それはセンシティップ情報についてであります。

センシティップ情報について収集、保管、管理、

利用などする各場面で、他の個人情報以上に慎重

な配慮がなされるような規定を設けていただき

いと思っております。なるほど、センシティップ情

報についてはその範囲の確定ということで問題が

あり、OECDの理事会でもこれについて具体的

な表現はおりませんでした。しかし、OEC

Dの理事会勧告と同時期に発表された欧州評議

会、いわゆるCEの条約では、センシティップ情報

として人種、政治的意見または宗教その他信条を

明らかにする個人情報を挙げており、特別慎重な配慮を

するようになります。また、主要各国、

例えはスウェーデン、アメリカ、フランス、先般

成立いたしましたイギリスのデータ保護法におい

ても、センシティップ情報について特別の規定を置

いております。

このように最近の各國の趨勢は積極的にセンシ

ティブ情報に関する規定を置く傾向にあります。

我が国が自由主義国家のリーダーとして国際社会

を動かしていく以上、自由主義の基礎ともいべき

国民の基本的人権をより積極的に擁護する必要

的権利を規定しておりません。しかし、後ほど述べますように、個人情報に関する個人のプライバシー権としての自己情報コントロール権は情報化社会における普遍的な権利として承認され、我が国もその例外ではないはずです。そしてこの自己情報コントロール権を内容のあるものとする以上、誤った情報や不正確な情報を情報主体みずからが訂正、抹消できなければ自分の情報をコントロールできるということにはならないはずです。こうした考え方は個人情報に関する法律がない現在であつても裁判所で一部承認されており、この法案で訂正、抹消請求権を否定するのはいかがなものかと考えております。

次に、私が今まで述べました考え方の支点となる事柄のうち、三点に限って申し上げます。

まず第一点は、この法案で保護すべき国民の権利についてあります。これについて、表現が適切かどうかは知りませんが、私自身としては個人の情報プライバシー権だと思っております。プライバシーという言葉はさまざまな意味で用いられ、権利として認めるには余りにも漠然とし過ぎていると言われる方もおられます。本来、プライバシーというものは私の領域への不可侵性という観点から発達した権利利益でありますから、そもそも私の領域に対する社会の考え方の変化によってさまざまのプライバシーが生まれてくるわけで、この法案がプライバシー一般の保護を目的とするものでないことは明らかです。しかし、個人情報の取り扱いとの関連で個人のプライバシー権を考えるとき、一九六〇年代以降、情報化社会における個人のプライバシーの権利として自己情報コントロール権が承認されてきた歴史的事実があること、また自己情報コントロール権の生成の基盤である情報化社会は各国の文化、社会性の違いを超えた普遍的社会構造であること、さらにはOEC Dの理事会勧告で示された八原則が自己情報コントロール権の最低限の、いわゆるミニマムの内容であることなどを考えますと、我が国でも最低限OEC D八原則を内容とする自己情報コントロー

ル権としての情報プライバシー権があるものと考へたいのではないかと思つております。そして、この権利は、本来、個人人格と深く結びつく社会における普遍的な権利として承認され、我が国もその例外ではないはずです。そしてこの自己情報コントロール権を内容のあるものとする以上、誤った情報や不正確な情報を情報主体みずからが訂正、抹消できなければ自分の情報をコントロールできるということにはならないはずです。こうした考え方は個人情報に関する法律がない現在であつても裁判所で一部承認されており、この法案で訂正、抹消請求権を否定するのはいかがなものかと考えております。

次に、今まで述べたことと関連いたしまして申し述べたいと思いますが、今回の法案では公示制度や開示制度に関し広範な除外事由を置いておりますが、いずれも個人の情報プライバシー権を制限してまでなぜ除外事由にするのか個々の情報ファイルごとに検討されておりません。いずれの除外事由も、各行政機関の職務との関連でどのような個人情報がどのように利用されるのか、そしてそれが情報プライバシー権を制限する合理的な理由たり得るのか、個々具体的に検証されなければ憲法第三十一条の適正手続保障規定に違反するのではないかとすら私は考えております。

最後に、民間企業等が保有する個人情報の取り扱い規制との関連でこの法案の問題点を述べさせていただきます。

先ほど木村参考人の意見陳述にもありましたように、民間企業が保有する個人情報の関係ではさるものでないことは明らかです。しかし、個人情報を取り扱いとの関連で個人のプライバシー権を考えるとき、さまざまな問題が出てきており、私自身も一、三の事件を扱つております。私は自身も二、三の事件を扱つております。また、経済企画庁でも、去る九月九日、報告書を発表され、法的規制の必要性を述べられています。

しかし、民間部門については、営業の自由といふ言い方が企業側にあってなかなか法的規制に到達するまで大変だうと思います。しかし、それでも早期に規制立法を定めなければ国民感情に対応できなくなると思っています。そこで、国としても何としても民間部門の規制立法を制定する必要が生ずると思ふんですが、立法規制をしようとすることについて本人の同意を得る手続というも

のを行つております。

具体的に申し上げますと、老人福祉の一環としてシルバーパスであるとかあるいはマル福医療証の権利だと思つております。また、それであるために憲法第十三条などで保障されるべき憲法上の権利だと思つております。また、それであるからこそ、さきに述べさせていただいたように、目的規定でもこのことを明記し、この権利を制限する場合、それ相応の合理的な理由があるか否か慎重に検討されなければならないと思つておるわけです。

次に、今述べたことと関連いたしまして申し述べたいと思いますが、今回の法案では公示制度や開示制度に関し広範な除外事由を置いておりますが、いずれも個人の情報プライバシー権を制限してまでなぜ除外事由にするのか個々の情報ファイルごとに検討されておりません。いずれの除外事由も、各行政機関の職務との関連でどのような個人情報がどのように利用されるのか、そしてそれが情報プライバシー権を制限する合理的な理由たり得るのか、個々具体的に検証されなければ憲法第三十一条の適正手続保障規定に違反するのではないかとすら私は考えております。

以上で参考人の方々からの御意見の聴取は終りました。

○委員長(大城眞順君) ありがとうございました。

以上で参考人の方々からの御意見の聴取は終りました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保田真苗君 池田参考人にお伺いします。

自治体のプライバシー保護行政なんですが、今お聞きしますと、大部分自治体で条例化が進んでおるようございます。私もこの間自治省に対しても出することになり積極的なよう見受けたわけございます。

ところで、そういう見地からいたしますと、自治体でのプライバシー保護行政で最も大事なところはどういうところに問題があるとお考えでしょうか。

○参考人(池田省三君) お答えいたします。

自治体行政を通じてプライバシー保護の問題を考えるときに一番重要なことは、内部での個人情報の利用のあり方、もう少しはつきり申し上げますと、行政内部での目的外利用というものをどう規制していくかというそこが重要ではないかとうふうに考えます。なぜならば、それは住民にとって一番見えにくい部分である、そういった意味で一番チェックされなければならない場所ではないかと思うんです。

具体的に一例だけ申し上げたいと思うんですが、例えば東京の葛飾区におきましては、自治体が保有しています個人情報について、それを利用することについて本人の同意を得る手続というも

は非常によい混乱であった。

つまり、行政はそのように内部利用に当たって住民あるいは国民のプライバシー保護というものを常に念頭に置く、それが自治体だけではなくて国も含めてなんでしょうが、行政の中でのプライバシー保護のあり方として多分一番重要なものではないかというふうに考えております。

○久保田真苗君 もう一つ、結局これは個人情報でございまして、特に自治体の扱う個人情報そのものは、窓口とかいろいろな社会保障関係そして住民台帳、そういったいろいろな窓口的な情報が非常に多く、住民に非常に密接なかかわりを持つています。したがいまして、自治体でいかにそのプライバシーの保護がなされるか。今回の法案では、林参考人も指摘されましたように、これは行

いは地域の一つの商工関係の団体であるとかそぞろ  
いった地域の団体の推薦を得て委員を任命するとい  
うやり方が一つござります。あるいはまた、公  
募という方法をとりまして、市民から個人情報審  
議会に就任したいという人間を公募いたしまし  
て、数が多い場合は抽せんで決めるわけなんですが  
が、そういう形で市民の参加を認めて、こうい  
う自治体も幾つかございます。つまり、そうい

○久保田真苗君 うふうに考えております。  
 次に、林参考人にお伺いいたします。  
 一番最後のところで民間部門のお話が出来ました。もちろん今回の法案はこの問題を扱っていないということで、関係省庁でもつて早急に対応したらいいのではないか、そういう御意見がございました。

うものを手がけてきているのか、一体この先はどうなのかということを懸念するものでございます。

私は決して行政指導でなくすべきことではないと思つておりますけれども、林参考人はどういうふうにお考えでしようか、将来見通しを伺います。

○参考人(林修三君) 今の御質問にお答えいたしましたが、民間情報について何らかの立法措置が必要

○参考人(池田省三君) 民主化の問題は、政治的情報保護の枠内でプライバシーが多少考えられてはいるといった範囲を抜けていない。そのこと自体を私も大変残念に思うのですけれども、自治体がプライバシー保護についていたします場合にもっと住民が直接物を言ってよろしいのではないか。どういうプライバシー保護を住民は強く求めているのか、何しろいろいろな情報で一番近いところにある自治体からのプライバシー保護についての活動モデル、そういうものを参考にしていくことができたら将来に大変いい影響があるんじゃないかと思うので、どういう住民参加といいますかが行われているかあるいは行われたらよいとお考へか、その辺をお聞かせください。

ふたたしいわば住民が具体的に個人情報保護のシステムというものについて発言権を持つということ、これが今自治体では非常に求められ、かつ進んでいるところだろうと思います。

ちなみに、そういった中でどういったプライバシー保護というものが具体化されていたかということを一、二簡単に申し上げたいと思うんですけど、例えば川崎市におきましては、住民に対するさまざまなお行政上の必要に応じたアンケートがござります。そこで、フェンスをつくるために、当然そのアンケートに答えた人間の所得というものを知りたいわけですけれども、答えたくない人がいるということを想定いたしまして、所得を尋ねる項目について答えたくないという項目を新たに

私もこの部門は大変大事だと思っております。なぜならば、個人情報の大部分は民間の情報でございます。そして、ここで消費者等、直接個人情報に非常にかかわりのある方々がいろいろな被害といいますかかるいは懸念といいますか、そういう事件が大変目立ってきております。したがいまして、政府が何らかの対応を早急にしなければならないということについて思うわけでございますけれども、せんだつて各省庁の対応について伺いましたところ非常にばらばらでござります。例えば経済企画庁は、将来立法化を一応念頭に置きながら国民世論の高まりを待つというようなことでございます。私はもう世論は十分高まっているとおもいます。通産省は、業者に対する行政指導で

要であろうということは先ほどの私の意見陳述で申し上げましたとおりございまして、私自身としてもこれはやはり今後ひとつ政府でも取り組んでもらいたいと思っているところでござります。

今までの状況を見ますと、この民間情報の個人情報の保護でございますが、これについては幾つかのなお研究すべき問題点があるわけで、それでおくれていてるんだということが言えると思うでございますが、一つは、政府の公的情報の問題と違いまして、いわゆる営業の自由なり職業選択の自由なりそういう点から、それぞれの民間活動による個人情報の収集とかあるいはファイカル化とかそういうものについての規制立法をするについて

プライバシー保護条例を持っております自治体のかなりの部分が個人情報保護審議会というものを設けております。この個人情報保護審議会といふものが、例えば住民から具体的な個人情報保護に関する苦情であるとかあるいは問題点の指摘だとかそういうもののを受けて、いわば行政とは離れた第三者の形でそれを議論し問題点を探り、そして改善というものを首長に勧告していく、こういう手続が非常に必要なんではなかろうか。現実にそれは自治体で行われていることあります。この場合、審議会の委員の任命というのはかなり多くの部分が首長の任命ということになるんですねけれども、そこで具体的に住民参加の道を開くために幾つかの自治体では次のような方法をとっているわけです。

一つは、例えば私が所属する武藏野市もそうなんですが、地域の労働団体であるとかある

図書館では、図書館の個人情報というのはだれがどんな本を読んだということがある程度推定できますから思想、信条にかかる個人情報というものがになつてくるわけです。したがいまして、大体の図書館はオンライン処理はしておりませんで、オンラインで図書館の中だけで処理するというそういう傾向になつておりますが、例えば藤沢では、それにつけ加えまして、本を返却しない人に対して催促の督促状を出す場合に、あえて本の名前は書かないということをやつておるわけです。以前は書かないということをやつておるわけです。いわば小さい一つ一つの積み重ねですけれども、そういった具体的な一つの取り組みが恐らくはプライバシー権というものを行政並びに住民の中に定着させていく一番いい方法ではないかといつくる。非常に小さいことのように見えますけれども、これもある意味で僕は非常に大きな意味を持つていると思います。あるいは、藤沢市などの

十分だと考へておるようでございます。また自治省は、指針を出すことによつて民間部門の情報を条例によつて扱うということに腰を入れてきて、るといふように見られるわけでございます。ところが本法案を出しました肝心の総務庁は、民間情報につきましてはとても総務庁の手の届かないところにある、したがつて今回の法律以上のことはなかなか総務庁の権限外になるものだ、こういうことでございます。官房長官の御意見も伺いましたが、政府がどのような対応を民間情報についてしていくのかということについては展望もないし、それに取り組むという意思もどうも私には見えなかつたのでございます。そういう意味で、お先真つ暗だということは、これはOECDの原則を余りにも無視しているのではないか。現在、この法案は行政の電算機情報でございますけれども、先の見通しもないままになぜ総務庁がこうい

は、そういう点のいわゆる憲法との関係の、特に営業の自由とか職業選択の自由との関係の調整が必要である。それから、各企業、事業形態別に統一的な取り扱いをするのは必ずしも適当でない部分がある。したがって、各所管の役所の行政長がそれぞれの意見を相当取りまとめなければいけない、そういうふうな問題がござります。

それから、先ほどお話をございました総務庁の権限がなかなか及ばないという点は、確かに現在の各省の設置法の建前から申しますと総務庁の言いうのにももつともな点がございまして、各省庁の所管している事業についての民間機関における情報の保護について今総務省がすぐ立案する権限についてはもう少し何らかの措置が必要だらうといふ気がいたします。これについては、現在、御承知のとおりに閣議の方針で経済企画庁が民間情報の問題についての取りまとめ役をしているよう

でございます。経済企画庁が、今お話をとおりに、先般、若干の考え方を出しました。それで、各省のそれに従つての今までのやり方は、今お話しのとおりに各省若干ばらばらの点がござります。かなり意欲的にやつているところもござりますし、どうもまだ余り手のつかないところもございます。これは、例えば内閣段階で、内閣官房なりあるいは総理大臣官房なりそういうところで、各省の全体を統合したこの法案をつくるシステムを何か考へる必要があるだらうというような気がいたします。

この点につきましては、先ほど久保田委員からはどうも内閣側の対応が鈍いというようなことをおっしゃいましたけれども、これは衆議院でこの法案の議決に際して附帯決議をつけておられまして、民間情報についても早急に何らかの法的な措置について検討しろというような附帯決議もついております。これは、政府の方でも恐らくこれを受けて今後何らかの行動に出てもらうことが期待できるんじやなかろうかと思います。それにつきましては個別の事業分野ごとの検討も必要でござりますが、今申しましたとおり、どこでこういう法案をつくるについての取りまとめをするかといふ方針はやっぱり政府部内で決めてもらう必要があるだらうという気がいたします。

それから、今ちょっとお話をございましたが、地方の条例で民間の情報についてコントロールすることは、私は必ずしも適当じゃないと思つております。各企業、殊に大きな企業は日本全国でいろいろな営業活動をしておりまして、ある地方団体ごとにプライバシーの規制が違えば企業にとって非常に処理、対応に困るわけです。民間企業の情報についての保護の措置はやはり国の法律でやるべきものだと、私はそういうふうに考えております。今申しましたとおりに衆議院での附帯決議もございますし、政府が早急にこれに対する対応措置をやつてもらうことを私も実は期待しております。

○久保田真苗君

時間が一分だけになりました。

藤田参考人に伺います。  
修正項目数ある中で訂正、抹消権に二重丸をおつけになつていらっしゃいます。私も数ある情報を全部どこの機関であるうとコントロールするなどということは実際には不可能だらうと思っております。したがいまして、個人の権利、プライバシーの権利を守る最低の歯止めの線はこの訂正、抹消権であるうと思います。

ここを強化するために、藤田参考人は具体的に何か御提案がござりますか。

○参考人(藤田裕一君) 具体的にと言われてもないですが、この法案ではとにかく申し立てだけができるということで、例えば情報主体の方に異議があつても、それを再調査して回答をするだけということです。

しかし、これについては先ほど判例があると申しあげましたが、たしか昭和五十九年の東京地裁の判決で、これは軍属が逃亡したかどうかというとの情報、これは情報主体の方では逃亡したという扱いが不満でこの抹消を求めたわけなんですが、判例の中でも、そういう個人の人格に結びつきが非常に強い個人情報については、場合によつては間違つておるあるいは不正確であれば訂正ができるんだということをはつきりと申します。

そうすると、これは判例ですのでその事件自体をとらえてそれを射程距離に置いておますが、必ずしもそうした限定的な意味ではなくて情報の誤りがあるということになれば、情報によって人柄がいろいろな形で評価されるわけです。一つの情報の誤りが全部の人格の評価につながる場合もあるわけですから、どんな細かいことであらうと誤りあるいは不正確な点があれば訂正できます。

それと、もう一点だけ申し述べますと、誤りあるいは不正確という点は、実際は情報主体の方があつてあります。

ら立証していくことが非常に困難な面がござります。ですから、立法措置をとるに当たつてはその辺の立証責任の転換、要は行政側に誤りがないとどうような立証責任を負わせるような措置も含めます。したがいまして、個人の権利、プライバシートの権利を守る最低の歯止めの線はこの訂正、抹消権であるうと思います。

ここを強化するために、藤田参考人に伺います。  
修正項目数ある中で訂正、抹消権に二重丸をおつけになつていらっしゃいます。私も数ある情報を全部どこの機関であるうとコントロールするなどということは実際には不可能だらうと思っております。したがいまして、個人の権利、プライバシートの権利を守る最低の歯止めの線はこの訂正、抹消権であるうと思います。

ここを強化するために、藤田参考人は具体的に何か御提案がござりますか。

○参考人(藤田裕一君) 具体的にと言われてもないですが、この法案ではとにかく申し立てだけができるということで、例えば情報主体の方に異議があつても、それを再調査して回答をするだけ

ら立証していくことが非常に困難な面がござります。ですから、立法措置をとるに当たつてはその辺の立証責任の転換、要は行政側に誤りがないとどうような立証責任を負わせるような措置も含めます。したがいまして、個人の権利、プライバシートの権利を守る最低の歯止めの線はこの訂正、抹消権であるうと思います。

ここを強化するために、藤田参考人に伺います。  
修正項目数ある中で訂正、抹消権に二重丸をおつけになつていらっしゃいます。私も数ある情報を全部どこの機関であるうとコントロールするなどということは実際には不可能だらうと思っております。したがいまして、個人の権利、プライバシートの権利を守る最低の歯止めの線はこの訂正、抹消権であるうと思います。

ここを強化するために、藤田参考人に伺います。  
修正項目数ある中で訂正、抹消権に二重丸をおつけになつていらっしゃいます。私も数ある情報を全部どこの機関であるうとコントロールするなどということは実際には不可能だらうと思っております。したがいまして、個人の権利、プライバシートの権利を守る最低の歯止めの線はこの訂正、抹消権であるうと思います。

ここを強化するために、藤田参考人に伺います。  
修正項目数ある中で訂正、抹消権に二重丸をおつけになつていらっしゃいます。私も数ある情報を全部どこの機関であるうとコントロールするなどということは実際には不可能だらうと思っております。したがいまして、個人の権利、プライバシートの権利を守る最低の歯止めの線はこの訂正、抹消権であるうと思います。

特に第一点としてお伺いしたいのは、先ほどもお話を出ましたマニフェル情報でございます。

本法律案は、御承知のように、OECDの勧告、それに基づいて加藤研究会、プライバシー保護研究会が設置され、さらにその後、臨調の最終答申を受けて林参考人が座長となられた研究会が

六十一年十一月に報告をされて、それがもとになります。その逃亡したかどうかという事実に争いがあります。その逃亡したかどうかという事実に争いがあります。

特によつては間違つておるあるいは不正確であれば訂正ができるんだということをはつきりと申します。

そうすると、これは判例ですのでその事件自体をとらえてそれを射程距離に置いておますが、必ずしもそうした限定的な意味ではなくて情報の誤りがあるということになれば、情報によって人

格がいろいろな形で評価されるわけです。一つの情報の誤りが全部の人格の評価につながる場合もあるわけですから、どんな細かいことであらうと誤りあるいは不正確な点があれば訂正でき

ます。ただ、その報告書の中でこういうふうに言つておられます。「電子計算機処理に係る個人情報のみを対象とした規制を行つておる」というふうに言つておられます。

情報の誤りが全部の人格の評価につながる場合もあるわけですから、どんな細かいことであらうと誤りあるいは不正確な点があれば訂正でき

ます。ただ、その報告書の中でこういうふうに言つておられます。「電子計算機処理に係る個人情報のみを対象とした規制を行つておる」というふうに言つておられます。

それと、もう一点だけ申し述べますと、誤りあるいは不正確という点は、実際は情報主体の方があつてあります。

わせるならば、逆にマニフェル情報というものはなるべくコンピューター処理に切りかえていく、そしてマニフェル情報というものはなるべく減らしていく、減らしていくことによつて情報の内容を把握しこれをシステム化していくと言つことがあります。

これは、今後の検討条項として衆議院においておきたいと思います。

まず、私いたしましては、本法律案は高度情報化社会を迎えるに当たつて行政機関の保有する個人情報の保護を行政の適正、円滑な運営と調和しつつ法制化するという画期的な立法であります。

○久保田真苗君 ありがとうございました。

これは、今後の検討条項として衆議院においておきたいと思います。

も、国民の方から見て、やはりそれを法制化することによってやはり自分たちの情報はこれだけ厳正に守られながら政府機関に保有されているんだなという安心感を持つと思うんです。

そもそもこの法案ができる原因は一番に何かといえば、国民の中には自分の個人情報が十五億件も政府機関に保有されてどのようなものになっているのだろうかということを心配している、それを解除して安心させてやるというのがこの法案をつくることになった一つの大きな要因だと思うんです。そういう意味で、やはり 국민に信用をされる、国民が安心のできる法律案として今後考えていかなければならないわけではないか。なるほどセンシティブ情報というものの定義はなかなか難しい。難しいけれども、この法案のように極めて抽象的ではなくて、ある程度具体的にその基準を示すということが今後必要ではないか、こういうふうに考えておりますが、その二点について林参考人の御意見を承って私の質疑を終ります。

第一点の手作業の処理情報を今度の法案では対象にしておらないことの理由でございます。

これは、私が座長を務めました研究会でも一応そういうことにしたわけでございますが、その理由の主なことは、第一に、電子計算機による個人情報の処理というのは手作業の処理に比べて記録を大量に処理できる、それから迅速に処理できる、それから情報の集中等、結合及び検索が非常に容易である、それから一たんコンピューターとがあるいは磁気テーブルに入力されるとそれを簡単に訂正できない、そのようなところで記録とか処理の不透明性がある、そういう点においてマニフェアルの処理に比べて非常に際立った特色があるわけでございます。こういう電子計算機の利用の拡大ということに対してもう今のような電子計算機処理が国を持つておる個人情報について行なわれている、これに対する国民の不安感あるいは個人の権利利益が侵害されるおそれがあるんで

て行政に対する国民の信頼を確保する、そういうところからこの個人情報の保護の法案をつくるうまいことしたわけだと思います。そういう意味から申しますと、手作業の処理で行われているものは、今申しました電子計算機処理情報とは違ひまして特に情報の集中、結合、検索あるいは記録処理の不透明性というようなところには余りそういう問題がない。それから、現在においては国機関においても情報的的確迅速な処理のために大量の情報につきましては原則として電子計算機処理に移るという方向をとっています。それぞれの事務についていろいろの事務的なものはございまして一挙に進んでいいものもございますけれども、方向としては大量な情報につきましては電子計算機の処理でいかなければとてもやれない、大体そういう状況にあることは明らかなどころでございます。そういう意味から申しますと手作業の処理で行われているものについてまで今直ちにこの個人情報の法制を適用する必要はそれほどないんじゃないかな。そういう趣旨でこれは電子計算機処理情報に一応限つてこうということとしたわけでございます。

公務員の守秘義務というものが非常によく守られています。そういうことから手作業で行われているものについてはそれが正当な理由なくして外部に流出したりほかの情報と結合されたりというような不安は余り持たなかつたんだろうと思います。そういう意味で電子計算機処理情報について当面やるということが適当じゃないかということで、こういうような私たちの研究会でもやはりそういう報告をしたわけでございます。

それで、ただこの電子計算機処理情報に限ることにしたために今電子計算機処理のシステムで情報の処理はやるうとうのを手作業にかえるといふようなことはやっぱり防止すべきであるということございますが、これは、大量な情報につきましてあるいは今後の公的機関における事務処理の状況といったしまして、今申しましたような電子計算機処理情報についていろんなコントロールが及ぶ、それを嫌つて手作業にかえるという可能性は私はそうないんじゃないかと思っております。これは、実際上、行政機関ではそういう理由だけで今まで電子計算機処理でやつていたものあるいは電子計算機処理方式でやつっていたものあるいはこれからそういうことでやるうとうのを手作業の処理にするということはほとんど考えられないじゃないかと思います。また、国の行政運営の方針としても、内閣を初め各省大臣等においてもそういうような傾向を許さない方向でひとつ行政の運営をやつていただきたい、それは可能などとであろう、そういうふうに思つておるわけでございます。

題が主だらうとは思いますが、もちろんそれだけには限らないわけでございます。したがつて、センシティブな情報の収集制限ということを法的に決めることは非常に難しいわけでございます。  
それから一方で申しまして、外國でもセンシティブ情報の収集についての制限規定を置いてしているところもござりますけれども、しかし、公益的な理由なり公共的な理由で法令に基づいて収集することについてはそれは大体認めておるわけであります。また、行政の必要から言えども、公的機関としてある種のセンシティブ情報といえども法令の根拠を持って収集しなきやならない必要性はこれはあるわけでございまして、それはどこの国でもそういう法的な措置はやつておるわけでござります。  
我が国においては、行政は今の憲法上は法によって行うというのが建前であります。したがつて、いろんな国の機関なり公的機関がセンシティブ情報を含めまして各種の情報を報告とか届け出とかあるいは申告とかいろんな形で国民の側から集めることを決めた法律がたくさんあるわけでござりますが、そういう個人情報に関する事項でもすべて一定の法令の規定に基づいて報告を求めあらるいは申告をさせあるいは届け出をさせているわけでございます。そういう法令は、殊に法律についてはすべて国会の御審議を経て、適正公正な行政のために必要な限度でそういうことができるんだといふことは特に戦後につくられた各法律についてはすべてそういうような趣旨が入つております。そして、当該行政機関においての行政事務を遂行する上で必要な限度においてそういう報告等なり届け出を求める事ができるということになつておるわけでございます。私は、そういう意味においては全体的に申しまして今のこの個人情報を含めているいろんな情報を国機関が集めるあるいは持つてゐることについてはそれは公正適正な手続で行われてゐる、そう言つていいと思うのでございまます。

ほかに割合広い範囲でいろいろな行政指導というものが行われていることは御承知のとおりでございます。行政指導は法令に基づかないで行われて、いる点に一つの特色があるわけでございます。しかし、この行政指導は当然強制的な性質を持つものではないわけで、法令に基づかないで行われて、いる以上、相手方の任意の承諾なしに行政指導をやることはできない。したがって、行政機関がいわゆる情報を集めるにいたしましても、仮に行政指導によつて集めるにしても、それは当然に相手方の任意提供ということがあるわけであります。しかも、それをやるのはそれぞの当該行政機関の任務なり目的の範囲に限られるわけでございまして、それがその範囲を出て違法なことをやつていれば当然に違法な処置として当該公務員についてもあるいはそういうことについても法的な措置もございますし、あるいはいろんな制裁措置もあるわけです。そういう意味においては私は、現在の法律制度のもとで行われている個人情報の収集というものについては全体としてある程度公正妥当な切なもののが保障はあると思います。

先ほど申しましたように、個々の具体的なこの情報はとつてはいけないといふようなことは法的にはなかなか否定しにくいことで、しかも仮に個人のプライバシーに関係のあるようなものにつきましても、公的な必要で場合によつては法令に基づいて収集しなきゃならない場合もあり得るわけでございます。そういうものについては法による行政という背景で行われていてことにおいてやはり國民から信頼してもらうことが必要だらう、また信頼も受け得るんじやないかと思ひます。また、この法律では、そうして集めたもののファイルにつきましては保有、管理についてのいろんな制約を課しております。特に目的外使用とか機関内における結合についてのいろんな制限をかけておりますが、そういう面においても國民の信頼を確保するに足る点があるんじやないか、そういうふうに考えております。

○飯田忠雄君 林参考人にお尋ねをいたします。

ほかに割合広い範囲でいろいろな行政指導をするための点についての問題がござりますが、これと行政組織の所掌の分割の問題がござります。

○参考人(林修三君) お答えいたします。

ちょっと御質問の趣旨を私とり述べておる点があるかも存じませんけれども、今回の法律は、公的機関に収集される情報について個人情報の保護

あるかも存じませんけれども、今回の法律は、公的機関に収集される情報について個人情報の保護と、いうことに観点を置いてファイルのつくり方あるいはその保有のあり方それから後における目的

外使用とかそういうこと、逆に言えば開示請求とかあるいは訂正の申し立てというような個人情報の保護についてのいろんな規定を入れた。その目

的は、やはり行政に対する國民の信頼を確保する。で、大量のいろんな個人情報を各機関が保有しているので、それが殊に電子計算機処理によつて非常に迅速に行われるにすればあるいはその電

子計算機処理によるとオンラインシステム導入で外部からそれにアクセスすることも割合やりやすいためあるいはその情報の結合、集中、検索とい

うことも非常にやりやすい、そういうことで國民の方で不安感があるのでその不安感に対応する意味で電子計算機処理情報に一応限つてこういう法案をつくらうということござります。

それで、公的な情報につきましては、政府部内

このたびの法律は、結局はその背景に政府機関相互の情報オンライン化が存在するということであらうと思います。そのため生ずる不安を解消するための法案であらうと思いますが、これと行

政組織の所掌の分割の問題がござります。

○参考人(林修三君) お答えいたします。

あるかも存じませんけれども、今回の法律は、公的機関に収集される情報について個人情報の保護と、いうことに観点を置いてファイルのつくり方あるいはその保有のあり方それから後における目的

外使用とかそういうこと、逆に言えば開示請求とかあるいは訂正の申し立てというような個人情報の保護についてのいろんな規定を入れた。その目

的は、やはり行政に対する國民の信頼を確保する。で、大量のいろんな個人情報を各機関が保有しているので、それが殊に電子計算機処理によつて非常に迅速に行われるにすればあるいはその電

子計算機処理によるとオンラインシステム導入で外部からそれにアクセスすることも割合やりやすいためあるいはその情報の結合、集中、検索とい

うことも非常にやりやすい、そういうことで國民の方で不安感があるのでその不安感に対応する意味で電子計算機処理情報に一応限つてこういう法案をつくらうということござります。

それで、公的な情報につきましては、政府部内

このたびの法律は、結局はその背景に政府機関相互の情報オンライン化が存在するということであらうと思います。そのため生ずる不安を解消するための法案であらうと思いますが、これと行

政組織の所掌の分割の問題がござります。

○参考人(猪熊重二君) 池田参考人にお伺いしたいと思います。

いろいろな問題点がある。それから、民間情報そのものについての営業の自由という点から、若干その点についての処置がおくれてある点があるといふことがあります。

それから、各省の組織がいろいろ分かれていることとの問題でございますが、これはある意味で言うことが言えると思います。

それから、各省の組織がいろいろ分かれていることとの問題でございますが、これはある意味で言うことが言えると思います。

○参考人(池田省三君) お答えいたしました。

地方公共団体は、個人情報の電子計算機処理を行う場合、この法律で定める國の施策に準じて施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとなつておきましたが、今回、この法律では「地方公共団体は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づく國の施策に留意

しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」というような形に変わつた

ところには、この法律の規定に基づく國の施策に留意しこういうことになります。つまり、準じが留めなければならぬ。

○参考人(池田省三君) お答えいたしました。

このたびの法律は、結局はその背景に政府機関相互の情報オンライン化が存在するということであらうと思います。そのため生ずる不安を解消するための法案であらうと思いますが、これと行

政組織の所掌の分割の問題がござります。

○参考人(池田省三君) お答えいたしました。

このたびの法律は、結局はその背景に政府機関相互の情報オンライン化が存在するということであらうと思います。そのため生ずる不安を解消するための法案であらうと思いますが、これと行

政組織の所掌の分割の問題がござります。

○参考人(池田省三君) お答えいたしました。

このたびの法律は、結局はその背景に政府機関相互の情報オンライン化が存在するということであらうと思います。そのため生ずる不安を解消するための法案であらうと思いますが、これと行

すと、残念ながらこの法案というものは条例レベルから見て評価し得る水準には達していない。したがって、この法案がそのまま自治体に援用されるとなれば我々は非常に強い危機感を持たざるを得ないということになります。

幸い、市町村におきましてはおおむねプライバシー保護というものの考え方方がようやく定着しておりますし、行政の方もそれなりに策さ上げてきましたという流れがありますからそう簡単に変化するというふうには思つておりますが、特に心配しておられますのは、都道府県レベルでプライバシー保護条例というものは今後の間もなく始まるであろうという課題である。したがつて、都道府県レベルでこの法案がいわば準用されるようなことになりますと、冒頭申し上げましたとおりデータセキュリティといふものに軸を置いてしまってプライバシー保護といふものが軽視されるそういう行政につながっていくんではないか、それを今一番恐れているということにならうかと思います。

○猪熊重二君 同じく池田参考人にお伺いしますが、地方自治体のプライバシー保護条例を制定している団体が現在四百三十四ほどあるとおっしゃつたんですが、この団体の中でいわゆる結合禁止規定を規定している団体の数がわかればどのくらいかという点が一つ。

それから、地方自治体としては、結合禁止規定

○猪熊重二君 同じく池田参考人にお伺いしますが、地方自治体のプライバシー保護条例を制定している団体が現在四百三十四ほどあるとおっしゃったんですが、この団体の中でいわゆる結合禁止規定を規定している団体の数がわかれどのくらいかという点が一つ。それから、地方自治体としては、結合禁止規定を置いていた場合にこの法案はそういう点については全く無関係ですので、その辺がどんなふうな流れになつていくだろかという予測みたいなことがあります、お答えください。

○参考人(池田省三君) まず、結合の禁止あるいは規制というものを条例で制定している自治体と、いうのは三百一十二団体であるかと思います。これは本年四月一日現在の数です。

そこで、四百余の条例制定団体のうちで三百一十二団体が国等とのオンライン禁止あるいは規制を規定しているという一つの数字を見ていただければわかりますように、結合禁止というの自ら規制を規定している団体の中ではどのくらいか

体レベルでは一つの常識といいますが、当たり前  
の形としてかなり定着してきているということがあります。しかしながら、先ほどの御指摘のと  
おり、この法案が成立して自治体がこれに準じた  
ような措置に努めなければならぬという規定があ  
って、国の法律に基づいて全く別な形で、つま  
り今まで自治体がずっと築き上げてきた流れとは  
異なってこの法案の流れの中で新しく条例をつく  
る、そういう自治体が出てまいりますとやはりそ  
のオンライン禁止、結合禁止という形が落ちてい  
くというそういう危険性というのはやっぱり否定  
できないことではないだろうか。

特に、自治体の場合には生活に密接な関係のある  
個人情報というものを市民一人当たり大体四十  
から六十件くらいだと思思いますけれども保有して  
おりますから、これがいわばオンラインという形  
で結合という形で体系的な個人情報という形で組  
み立てられたりあるいはそれが公共団体であれ民  
間団体であれ他の外部団体にもし流れていくとす  
るならば、これは住民生活の面から見ても非常に  
重要な問題になってくるだろう、そういうといった意味  
ではこの法案について結合禁止とというそういった  
問題意識というものを持つとより強く出すべきで  
はないかということが言えようかと思います。

○参考人(木村晋介君) これは、まず裁判所の司法判断ですから裁判官によっても違うかもしれませんけれども、先ほど五十九年の判例の紹介がありました、司法機関によつて訂正が認められる余地というのはかなり考えられるだらうというふうに思います。

ただ、誤った情報が実際に生活に日常的に与える影響を考えますと司法的な救済を待つてはいたのでは間に合わないという問題がありますので、申し立てを実効あらしめるという点からいきますと、その情報を有している機関あるいはその外部に申し立ての内容に関する審査する適切な公正な機関のようなものを置かないとならないのではないかというふうに思つております。

○参考人(藤田裕一君) お答えします。

従来、抹消請求権に関するこうした規定がないときには、先ほど私がちょっと御紹介しましたが、裁判例で抹消を認めるあるいは訂正を認めるという可能性性があつたんですが、こうした法律ができると逆にそうした従来の裁判例の流れを逆行させてしまうおそれがあるんじやないかと私は実は思つております。

そして、こういう条文があるにもかかわらず抹消請求した、仮にそれが長い時間かけて認められたとしても、実は、今木村参考人が申し上げたとおり、その間に国民の権利侵害というのはその期間ずっと生じているわけですね。それは誤った情報に基づいているわけです。ですから、事後的にそういうものを救済してみてもその間の被害の回復ということはもう取り返しのつかないことになつてしまふわけです。そういう意味で誤った情報あるいは不正確な情報というものを早期に訂正なしは抹消するという手続規定を置くということは、事後の救済ではなくて事前救済といいますか、まさに起こつてはいる被害を今歯どめするという立場からせひとと必要なのではないか、そのように考へておるわけです。簡単ですが、

○猪熊重二君 以上でございました。

ありがとうございました。

吉川春子君 木村参考人にお尋ねいたしましたが、民間の保有する個人情報によっていろいろな被害が生じているというお話をしたが、民間企業の保有する膨大な個人情報が今回の法案の対象から除外されておりましてプライバシー保護という点で非常に不十分なわけです。

先ほど具体的な例として示された、銀行が顧客の住所、氏名を建設会社に漏らしたという事例、あるいは、私、新聞で読んだんすけれども元社員が会社の顧客情報を持ち出したということに対ししてその元社員に対して背任罪で告訴した、こういう事例も報道されておりますが、そういう情報をお他へ提供したりあるいは持ち出したりした行為について刑法的に罰せられる可能性があるんだろうか、またそういう必要性についてもお伺いしたいと思うんです。

また、今もちょっと話題になつておりますけれども、民事的にも救済するとしてもなかなか損害の立証とかそういうことが困難な場合も多いのではないか、こういうふうに私は思うんですが、こういうふうに民間保有の個人情報によりプライバシーが侵害された場合、どういうふうに民事的、刑事的に救済されるか、その点についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○参考人(木村晋介君) 現行法で情報の漏えい等の事態があつたときに刑事罰で処理できるかといふ点については、情報主体の側から刑事处罚を求める方法と、いうのはほとんど今の制度の中では考えられないんじゃないだろうかという気がいたします。先ほどの漏えいされた企業が背任罪等で处罚を求めるということはあり得るかと思いますけれども、それは企業内の問題でありまして、問題の市民にとっては刑事的な救済を求める手段というのではなくないんじゃないだろうかというふうに思います。

それから、そうなりますと民事的な救済ということになるんだと思うんですが現行法でやるとすれば、現在、先ほども紹介しました銀行の顧客情報が建設会社に漏らされているというケースで

は、銀行に対する関係では契約上の信義則上の守秘義務違反ということで債務不履行責任、さらには収集した方の建設会社に対しては不法行為による責任ということでやつておりますが、御承知のとおり日本の裁判というのは非常に長くかかるところと同時に、結局は損害賠償といつても精神的な苦痛に対する被害という意味での慰謝料請求という形をとらざるを得ませんので、そういう点で現在の裁判などでは慰謝料の請求の額というのは必ずしも高い水準にはないということもありますして、被害回復という点でもあるいは裁判で損害賠償を取ることが今後の被害を防止する上での抑止策になるかという点でも甚だ現状ではお寒いという気がいたします。

○吉川春子君 重ねてお伺いいたしますが、民間保有の情報を規制する場合に営業の自由の原則とぶつかる、こういうお話を今もありましたけれども、その点についてはどういうふうにお考えですか。

○参考人(木村晋介君) 今、営業の自由ということとがどういう点で問題になるかということは、その情報についてその企業がどういうふうにかかわっているかということによっても大分違うとは思うんですね。情報を使って販売を促進していくという企業の場合、あるいはその情報を使って手信判断などをするという企業の場合、それから情報自体をあるいは商品化しましてこれをあちこちに販売するというようなそういう情報自体を商品にしている企業もあるわけで、そういうことによつてかなり違うかと思うんです。

しかし、それで求められているものは営業上の利益の問題で、それに対する関係では、プライバシーの問題というのはやはり私ども弁護士の立場からいきますと憲法上の人格的な権利という点で、その間の利害調整をするとすればやはり人格的な権利に重点を置いた配慮を、もし立法をするとすればしていかなければならぬんじやないだろうかというふうに思つております。

○吉川春子君 藤田参考人にお伺いいたします。

本法案について修正してほしいという点を幾つか挙げられましたが、例えば行政機関あるいは民間情報取扱業者が結果としてそういうプライバシーの侵害行為を行った場合の罰則とかあるいはその損害賠償拡張責任の転換、こういうような問題についてはどうのようにお考えですか。

○参考人(藤田裕一君) まず、罰則の点でござりますが、一つは、これは大変難しい問題があるかもしれませんけれども収集制限を仮に規定したといつた場合にそれに違反した行政職の職員が罰則を受けるかということになりますと、これはある意味で行政の指揮系統の中で動いてる職員にしかしないわけとして、じゃ最高責任者はだれかが、それが大変難しい問題があるかと思つてお

りますが、自分がお伺いしたいのは、プライバシーの定義について古典的など申しますか、從来の私生活への介入を禁止するという意味に加えて、自分の情報は自分でコントロールする権利だということになれば長官になるわけでござりますが、そこには国公法とかそういうことで定められた指揮系統というのはございませんで、民事上の末端の人を処罰するのは必ずしも適切であるとは私は実際問題として行政の関係では思つております。

しかしながら、仮に民事関係でまいりますと、指揮系統で動くという点では一緒でござりますが、そこには国公法とかそういうことで定められた指揮系統というのはございませんで専ら主と雇われる人間という契約関係だけになるわけですから、考え方としては末端のそういう収集制限に違反して情報を収集したとか利用目的に違反して利用したとかいうそういう職員を処罰するということは考えていいんじゃないかなと思います。

それと、次に損害賠償の点についてですが、これについては、先ほど木村参考人の方から、損害の立証は非常に難しい、それで額も頭打ちになると、そういうことを言つております。これは実際そういうことでございまして、情報による精神的な苦痛というもののそれ自身がまだ国民的な理解は余り得られていない。ところが、これは実際受けた人にとっては大変なものなんですね。ですから、そういうものを一般的の立証に任せることで

は被害の回復というのは困難な、また将来に対するサンクションという意味も余り持たないだらう。そうすると、やはりサンクション的な意味を持たせるための損害賠償であれば民事的な懲罰的賠償責任というものをこの問題については若干考へないとけないんじやないか、そういう分野ではないかというふうに思つております。

○吉川春子君 時間がほとんどなくなりました。時間がほとんどなくなりました。

○吉川春子君 時間がほとんどなくなりました。時間がほとんどなくなりました。

○参考人(林修三君) プライバシーの権利と言わざるものの内容につきましては、先ほど申しましたとおり、我が国では実定法がございませんで専ら学説、判例で議論されていることでござります。判例もまだ必ずしもそうたくさんはございませんでしたとおり、時代によって内容もだんだん変わってきておる事実でございます。

それで、私さつき申しましたように、一般的に承認されているところは、やはり自分のプライバートな、他人によつてのぞき見されたくないことを他人によつてのぞき見されない権利とか利益、そういうものだといふうに普通理解されておりまして、今お話しのような自己情報コントロール権といふうな考え方方が最近出てきていることは確かでございます。また、それが一般的に承認された法理であるとまでは私はいっていられないんじやないかというふうに思つております。

○吉川春子君 終わります。

○委員長(大城眞順君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。

午後一時に再開することとし、休憩いたしました。

午前十一時五十六分休憩

述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

午後一時に再開することとし、休憩いたしました。

午前十一時五十六分休憩

○久保田真苗君 私は、まず最初に、土曜閉庁に関する法律案について質問をしたいと思います。

○委員長(大城眞順君) ただいまから内閣委員会を開催いたします。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案、行政機関の休日に関する法律案及び一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、以上四案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

かねがね総務省長官は、土曜閉庁を六十四年の一月実施ということを明言してこられたわけですが、その準備期間として一ヵ月ぐらい必要だらうと言われてこられたわけです。そこで、私どもは質疑のある方は順次御発言願います。

○久保田真苗君 私は、まず最初に、土曜閉庁に関する法律案について質問をしたいと思います。

かねがね総務省長官は、土曜閉庁を六十四年の一月実施ということを明らかに置きながら審議をやつてしまいりまして、それはもう非常に差し迫った法律案であるところから、この法案を個人情報保護法よりも先議するということを一生懸命お願いしてきましたけれどもこれが入れられていないで、今、同時にこの両方をやつしているという状況でございます。

そこで、この法案はきょう委員会で議了するわけだと思いますけれども、来年一月実施ということでありますと、最初の閉庁土曜日が一月十四日ということになるわけですから一月実施という線は可能だらうと私は考えておりますけれども、この点、土曜閉庁がいつから実施されるのか、明確な御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(高島修君) ただいま委員御指摘のよ

うに、私は、かねがね年のかわり日がやはり一つの制度として発足するに適当な時期ではなかろうかというふうに考えまして一月実施というふうにしたいものだということで考えてまいつたところでございますし、当委員会におきましてもそのように御答弁申し上げておつたところでございます。事務的には一ヶ月ないし二ヶ月の猶予期間が欲しいといふうに考えておりました。いろいろなPRあるいは人員配置等いろいろな問題から考えまして、ぎりぎりぜひ一ヶ月は欲しいというのが事務方の意見でございました。かかるところ本日議了いただくということでございますが、実は最初の休みになる日が一月十四日と想定されますが、それでも、その一ヶ月前ということではなくてやはりその月から実施をするということでありますから、本来で申しますれば一月一日から実施をするということに制度上はなるわけでござります。そういう意味合いにおきましては一ヶ月前という期間を既に過ぎておるところでございますが、せつかく一月実施ということでそれを目指してきましたのでござりますので、いろいろなPRの資料等の印刷はただいま全部トップをさせておるところでござります。何とか一月実施をしたいということできりぎりまで努力したいというふうに考えておりまして、本日議了いただけますならば私どもとしては一月実施をするように最大限の努力をしたいというふうに考えております。

○久保田真苗君 くどいようですが、これまたたくさんの職場そしてたくさんの国民が期待を持つて見ている法案でございます。もしこれが一月一日からの実施という線が崩れるということであれば、私どもは、何ゆえにこの法案を実施時期が一年先、二年先の内容を盛っている個人情報保護法と絡ませておやりになつたか、なぜ私どもの先議要求が果たされなかつたのかということで、やはりこれは公務員として最善を尽くすということにならないと思うんですね。ですか

ら、このところの私どもの強い希望というものをよく踏まえていただきまして、総務長官には

何が何でも一月一日で実施するということで内閣を督励しその約束を果たしていただきたいと思います。

もう一度御答弁をお願いします。

○国務大臣(高島修君) 国会における御審議の順序等につきまして私の方からとやかく申し上げる立場にないわけでございますが、私の方では、個人情報保護法案は実はさきの通常国会にお出しをいたしたところでございまして、継続審議になつておつたところでございますので、締めるなどということを毛頭考へたつもりはございません。

それから、一月実施ということにつきましては、私自身がぜひ何とかして一月実施にこぎつけたいものと考へまして、既に一たん二月実施やむなしということで事務方としては断念せざるを得ないという進言もあつたわけであります。そこを何とかやろうではないかということで今準備を進めさせておるところでございますので、何とか

きょう議したいだいて近日中に本会議で上げていただけるということであればその線に沿つて指示をしてまいりたいというふうに考えております。

○久保田真苗君 次に、人事院それから総務省にお尋ねしたいのですが、将来展望の問題なんです。

六十五年度から完全週休二日制を実施するよう

に人事院には勧告をお願いしたい。なぜならば、

勤務時間問題研究会の中間報告で六十五年という

時期を出しているわけですね。ですから、人事院

もこの線に沿つてぜひ時期的にこのことを明示し

て、明示された目的がなければなかなかこういう

大きい仕事は進まないのでござりますから、ぜひ

それをお願いしたい、こう思うわけです。

また、総務長官にもお願いしたいのは、人事院がせつかく将来展望で方向性としては初めて目

標をお出しになつて、国全体の

制を早期に実現していく姿勢を打ち出していら

ます。

○國務大臣(高島修君) 完全週休二日制実施につ

きたい、こう思います。この点はひとつよろしくお願いしたいのですが、御答弁をお願いいたします。

もう一度御答弁をお願いします。

○政府委員(内海倫君) ただいまの御意見につきましては、私どもその基本的な考え方におきま

しては何も異なるものではございません。

従来、週休二日制というものを私どもも総務省

と相携ながらかなりいろんな面の問題も克服し

ながら進めてまいつたわけでございますが、

さらにつれて一步進めて完全週休二日制を実

現を期するということは私どもとしましても大き

な願いである、そのための努力を惜しむものでは

ございません。

それから、先ほどお示しになりました研究会の中間答申でござりますが、これは、御存じのように、職員局長がその意見を求めるために設けましたいわば非公式の勉強会でござりますけれども、その道の専門家がいろいろ相寄りまして練り上げていただい

た答申でござりますから、当然そういう線に沿う

ことは私どもも考へなきゃならぬと思います。さ

りながら、現実の問題を見ますと、やはり一方で行政サービスの低下というふうなことを恐れる声もありますし、また一般民間における完全週休二

日制への対応の実態というのも見きわめなけれ

ばいけませんし、さらにまた銀行も完全実施に踏

み切るとすればどういうふうな影響が出るか、そ

の上今回審議いただいております土曜閉庁がどの

ような形で影響が出てくるか、こういうことをも

う少し総合的に検討をした上で私どもの最終的な

期限というふうなものも考へたい。当面、本年の

うちに置いてお仕事をお進めになつておるか。と申

しますのは、そういうタイムスケジュール的なも

のがございませんと、大きいお仕事ですか

ら、それに伴つて準備が進んでいかないというこ

とを懸念いたします。

きましては、主要先進各国のうちイタリーは制度

的にかなり違つておりますけれども、例えばアメ

リカあたりは、一九四五年、昭和二十年に既にや

っておるということであります。またフランス

あたりでも、一番遅いところではありますが、二

十年ぐらい前から実施しておるという状況にござ

ります。今や完全週休二日制を目指して努力をし

なければならぬときであるという認識は私ども

も持つておるところであります。

ただ、公務員につきましては先憂後樂であるべ

しとという意見も非常に強いわけであります。

ただ世論調査等をいたしました際にも、役所が土

曜日に窓口を閉めて休むというのはいかがなもの

かという御批判も国民の皆様方の間にかなりある

ことでも事実であります。中小零細企業、農民など

は休むに休まれない、そういう中でおまえたちが

休むのはもつてのほかだという御意見を寄せられ

る向きもあるわけであります。そういうことを踏

まえまして、今回少なくとも相当規模の事業所に

おいては月に二回以上はいわゆる週休二日制を実

施しておるという実態が六割以上に達しておると

いうことを踏まえまして、国家公務員としてもこ

の辺で踏み切らせていただいてもいいのではないか

かというふうな判断に至つたわけであります。

したがいまして、私どもといたしましては時期

をはつきり明示をして申し上げることはできませ

んが、少なくとも一般国民の間に完全週休二日制

がかなり定着をしたという姿の中で国家公務員に

つきましては完全週休二日制を実施すべきではな

かるうかというふうな判断に立ちまして、今後人

事院の御意見等も十分伺いながら進めてまいりた

いというふうに考えております。

○久保田真苗君 私どもが非常に関心があります

のは、完全週休二日制をどのくらいの射程距離の

連携をとりながらその実現ということに努

めています。

そういう意味で、今後も政府御当局といふ

うふうなものをまず頭に置きながら、かなり積極

的で連携をとりながらその実現ということに努

めています。

そういうふうに考えております。

そういふふうな形で連携をとりながらその実現とい

うふうに考えております。

第一回

人事院統裁とされましてはとのくらいのタイミングで進めたいというそういう御希望をお持ちか、そこをもう一度伺わせていただけますか。

○政府委員(内海倫君) その期限をどの辺に置くかということがやつぱり決まらないといろいろな意見をつくるのにも迫力を欠くということは確かだと思います。

先ほども申しましたように、一応国全体の一般的労働時間短縮ということにかかる期限がますます一つのめどだろうと思います。それから、先ほどもお触れになられました研究会の答申というのも一応期間を明示してやつておりますから、これも一つの目標にはなり得るわけです。  
さてそこで、六十五年ということになりますと

極めて直近のときになりますので、先ほど私が申し上げた総務庁長官からもお答えになりましたように、やはりいよいよ完全週休二日制ということで土曜閉庁を全部に及ぼすということになり

ますとそのよつて起る影響というのもかなりいろんな角度で考えてみなきゃいけませんので、それを十分考えられるだけの期間はどうしても私ははとりたい。とりわけ世論というものがどう傾いていくかということは今度の土曜閉庁の制度が実施されますとかなりはつきりしてくると思いますので、その辺も考える。しかし、じんぜん日を延ばしてということは適當でもありませんし、我々は決して考へてもおりませんので、おいおいにはつきりしてくる、こういうふうに考へておりま

○久保田真苗君 できるだけひとつ早くお知らせをお願いいたします。

次に、法務省にお伺いしたいんです。この土曜閉庁の問題に関連して今非常に問題になつておりますのが拘置所の問題です。弁護人が土曜日に接見すること、これは非常に必要性が高いものというふうに思われます。平日の面会時間は九時から十七時、土曜日は九時から十二時半なんですね。しかし、弁護士会などの御調査によりますと、平日の場合接見の件数が平均三十九人、

土曜日は三十人、これは前半日でやっている。人数だと思いますので、非常に混雑をし満員であるというくらいニードが高いわけです。

これは非常に人権にもかかわることですから、今まで余り具体的なお約束などといいますか必ずやりますというようなはつきりとしたお答えになつていらないんですけどけれども、弁護人の土曜面会ができる

るようぜひ万全の処置をお願いしたい、こう思っていますし、拘置所と警察との関係を見ますといかにも拘置所が不公平に扱われているよう思いますし、これは何とかいい手立てでここを保障するることはできないものでしようか。

まず基本的には今回の土曜閉店方式によります。週六休制の導入というこの趣旨にのつとりまして、面会それから差し入れの窓口、つまり対外的な窓口につきましては原則は閉めさせていただき

たいと考えております。ただし、今先生御指摘の弁護人接見に関しましては、「あらかじめ御連絡をいただきまして、かつその面会の用務の中で緊急性並びに必要性が認められる場合につきましては、それなりの職員の手当てをいたしまして面会の便宜をお取り扱いすべく現在各施設に検討を進めさせておるところでございます。

と申しますのは、やはり、まず前もってあらかじめの御連絡をいただきませんと職員の手当てが

簡単にはつきませんし、それからまた現在私どもの行刑施設の職員というものは極めて限られた最小限の人員でもって配置されておりまして、例えばこれらの職員の四週六休制を出すのも現在が精

いづばしないいしは超過勤務でこれをカバーしないと到底出し切れない、そんなような現状にございます。ちなみに年次休暇でも、例えば夏休みでも一年にわざか二日しか出せない。それから、年次休暇が二十日一般的には認められるわけござりますけれども、平均しますと六日程度しか年次休暇がとれない、そのような職員の現状にございます。

場合について弁護人接見をやらしていただく、こ  
ら用務における必要性並びに緊急性が認められる  
者のようになれてあらかじめの御連絡とそれから

ういうことでお願ひをいたしたいと考えております。  
○久保田真苗君 ともかくこれに対応するよう  
万全の措置はとつていただけるということで、当

面一月から実施されるべきこの中ではそうして、ただくより仕方ないと思うんですけれども、本来の姿から考えますともう少し抜本的な対策が、あつてしかるべきじゃないでしょうか。

弁護人の接見はもちろんのこと、家族の面会、差し入れも、土曜、日曜というものがつぶれるといふことは、これは働いている家族にとっても非

常に都合の悪いことです。しかも、土、日のリラックスした気分の中で家族が面会するということはその家族の影響力によってその犯罪者に対する改悛の情を起こさせる、更生にも役立つというそ

ういう効果を考えますと、これは考え方でいいだけないものでしようか。つまり人員を適切に配置し、ワーケンデーにおいてもワーケンドに置いても稼働できるという体制の方向に持っていくおいても稼働できるという体制の方向に持っていくだけないもののか、それが私の希望なんです。それは非常に必要なことだと思います。

○説明員(中間敬夫君) ただいま受刑者の方につきましても面会の必要性、重要性という御指摘がございました。先生おっしゃるとおり、特に受刑者はいづれは社会へ復帰してまいるわけでござい

ますから、この人たちと家族とのつながりを深めさせると、これは大変に意義深いこと

でござります。したがいまして、これらの面会を  
極力計らいたいとは思いますけれども、先ほど御  
説明申し上げました現状の職員配置の枠内では現  
在私ども精いっぱいの努力をやつておるというふ  
うに考えております。  
ところで、土曜日を例えればほかの日に振りかえ  
てほかの日を閉院にというお話をございましたけ  
れども、これは今回のこの休日法が第二、第四土

開日を兼ねて休日にするなどということは定められておりますので、この法律をそのまま使いますればやはり土曜日以外の日を閉店日ということで休ん

で土曜日に面会をやるというわけには簡単にまらないであろうというふうに考えております。ただし、この全体的な職員配置の見直しは当然にやらぬきならないことではありますし、また現在聚

○久保田真苗君 私が申し上げたいのは、この土曜閉院に絡んでいろいろな交代制の職場にいろいろな人員配置の配慮をしなきゃならないその中の直しもいたしまして、その対応もまた考えなければならぬというふうに考えております。

一つではないかということを申し上げてるので  
あって、抜本的な対策を私は人事院総裁にも総務  
庁長官にもこの際お願いしておきたいと思いま  
す。

また、それに関連しまして、今各省庁で具体的な開閉庁の範囲について検討ができると思うんです。できるだけその範囲を拡大するのがもちろんこの法の精神だと思います。できるだけの人が土曜閉庁というものの恩恵に浴するということだと思うんですが、そのことは「各行政機関の

「長が特に事務を行ふ必要があると認める官署」というものが閣議決定でなされておりますけれども、その対象として挙がっている職場を具体的にこの際挙げておいていただいて今後の御努力にまちたいと思うんですが、具体的な名前をお聞かせ

○政府委員(勝又博明君)　土曜閉庁の導入に伴い  
ください。

まして、その実施の趣旨に伴いましてできるだけ多くの機関において土曜閉庁を実施していくことは適当であるわけでございますが、どうしても業務の必要から土曜閉庁のできない官署というものがございます。

それを類型別に見ますと、大きく分けまして、まず一つは、交代制の官署でございまして、例えば刑務所等の保安部門でありますとか国立病院の

病棟部門でありますとかあるいは航空管制官署でありますとかなどの官署がございます。さらには第二のカテゴリーといたしましては、週末に特に利用の高い公共施設でございまして、例えば博物館、美術館等がございます。さらには学校及び病院の外来部門でございまして、これにつきましては将来の土曜閉店を視野に入れながら当面は実施に向けて検討を進めることにいたしますが、当面は土曜閉店はいたさない、こういうことでございます。その他、例えば市況の情報を収集するようなセクション等土曜日にも一部開店する官署がございまして、全体として見ますと、一般職国家公務員の約四割の職員が土曜閉店の官署に属さない、こういう状況でございます。

制度の趣旨から見ましてできるだけ今後とも土曜閉店官署があえますことを期待するわけでございますが、そのためには勤務体制のあり方等々各般の工夫がより一層求められるものと、かように考えております。

○久保田真苗君 これは人員配置それから増員の問題と絡んで非常に大事な問題でございますので、今概略お答えいただいたんですけれども、この対象になる職場のリストを一度いただいて勉強させていただきたいと思うんですが、よろしくおこざりますか。

○政府委員(勝又博明君) 先生の御趣旨は土曜閉店実施後における開店官署のリストということであれば、まだ手元にございませんのでそれが整備され次第お届けしたい、かようう思います。

○久保田真苗君 次に、下請労働者の問題なんです。

土曜閉店の実施に伴いまして、公務部門における下請労働者それからパートタイマー、臨時雇用契約者、こういう者が減収を来すという非常に深刻な問題があるんじゃないかと思いますけれども、これに関して何か特段の御措置があるのかどうか。例えば官庁の食堂、売店等のサービス企業の労働者、こういう方たちは日給月給なんですね。こういう方たちの問題、それから民間企業に

ついても週休一日が当然減収につながるというふうなことでは、これはなかなか国民の協力が得られにくくなるということがございますけれども、この点について総務厅長官はどういうお考えをお持ちでいらっしゃか。

○政府委員(勝又博明君) 官署に入居しております各種店舗が役所の土曜閉店によりましてその営業形態に影響を受けることは事実かと思います。しかしながら、数字的に見ますと、土曜閉店前であれ土曜閉店後であれ職員の一週間当たりの勤務時間には変更がないわけでございます。したがいまして、単に数字から申し上げれば当該官署に入つております職員がその当該官署に出店している店舗を利用する割合というものは変わりがないんじやなかろうか。そういう意味において当該店舗の営業成績には顕著な差はないから、こういうふうに思つておるところでございます。

○久保田真苗君 総務厅長官 それじゃどうぞよろしくお願ひいたしますが、ただいま私が申し上げましたような必要な職場の交代制の問題、そこへの人員の適正な配置の問題、増員の問題それから下請業者のこういった所得の問題、こういうことを絡めましてひとつ今後とも御努力をいただかなければならぬと思いますので、ひとつどうかよろしくお願ひいたします。

最後に、長官の御決意のほどがございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(高鳥修君) ただいま御指摘のようないようにつかりやれという御要請がある反面、役所が休みますことによりましてその影響するところはいろいろと出てまいるわけでございます。

土曜閉店の実施に伴いまして、公務部門における下請労働者それからパートタイマー、臨時雇用契約者、こういう者が減収を来すという非常に深刻な問題があるんじゃないかと思いますけれども、これに関して何か特段の御措置があるのかどうか。例えば官庁の食堂、売店等のサービス企業の労働者、こういう方たちは日給月給なんですね。こういう方たちの問題、それから民間企業にも十分実態を踏まえて国民の皆様方にできるだけ幅広く受け入れられるような実施方法を考えまいりたいということで努力してまいりたいと存じますので、今後ともまたお気づきの点についていろいろ御指摘をいただき御鞭撻をいただきたいと存じます。

○山口哲夫君 個人情報保護法の問題に入ります前に、若干緊急を要する問題がございますので、外務省の方に質問をまづいたします。

実は、三沢基地に配備されておりますF-16戦闘機それからアメリカ軍の空軍艦載機が最近、北海道とかあるいは東北、信州方面に非常に超低空飛行を行つておりますと被害を出しております。この問題について伺います。

昭和六十二年の七月に三沢基地にF-16戦闘機が五十機配備されました。その後から各地で今言つたような事件が続発をしているわけでございます。この問題について伺います。

ほんの一例だけ申し上げてみますと、昭和六十二年の八月には秋田県の男鹿、南秋田郡方面で超低空飛行がありまして、授業を中止したりそれから乳幼児がおびえたりあるいは畜産が異常な動作をするなどという事故。それから、六十二年の十一月には北海道全域にわたりまして超低空飛行が行われまして、特に日高方面では牧場の競走馬が暴走いたしまして負傷したり民家のガラスが割れたりしています。それから、六十三年の八月の二十五日には秋田空港の滑走路の上を突然F-16が超低空飛行を二機で編隊を組んでやっている。それから、同じく六十三年九月二日には岩手県の山中に低空飛行のときによとうとう墜落をしてしまう。

したがいまして、とりあえずは四週六休の月二回の土曜日を閉店とするということでありますけれども、これまで超低空飛行が行われまして、市民が非常に驚いて問い合わせが殺到した。最近では、十月の五日から七日にわたりまして北海道の稚内市の近くに豊富町というところがありますけれども、これまで超低空飛行が行なわれまして、乳牛三十頭が驚いて先を駆って牛舎に逃げ込んで事故を起こした。十一月一日には同じ北海道の陸別、別海町で十機の編隊で超低空飛行が行われ

ます。ごく最近ですと、十一月の十七日、長野県伊那谷、木曽方面で八月ころから行われていたようですが、先ほど御主張のように完全実施ということになつておるということではございません。しかししながら、航空法第八十一条に言つて、かつ航空特例法ということもございまして、直接にアメリカ軍に適用になつておるということではございません。したましてもこれを実際上遵守してやつておる、こういうことでございまして、随時、先ほど先生が申し上げられましたいろんな事件が起こるたび

け幅広く受け入れられるような実施方法を考えます。ごく最近ですと、十一月の十七日、長野県伊那谷、木曽方面で八月ころから行われていたようですが、先ほど御主張のように完全実施ということではございません。今まで指摘されたようなことでとにかく子供たちがおびえたりしておるところでございます。

こんなことでとにかく子供たちがおびえたりしておるところでございます。今まで指摘されたようなことでとにかく子供たちがおびえたりしておるところでございます。

そんなことでまずお聞きしたいことは、低空飛行、特に超低空飛行と言われているんですけど、日本の航空法第八十一条では制限されております。禁錮されていると思ふんですけど、外國に駐留する軍隊、日本でいえばアメリカ軍、これは当然その駐留する国の国内法というものを尊重しなければならないというのが國際法の考え方ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○説明員(重家俊範君) 非常に一般的に申し上げますと、國際法上、一つの国におきまして外國の軍隊というものはその国の法令の適用を受けるということではございません。しかしながら、同じように國際法上の原則といつしまして、法令の適用は受けませんけれどもその法令を尊重するという義務はあるというふうに思ひます。

先ほど先生が御言及になりました航空法第八十一条の問題でございますが、これにつきましては、先ほど御主張のように完全実施ということではございません。しかししながら、航空法第八十一条に言つて、かつ航空特例法ということもございまして、直接にアメリカ軍に適用になつておるということではございません。したましてもこれを実際上遵守してやつておる、こういうことでございまして、随時、先ほど先生が申し上げられましたいろんな事件が起こるたび

で、乳牛四十頭が暴走をして木さく五カ所を壊す。ごく最近ですと、十一月の十七日、長野県伊那谷、木曽方面で八月ころから行われていたようですが、先ほど御主張のように完全実施ということではございません。今まで指摘されたようなことでとにかく子供たちがおびえたりしておるところでございます。

そんなことでまずお聞きしたいことは、低空飛行、特に超低空飛行と言われているんですけど、日本の航空法第八十一条では制限されております。禁錮されていると思ふんですけど、外國に駐留する軍隊、日本でいえばアメリカ軍、これは当然その駐留する国の国内法というものを尊重しなければならないというのが國際法の考え方ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○説明員(重家俊範君) 非常に一般的に申し上げますと、國際法上、一つの国におきまして外國の軍隊というものはその国の法令の適用を受けるということではございません。しかしながら、同じように國際法上の原則といつしまして、法令の適用は受けませんけれどもその法令を尊重するといふ義務はあるというふうに思ひます。

先ほど御言及になりました航空法第八十一条の問題でございますが、これにつきましては、先ほど御主張のように完全実施ということではございません。しかししながら、航空法第八十一条に言つて、かつ航空特例法ということもございまして、直接にアメリカ軍に適用になつておるということではございません。したましてもこれを実際上遵守してやつておる、こういうことでございまして、随時、先ほど先生が申し上げられましたいろんな事件が起こるたび

に私どもいたしましてはアメリカ軍に申し入れ、かつそういうことをちゃんとやるようなどいふことを累次申し入れ連絡調整をしておるわけでございます。

○山口哲夫君 両国の取り決めによりますと、最も低い高度、これは幾らになっているんですか。

○説明員(重家俊範君) 先ほど申し上げましたよう  
に、両国の取り決め合意に基づいてやっておる

○山口哲夫君 そうしますと、今私が申し上げたわけではございませんが、航空法第八十一条によりますと、同法に言う最低安全高度というのは百五十メートル、ただし人口密集地域上空では三百メートルというふうになつていて、承知しております。

のような地域というのは百五十メートルの高度以下で飛んではならない、こういうことになるわけですね。ところが、実際には住民の通報によりますととてもそんなものではない、もつともつと低いところをもうそれこそ頭すれすれに飛んでいるんじゃないかと思われるくらいに飛んでいるというのが実態なわけですね。

そういう点、具体的に調査されておりますか。

○説明員(重家俊範君) 先ほど申し上げましたように、米軍に対しましてはそういうことを累次申しこれであります。それに対しましては、米側の方からはそういう航空法第八十一条に言ふうな最低安全高度は実態的に守つておるといふうに連絡をしてきておるところでもございま

その実態的内容につきましては、どこが人口稠密地域であるかといったようなことは実は我が方から地図等を米側に提供しまして、米側もそれを参考にしているというふうに承知しております。  
○山口哲夫君 今申し上げました北海道、秋田それから長野、こういう地域というのは人口密集地帯じゃないですね。ですから、どうしても百五十メートル以下で飛んじゃならないということにみんな該当していると思うんです。それで、アメリカ軍の方に聞けばそれは高度は守っておりま

すと言ひけれども、實際には守っていないのが実態なんです。

○説明員（重室俊範君）　私どもといたしましては、安保条約あるいは地位協定の円滑かつ安定した運用を図っていくためには関係地元の方々の御

要請あるいは米軍の駐留目的の達成というようなことを、なかなか厳しい問題ではありますが、よく調整を図つていかねばならないとというふうに考えておりますし、また地域住民の方々に対する安全を確保し影響を最小限にしていかなければならないというふうに考えているわけであります。

そういう観点を立ちまして各地域にござります  
施設庁の地域局あるいは関係自治団体等と連絡を  
とらせていただいておりますし、また米側とそれ  
に基づきまして連絡をとつておるわけでございま  
すが、そういう努力をさらに一層今後強化してい  
きたいというふうに考えております。

ですが、この間、外務省では沖縄で鉄砲の弾が民  
家の中に落ちていたというそういう問題で具体的  
に調査に出かけましたのですね。南の方に出かけ  
たんですから北の方にというわけじゃないけれど  
も、沖縄の実態調査をやっていらっしゃるんですね  
から、それと同じように、今申し上げたような地  
域では広い地域にわたつてもう去年からずっと続

発しているんです。ですから、防衛庁だけに任せ  
て調査をして現場でもってアメリカ軍に申し入れ  
ただけでは済まないとと思うんですよ。これはやつ  
ぱり政府対政府の問題だと思いますので、そういう  
立場でまず外務省でぜひ実態調査に乗り出して  
ほしい。

いかがでしょう。

○説明員（重慶俊範君）　お言葉でございますが、  
私どもとして防衛庁に任せておるということでは  
必ずしもございません。累次連絡をとらせていた

だいておりますし、かつ相当詳細な情報も関係方面から入手しておるわけでございます。それに従いまして米側いろいろやつておるわけでござります。

先ほど先生が申し上げました低空飛行についても、当面必要な情報等は私ども入手しておる

と考えておりますが、具体的な必要性等を見つ、先生の言われたことも心にとめていきたいと  
考えております。

る面もあるでしょうけれども、しかし明らかに訓練区域外、基地間基地間の移動のときにこういった超低空の事故が続発しているというそういうたたずみなんですね。ぜひひとつそういうことで、今十分意にとめたいというようなことでござりますので、ぜひ検討して、これはぜひとも現地調査に乗り出してください、そのことを強く要望しております。そして、実態調査の結果、防衛庁だけに任

せるのではなくして、政府対政府の間できちつと  
アメリカ政府に対して今後こういうことのないよ  
うに強く要請をしていただきたい、このことを最  
後にお願ひしておきたいと思います。

それでは、個人情報保護法に移ります。

個人情報保護法で一番大切なことは何かと考え  
たんですけども、これは、法律の名前のことより

個人の情報を保護することだと思うんです。いわゆる個人の人権をどう守っていくかということに尽きると思うんですね。

ところが、個人の情報というものは一体だれのものなのか。私自身であれば山口哲夫という男はいろんな情報を持っているわけですね。それは私自身のものだと思うんです。だから、国民一人一人が持っている情報というものはその人々の一つの権利だと思うんです。自分のものだと思うんです。ところが、この法律を読んでみると、どう

もそういうふうに解釈できない面がたくさんあるんです。何か収集している政府が自分のものようを感じていらっしゃるのではないだろうか。私はそうじやないと思うんですね。私から申し上げ

われは私の個人情報をどういのうは収集している政府側に一時貸しているんです。ですから、政府やあ

るいは民間団体でいたいと集めていた人は逆に借りているものなんです。ですから、必要がなくなれば直ちに返さなければならない。そういうものだと思うんですけれども、どうもその辺を錯覚しているいらっしゃるんじゃないだろうか。そんなことが随所に出てくるんです。

ますと「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、」  
今後いろいろな問題にこの精神というものが全部  
反映されていく。政府の都合の方が先になるんで  
すね。ですから、私は、そういう点でこの法律と  
いうのは非常に問題があるな、一番大事なことを  
忘れていらっしゃるのではないだろうか、そう思  
いました。

聞かせていただきました。三名の方が、この法律はやっぱり修正するべきであると、そういうふうにおっしゃっておりました。それで、前の委員会で久保田委員の、例えばマニュアル情報なんかを含めてこれはやっぱり修正するべきでないですかという質問に対しで長官から、これは今後考えたい、こうおっしゃっております。それは一例でござ

さいますけれども、随所に長官は、これで十分だとは思っていません、今後十分検討しなければならないというそういう御発言があるわけです。そういうことからいきますと、衆議院の方の附帯決議についておられますように、五年以内にこれは見直すということを言っております。五年以内なんというのはどうかななど、私自身はそう思っております。もし問題があるのであれば、それは明らかになつていて、以上はこの場で修正するという気持を持つたって私は一向におかしくないと思

うんです。私ども野党各党は修正については大体意見の一一致を見ているわけですね。そして今までの論議の中でも明らかに何カ所か修正するべきだなどということがクローズアップされているわけですから、私は、いい法律案をせつかく今ここでくろうとしているのであれば、むしろ政府側がそういう修正に応するような気持ちでもってその辺を直しても提案し直したって一向に構わないと思うんですねけれども、とにかく附帯決議にもありますように最低五年以内には必ず見直すというようなことだけはここでお約束してもらわなければならぬと思ふんですけれども、長官のお考へはいかがでしょうか。

○國務大臣(高島修君) 今回、政府いたしましては、政府が保有いたします電算処理されました個人情報を保護しなければならないという認識を立ちましてこの法案をまとめ上げさせていただいだ御審議をお願いしておるところであります。この法案をまとめますまでの間に私どもといたしましては十年余りの歳月をかけまして勉強してきましたところでございます。その間には各方面の御意見も随分ありました。さらに、再三申し上げておるところでございますが、私どもが法案を提出いたしましたにつきましては、総務省が自分勝手な考えでまとめたものを自分の判断に基づいてお出しできるわけではありませんで、やはり政府は一體として国会を通じて国民の皆様方に責任を負うわけでございますので、すべての省庁が同意をしなければ法律案を出せないという限界がございます。そういう中で私どもがぎりぎりの折衝を通じてようやくまとめ上げましたのがこの法律案でございますので、私どもとしては現段階において許される限りのベストなものをお出ししたというふうに考えておるところでございます。

ただ、何分にも初めての法律でもございますので、したがいまして実施の上におきましていろいろとまた問題点も出てこようかと考えております。したがいまして、そういう点につきましては具体的な御指摘あるいは実施の上で今後直すべき

点が明らかになつた場合には謙虚にこれを受けと  
めて是正を図つてまいりたい。

しなかつたんでしょうか。

「原則的には、マニュアル処理も含めた対策を講じる必要がある。」こんなふうに、これは昭和五

点が明らかになった場合には謙虚にこれを受けとめて是正を図つてしまひりたい。

審議会などを設けたらどうかというような御意見もございますが、行政改革担当官厅としてみずから審議会を率先して創設するわけにもまいりませんので、適時適切に専門家の方々の御意見を伺いあるいはまた国会の御議論等を踏まえて修正、是正をすることには決してやぶさかでないという気持ちでおるわけでございまして、五年後見直しがあることを衆議院においては附帯決議につけられたわけでありますし、参議院側においてもそろはした御意向があるというふうに承っております。それらにつきましては誠意を持って対処をしてまいりたいというふうに考えております。

○山口哲夫君　ぜひひとつ五年以内には見直しをしていただきたいと思います。

それで、長官自身が大変努力をされてここまで提案してきたというその誠意は私はわかります。ただ、この問題というのは総務庁だけの問題ではないと思うわけですね。やっぱり日本全体としてどうするかということですから、むしろ内閣としてこの問題を一体どういうふうに扱っていくかというそういうふうな議論が必要だと思うんです。そういう点では、前にもおっしゃっておったと見えうんですけども、各省にはエゴが非常にあり過ぎますね。ですから、総務庁の考えていることがもっと各省庁に反映できるようなそういうきちっとした指導体制というか、そういうものをつけていただきたいと思うんです。この際総務庁がきちんととしたイニシアチブを握りまして、国会でせつかりいろんな意見が出たわけですから、そういった意見が各省にも全部影響してくるわけですから、年以内にぜひともやっていただけるように、特にそのことを強調しておきたい、こう思います。それでは具体的な問題に入ります。

○國務大臣(高島修君) 手書き情報を対象にすべし  
しという御意見があることについて私は承知をいたしておりますが、手書き情報を入れると  
いうことになりますと、一つには、範囲の切り方  
が非常に難しいという問題がございまして、イギリスなどにおいても、そうした議会における御意見に對しては法の実効性を保つことがなかなか難しいというようなことで取り入れなかつたというような状況も聞いておるところであります。

かつまた、日本の役所というのは、御承知のように非常に縦割り行政で、各省の局間ににおいても情報が横に流れるということは從来はほとんどなかつだというような実態もございまして、手書きのものである限り、電算処理されたものと違いましてオンライン化されたり検索されたりよそから情報が取られるというようなことは比較的ないのではないかどうか、そのような判断から今回は手書き情報につきましては入れないということにさせていただいたわけですが、今後、その実態等につきましてさらに研究を重ねまして、適当な線引きができるならばそれらのものについても今後の検討の中で考えてみたいというふうに思つております。

○山口哲夫君 手書き情報というものは極めて重要な情報が割に存在していると思うんです。それから、プライバシーの侵害の危険性というものも、これはコンピューター情報とほとんど変わらない。そして、今、手書き情報も非常に迅速、大量に情報処理することができるようにもなってきております。長官は、各省間の情報交換というかそういう利用というかは余りないとおっしゃるんですけれども、コンピューターの情報に比べればこの手書き情報の方が意外に安易に各省間を渡り歩くという危険性があると思うんです。

そういうことから考えますと、プライバシー保護研究会報告にも書いてありますね。「プライバシー侵害の可能性は、コンピュータ処理のみならず、マニアル処理についても認められるので」

「原則的には、マニエール処理も含めた対策を講じる必要がある。」こんなふうに、これは昭和五十七年七月のプライバシー保護研究会の報告ですけれども、これにも書いてあるわけですね。

そういうことから申しますと、やはりマニエール、いわゆる手書き情報というものは、私はこの対象にしていかなければかえって法律の趣旨といふものは生きてこないんじゃないだろうか、こんなふうにも思いますので、それこそ五年以内の見直しの中ではこれは早速検討していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○國務大臣(高鳥修君) 一つには、そうした手書きの個人情報につきましても、当然のことながら法令を遵守する義務なりあるいは守秘義務なりと指摘のような御意見のあることにつきましては私どもも十分承知をしておるところでございますので、今後の重要な検討課題にさせていただきたいたりなんかすることができないことは当然のこととあります。

そういう意味合いにおける網はかかるとしておるわけではありますか、しかしながら、ただいま御指摘のような御意見のあることにつきましては私どもも十分承知をしておるところでございますので、今後の重要な検討課題にさせていただきたいたりなんかすることができないことは当然のこととあります。

○山口哲夫君 ゼひ検討して修正できるよう取り計らってほしいと思います。

次は、統計法の問題です。

統計法は、この法案の第三条で適用除外になつております。それで、統計法の十五条の二項で、総務省長官の承認を得れば使用目的を公示さえすれば目的外に使用してもいい、こういうふうになつております。私は随分いろんな指定統計が利用されていると思うんです。

特に後ほど問題にしますけれども、今全国にわたくつて母子世帯の実態調査が行われておりますが、その母子世帯の実態調査の対象を何から選び出したかといえば、これは国勢調査から選んでいいんですね。何で国勢調査から選ばれるのかなと思つたら、国勢調査はちゃんと氏名を書く欄が

あるわけでして、氏名さえ見ればあと中身にわたつて点検していくは母子世帯はどこにどんな人がいるということが全部わかるようになっているんですね。私は、統計といらものが必要なんであつて、統計から得たものをそいつた別な方面で活用するということは極力避けていかなければならぬと思つてます。

その点は統計法の精神からいきまして間違ないですね。

○政府委員(田中宏樹君) 統計調査によつて集められた個人の調査票といましまよかこういふものは、先生御承知のとおりでございますが、個人が識別されない形で集計処理されることを目的とする情報でございますので、個人の氏名がわかるという恰好で再活用するようなことはいたしておりません。

私どもで総務省長官の承認を得て目的外使用を許すといふのは、せっかく国民の協力を得まして集められました貴重な情報でございますので、これを有効活用することは私どもの目的にも合つております。それはそれでございますが、今生のおっしゃった、母子家庭の世帯を調べるのに国勢調査といふのは多分こういうことかと思いますが、国勢調査の調査区を抽出していく基本の単位として選ぶ場合に私どもの国勢調査の調査区を御使用願つてゐるのではないかというふうに理解しております。個別の世帯が私どもの統計のところから名前としてそちらに流れることは一切ございませんので、御了解を願いたいと思います。

○山口哲夫君 どうもそうでないようですよ。抽査をするわけでしよう。ですから、国勢調査の中では区域をまず定めて、その区域の中の統計をやりますね。何番と何番が対象だとうようなものといふのは、これは母子世帯かどうかがわからなければまずできないわけでしよう。だから、国勢調査の中身をずっと調べていつて、母子世帯だけを先に抽出しましてその中から地域を区分して、それじゃ母子世帯の何番と何番を使つて、そういうような形で利用されているんじ

やないかと思う。だから、国勢調査から抽出したというそんなことが言われると思うんですね。ですから、私は、今おっしゃつたように、あくまでも統計上に必要なんであつて、それであるならば名前なんかは書く必要がないと思うんですね。

国勢調査はもちろんですし、それから社会生活基本調査の調査票というのがここにあるんですけれども、例えば「本人の仕事の種類」もちろんこれらは全部名前を書かせるんですが、仕事の内容がよくわかるように書いてくださいと、どこでどん

な仕事をしている今まで書かなければならんんですね。それから、「世帯の年間収入」これが番号の七番のところに丸印をつければこの人は年間六百万から六百九十九万円だというそんな細かい範囲までわかるようになつてます。そんなのが随所に出てくる。

これは統計上必要かもしないけれども、さつき言つたようにちょっと間違つてこれを利用されたら名前までわかるんですから、これはやっぱり個人のプライバシーといふものが侵害されている一つの例になるのではないでしようか、いかがでしょうか。

○政府委員(田中宏樹君) 原則的なことを申し上げて大変恐縮でございますけれども、統計調査によって集められました個人情報をこの個人情報保護法の対象から除外しました理由としては三つ挙げさせていただきたいと思うんです。

本法案の場合には、個人が識別されその個人に着目した使用が行われる可能性のある個人情報を対象とするものであるものに対しまして、統計調査によって集められました個人情報をどのようにして、統計調査において集められた個人情報を、個人が識別されない形で使用されることが前提でございます。

それからもう一点は、統計調査においては、国民との信頼関係を維持し正確な申告を得ることを通じまして統計の真実性を確保するために、統計法において秘密保護の仕組みが既に存在している

こと。

それからもう一つは、行政機関が行う統計調査の実施に当たりましては、総合調整機関としての総務省が厳しい管理を行つておる。

こういう三点で私どものいわゆる統計調査によつて集められます個人の調査票といふものあるいは個人の秘密といふものは別な法体系で保護をされておりますし、それから今まで欠落をしておりました部分を今回私どもの統計法の改正で整備をいたしましてなお一層秘密の保護に当たりた

い、こういうことで御審議をお願いしているところでございます。

○山口哲夫君 今、個人の識別ができないようになります。それから、「世帯の年間収入」これが番号の七番のところに丸印をつければこの人は年間六百万から六百九十九万円だというそんな細かい範囲までわかるようになつてます。そんなのが随所に出てくる。

これは統計上必要かもしないけれども、さつき言つたようにちょっと間違つてこれを利用されたら名前までわかるんですから、これはやっぱり個人のプライバシーといふものが侵害されている

一つの例になるのではないでしようか、いかがですか。

ですから、私は、統計に必要なのであれば名前といふものは何にも載せる必要がないと思う。

○政府委員(田中宏樹君) 統計の正確性と申しますが、どうかこれを確保するということで、手段として御記入を願つておるだけで、これは何度も繰り返しますが、私どもに参りました調査票は私どもの局を一步も出ることはございませんで三年間私どもで保管をいたします。これは国勢調査の場合でございますが、保護をして、これは刑務所へお願いをして溶解処分をしているところでございませんして、うちから一步も出ることはございません。

それからもう一つは、そういった集めました調査票によります情報はみんなコンピューターに入れるわけでございますが、氏名は入れてございません。したがいまして、コンピューターに入りました磁気データといふものは氏名は入つていな

い、こういう御理解を願いたいと思うんです。

○山口哲夫君 統計上正確を期する、私の考え方で

と、違つたことを言う危険性があるんですよ。名前を全然書かなくていい統計であれば、まあ絶対に悪用されることがないから真実を書きましょ

う、こういうことになるんです。これは根本的な違いですね。

私は自治体におきましたので、実は統計には若干経験があるんです。そういう経験から申し上げておきますし、それから今まで欠落をしておりました部分を今回私どもの統計法の改正で整備

をいたしましてなお一層秘密の保護に当たりた

い、こういうことで御審議をお願いしているところでございます。

○政府委員(田中宏樹君) 何度も繰り返しになつて大変恐縮でございますけれども、私どもとしましては、統計データとしてインプットされて以降は個人の名前としては出てしまひませんので、これはいわゆる個人が識別される形の利用は私どものところから以上はないはずだと、こういうふうに確信しております。

○山口哲夫君 そうでなくして、名前を書かせることが調査内容の正確を期すんだとおっしゃるか

ら、それは逆ですよ、名前を書かせられれば真実は述べれないという方が逆に多いのではないです

かと、そこをお聞きしたいんです。

○政府委員(田中宏樹君) 一つは、調査の重複あるいは脱漏が生じないよう調査対象というものを確定したいといつもりがございます。それからもう一つは、記入内容に疑義があつた場合の問い合わせといふことも必要かと思いますが、いざこれにしましても、大正九年以来国勢調査といふのはやつてまいりましたけれども、こういう方式でお願いしてきましたところでございます。

○政府委員(田中宏樹君) お願いしてきましたところでございます。

○山口哲夫君 記入内容の疑義がある場合について、何方も集まつてきました調査票をどこで点検するんですか。

○政府委員(田中宏樹君) 市町村の段階でござい

ます。

○山口哲夫君 市町村でそんな何万つて集まる

中、一つ一つ点検なんかそんなことはできないで

すよ。

それはちょっと違うではないでしょかね。

○政府委員(田中宏樹君) 市町村段階では確認の

ためチェックをしておると、こういうふうに申し上げるとこうでござります。

○山口哲夫君 深追いしませんけれども、これは  
ちょっと違いますよ、私の認識からいたします  
と。調査員が聞いたときに、あなたこれちょっと  
違うんじゃないですかとそういうことはあるか  
もしませんよ。しかし、役所にこんなに集まつ  
てきたものを全部点検してそれが正しいかどうか  
なんて、そんなことなんかやつている暇はないで  
すよ。これはちょっと研究してみてください。自  
分の体験なり実際にやっている方々のいろんな意  
見を聞くと、どうもそういうふうに私は思ってい  
るんです。ですから、統計の最高の責任を持つて  
いらっしゃる方なんですから、ちょっとその辺を  
ひ一度研究してみてくださいよ、いろんな方々の  
ひ意見を聞いて。

○政府委員(田中宏樹君) 統計に従事する者につきましての秘密保護の規定は、先生御承知のとおり、統計法の中に厳重に規定をされておりますし、これは私どもも厳重に指導をしておるところです。○山口哲夫君 秘密にはしているんだけれどもそれでも漏れる危険があるから、万全を期すために統計法としてはいろんなことがあるわけでしょう。だから、統計上に全然必要のない個人の名前なんていふのは、私は入れる必要はないと思うんです。

ええともう一回聞き取り調査をやります。よね。これは、アメリカなんかでは聞き取り調査はやっていないんです。全部郵送ですよ。聞き取

り調査というのは、調査員がいろんなことを聞けるわけでしょう。そうすると、いやこの調査員には私のこんなことは知られたくないんですけど、どうやうな方が調査員で来られることだつてあるわけでしょう。しかし、やっぱり、国勢調査だとかいろんな聞き取り調査をやられれば、答えるを得ないということになるわけですね。ですから、そういうことからいくと、精度を期すためにも、個人のプライバシーを守るためにも、聞き取り調査というのは果たしていいんだろうかなという疑問を持たざるを得ないんです。アメリカのように郵送

けれども、例えば名前を書かせたり、それから面接をされているんですよ。今あなたがおっしゃったように決してとめ置きじゃないんです。面接でやられているのは、実際にやられている人が言つてきているんですから間違いないんです。

それから、ここでは調査員を募集しているんですね。だから、どんな人でも調査員になれるんですよ。そうすると、どんな人が私の前にあらわれて調査していくかわからない。私は、このやり方を受ける方としてはやっぱり非常に不安があるので、それこそ郵送にしてもらわなければならないと思うんですね。

号と書かれたら、ああうちは十八番なんだな、そうすると十八番というところを見ると自分の名前が出るんだなどいろいろ不安を持ちますね。

特にこの内容を見ましたら、ここまで必要なんですかね。母子世帯になつた理由として、拘禁それから未婚の母、心身の障害、離別するまでの期間、実に緻密な調査をしているんですね。それで、ある月における収入が十四項目にわたって、貯金を幾ら引き出したかまで書かなければならぬ。私は、福祉政策にここまで必要があるかなといふ感じを持たざるを得ないです。

どうですか。例えば、一例として拘禁があつた

國勢調査を初め指定統計の主なものは、ほとんど自計式といいましてとめ置き法でございますので、調査票をお願いしまして置いてまいりまして御記入を願つてしているわけでございまして、聞き取り調査のものはございません。それからもう一つは、もちろん秘密保護につきましてはいろいろ工夫を重ねておりますが、特に調査員等に見られたくないというようなこともありますので密封方式を取り入れたりといふことをやつておりますので、念のため申し上げます。

○山口哲夫君 いろいろと配慮しているようですけれども、なお配慮をしていただきたいと思いま

外国でせっかく郵送でやっているんですからその点も検討していただきたいし、そこまですぐでききないんであれば、今密封すると言つていましたけれども、すべての調査でそういうことがやられているとは思わないんですよ。まだ聞き取り調査だって残つていると思うんです。ですから、そういう点ではぜひひとつ絶対に表に出ないような対策というのも一度考えていただきたいと思うんです。

体の数字だけでござりますので、個別の名前等は  
必要ないところでございます。  
ただ、調査をする際に、世帯把握の関係上、世  
帯名簿というものに名前を調査員が持ちまして調  
査に当たっているということは事実でございま  
す。これはあくまで調査の正確性を期すために、  
家を訪問するためにつくっているものでございま  
して、これを調査の目的に使う、調査結果に反映  
させるということはございません。

○山口哲夫君 それであれば地区番号から世帯番  
号というものは書く必要はないと思うんです。おた  
くの方でちゃんと台帳を持ってやっているんですね  
から。これだって受ける方に見てみると、世帯番

るということはあるわけでございます。  
また、離別までの期間、何年何ヵ月というふうに設けておられますけれども、私どもの母子世帯の施策をやっていく關係上、この期間が長いか短いかによって自立の対策の仕方、経済的・社会的な自立の対策の仕方がいろいろと工夫を要するところがございます。具体的に申せば、離別までの期間が長ければ長いほどいろいろと自立についての非常にきめの細かい施策が必要であるというふうに考えましてこのようなものをとつてあるわけでござります。

○山口哲夫君 離別までの期間が長ければ長いほどそれに対応するだけの施策が必要だ、それは個

号と書かれたら、あうちは十八番なんだな、そ  
うすると十八番というところを見ると自分の名前  
が出るんだなというそういう不安を持ちますわ  
ね。

特にこの内容を見ましたら、ここまで必要なん  
ですかね。母子世帯になった理由として、拘禁をさ  
れから未婚の母、心身の障害、離別するまでの期  
間、実に緻密な調査をしているんですね。それ  
で、ある月における収入が十四項目にわたって、  
貯金を幾ら引き出したかまで書かなければならな  
い。私は福祉政策にここまで必要があるかなと  
いう感じを持たざるを得ないです。

どうですか。例えば、一例として拘禁があつた  
のかないのか、心身の障害があるのかないのか、  
離別するまでの期間が何年何ヵ月あつたのか、そ  
れを福祉政策のどういうところに使うんですか。  
○説明員(辰谷茂君) 今回の私どもの全国母子世  
帯等調査は、「等」がついておりますように、母子  
世帯と申しますのはいろいろな範疇がございま  
す。典型的な例は離婚、死別でございますけれど  
も、母子福祉法に基づきましてこのようないくつかの特殊  
場合とか心身障害者の場合とかといふような特殊  
な場合も範疇として特別にそれに準ずる世帯とし  
て施策を講じておるわけでございます。したがい  
まして、そのような法律上の規定も踏まえまし  
て、昭和二十七年以来このような調査でやつてい  
るということはあるわけでございます。

また、離別までの期間、何年何ヵ月というふう  
に設けておりますけれども、私どもの母子世帯の  
施策をやっていく關係上、この期間が長いか短い  
かによって自立の対策の仕方、経済的・社会的な自  
立の対策の仕方がいろいろと工夫を要するところ  
がございます。具体的に申せば、離別までの期間  
が長ければ長いほどいろいろと自立についての非  
常にきめの細かい施策が必要であるというふうに  
考えましてこのようなものをとつてているわけでござ  
います。

○山口哲夫君 離別までの期間が長ければ長いほ  
どそれに対応するだけの施策が必要だ、それは個

人個人の問題ですよね。個人個人の方々に対しても、この方はやっぱりこの程度の対策が必要だなというとき、それはむしろ自治体が決めてることですよ。国の全体の政策の中で、何年何ヵ月の離期間があつた人がこれだけいるからどうこうするというそういう政策の立案にはならないんじゃないかなというふうに私は考えているんです。ですから、これを見ますと、そういう点でどうも必要のないものまで調べているような、逆に調査を受ける方にしてみると何か不安を感じるようなそういう調査というのは、私はやっぱりやるべきじゃないと思うんですね。

それは私の意見です。しかし、いろんな意見があるんです。ですから、そのためにもういう問題になるような調査をする場合には、これは政府だけが決めるのではなくて、もっと専門家の意見を率直に聞いてみる必要があるんじゃないでしょうか。そのために審議会のようなものをつくりまして、調査が必要なのかどうなのか、内容がこの程度でいいのかどうなのか、調査の方法が面接をする必要はないのか郵送にするべきなのか、そこまで政府としてもっと真剣に考えていただかないとい、冒頭申し上げたように、個人の情報は政府のものだなんていうそういう間違った認識に私はつながつてくると思うんです。そういう間違った認識があるからこういう個々の問題のときにこんなところまで個人の人権を侵すような調査につながつてくると私は思うんですが、どうですか。

○説明員(岸谷茂君) 今回の私どもの母子世帯実態調査は、いわば母子世帯のセンサスと申しまして非常に基本的な情報でございます。これは毎年行っているわけでございませんでして、五年ごとに行っております。昭和二十七年以来既に今日まで今年を含めまして八回やっておるわけでござります。この調査に基づきまして私どもの母子福祉施策が非常に充実して、その充実する際の参考になつたというふうに考えておるわけでござります。ただ、先生おっしゃいましたように、この調査

に当たってプライバシーの問題というものについて是十分配慮しなくちゃいけないということは御指摘のとおりでございます。したがいまして、これから調査に当たってはプライバシーの保護という面にいつも十分配慮して進めていきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○山口哲夫君 私は恐らく政府の各省の間でも今意見は論議のあるところだと思いますよ。厚生省ではそこまでどうしても調べたい、しかし、総務省の方にしてみればそんなところまで調べる必要があるのかという意見もあるかもしない。恐らく政府の中では見え私はあると思うんですね。ましてや国民の間ではいろんな意見があるわけですから、私は第三機関をもつと素直におつくりになつた方がこれからのためにいいのではないかだけが決めるのではなくて、もっと総務省とも十分協議して検討してみてください。これはお願ひしております。

それでは次に、個人情報収集制限の問題に移ります。

国民の基本的人権にかかる例えば思想、信条、行動権、いわゆるセンシティップ情報と呼んでおられるいは結社、表現の自由、労働者の団結権、団体行動権、いわゆるセンシティップ情報を取りますけれども、こういった情報は知られること自体がこれは基本的人権を侵すことになりかねないと思うんです。私はそういう点でぜひこれは禁止していただきたいな、こういうふうに思つてゐるんですけども、その考え方。

それからもう一つは、ある意味では技術的な話にも関連いたしますけれども、仮にそれじゃその行政機関がいわば例外的に法令の規定に基づいてセンシティップ情報を収集できるというふうにいたしましても、現在の我が国の法律を見ますと、こういったセンシティップ情報の収集ができるというふうにいたしましても、現状の各省政府が収集していると思われますのは各省政府の設置法に基づくわゆる資料収集の規定にできるのがあるはできないのかというようなふうにできるのかあるはできないのかというようなふうにできるのかあるはできないのかというふうに思つてます。現に各省政府が収集していると思われますのは各省政府の設置法に基づくわゆる資料収集の規定に基づいて収集しているのではないかと思います。そうすると、全般的に見て一番大事なことは何かといえれば、憲法で定められた基本的な人権だけは最小限守るというのがこれは政府の仕事ですよね。円滑な行政、適正な行政というのは何かといえば、その土台は、基本的な人権をきちっと守る

事ができない、そういうような規定を置かないとその部分についてお答え申し上げます。  
そこで、この法律案におきましてそういう面で、これまでの調査に当たってはプライバシーの保護とわゆるセンシティップ情報の収集禁止の規定を設けながらたのは幾つかの理由がございますけれども、一つは、OECDの理事会勧告においても述べられておりますように、何がセンシティップ情報に当たるかということは非常に定めがたいというようなことがありますし、我が国における世論調査の結果などを見ましても、一番人に知られるたくないのはまず収入、財産あるいは家庭生活の状況それから主義、信条、病歴、こういうような結果もございますので、結局、時代によりいろいろな人のとらえ方が違うのではなかろうか、なと思います。これはぜひひとつ総務省とも十分協議して検討してみてください。これはお願ひします。

それでは次に、個人情報収集制限の問題に移ります。  
国民の基本的人権にかかる例えば思想、信条、行動権、いわゆるセンシティップ情報を取りますけれども、こういった情報は知られること自体がこれは基本的人権を侵すことになりかねないと思うんです。私はそういう点でぜひこれは禁止していただきたいな、こういうふうに思つてゐるんですけども、その考え方。

それからもう一つは、ある意味では技術的な話にも関連いたしますけれども、仮にそれじゃその行政機関がいわば例外的に法令の規定に基づいてセンシティップ情報を収集できるというふうにいたしましても、現在の我が国の法律を見ますと、こういったセンシティップ情報の収集ができるというふうにいたしましても、現状の各省政府が収集していると思われますのは各省政府の設置法に基づくわゆる資料収集の規定に基づいて収集しているのではないかと思います。そうすると、全般的に見て一番大事なことは何かといえれば、憲法で定められた基本的な人権だけは最小限守るというのがこれは政府の仕事ですよね。円滑な行政、適正な行政というのは何かといえば、その土台は、基本的な人権をきちっと守る

事ができない、そういうものが政府としての円滑、適正な行政だと私は思うんですね。そういうことからいきますと、この思想、信条、宗教等については、これははつきり基本的な人権の問題だと思うんですよ。だから、そういうものをどこで集めているかもわからないでは困るんですね。私は国民の一人として、自分がどういう思想を持っているか、どういう信条、宗教を信じているか、これは私のものなんですね。國民一人一人のものなんです。それで、ここで集めているかわからないというのではちょっと納得できないですね。そんなものを勝手

に貸した覚えはないわけですからね。せめて、どこの官庁でどういうファイルを持っているか、そういう件名くらいはちゃんと出すべきではないですか。中身まで全部出せとは言いませんよ、いろんな問題があるでしょうから。しかし、どこの官庁がどういう目的でこれだけのものは集めてありますよということぐらい、これは明らかにしらわなければ国民として納得できないですね。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

現段階では、私どもは、各省庁にどういうファイルを持っておられますかということで、六十三年六月末現在のファイルの実態について調査をいたしまして、報告を求めております。

ただ、その中に思想、信条の関係のファイルがどの程度あるのかということについては私どもはつまびらかにしていないわけでございます。と申しますのは、まだこの法律は成立いたしておりませんけれども、後ほど御説明したいと思いますが、この法律の事前通知除外等におきまして、犯罪捜査それから国の安全、そういう國の重大な利益等に関するファイルについては総務庁に事前通知をしなくてよろしい。それは公共の秩序、國の安全等を守るために行政的確に遂行するためにはやむを得ないことだ、そしてまた総務庁としてはそれを事前調整することは総務庁の権限から見てなかなか難しいというようなことで除外しておりますので、そういうファイルが仮にあるといたしましてもまだ私どものところには提出されていない、私どもも調べ切っていらないということで現在把握しているといふことを申し上げているわけでございます。

○山口哲夫君 今言つたような情報はいづれ総務庁に来るかも知れないわけでしょう、どうですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。そのうちの一部については来るだろうと思つております。全部は多分来ないだろう、こんなふうです。

○山口哲夫君 官報なんか国民の大多数は見てませんね。それから、役所の入口に行きますと、ガラスを張つて中に公示しておりますよ。こんなものだれも読まないです。何ページもぶら下がつてあるものを表だけひょっと見るかもしれないけれども、自分の情報がどういうふうに集められているのか、そんなもの一々見ないです。それは役所で形式的にやつただけなんですね。

一番大事なことは、國民として自分の人権にかかるものが例えば防衛省でどういうふうにファイルされているのか、外務省でどういうふうにファイルされているのか、それだけでも知りたいわけでしょう。そうしたら当然國民にわかるように発表したらどうですか。

例えれば新聞の一面全部を買つて、各省の持っているファイルは次のとおりです、と。これは個人情報保護法ができたら真っ先にやつたら、さすがにこういう法律ができるとやっぱり違うとますます國民は人権というものを大切にするのではないですか。個人情報というのはいかに大切かと反面、行政側に余計な負担をかけないということによって行政の効率的な運用を図るということについても配慮をしながら論議をしたというふうに思つても配慮をしながら論議をしたというふうに思つて金をつと保護するということも大変大切だけれども、うべきでないでしょうか。

長官、ぜひひとつ来年は思い切つた予算要求をして、新聞広告を一面で出してくださいよ。もう議会の方々が随分おっしゃっておられますので、私どもとしてもいろいろな機会に実効性のある制度のPRをしてみたいというふうに考えております。

○山口哲夫君 先ほど参考人、池田さんだったと思ひますけれども、葛飾区で、高齢者の無料バスを出したいが所得制限がある、その所得制限といふのは、今まで税務調査の中である程度把握して、役所が勝手にその税務調査の中を見ることには所得制限に該当するといってバスは出さないとかということをやつていたけれども、税務で集めた個人の情報を福祉で使うのはまずいから、これは使つていいですかとということをはがきでもつてみたらどうですか。

○国務大臣(高島修君) この法律が御可決をいたしましたときに、私は思うんですね。防衛記念日には、日本じゅうの新聞、田舎で出ている新聞まで含めて自衛隊の宣伝の広告が、あれは何億円かかっていると私は思うんですね。防衛記念日には、日本でも、あんな金の何分の一があればできることでないかと思うんですが、どうですか、長官、やつてみたらどうですか。

初めてそれを見せてもらつたが、大変に混乱が起きた。そんなことまでしなくともという電話もあつた。しかし一方では、大変いことだという意見もあつたというふうに思います。そうしますと来年から再来年くらいにかけましては個人情報保護の、何といましようか、ムードが恐らく非常に

○山口哲夫君 仮に来ても、それは國民にどうやって発表するんですか。

○政府委員(重富吉之助君) これはまた法律の組み立てを申し上げないとできませんが、事前通知されたファイルのうち、公示してよろしい、公示すべきだというファイルにつきましては、官報なりそれから各省庁の窓口で閲覧簿をつくりましてこれを國民にお知らせする、こういうことにしております。

○山口哲夫君 官報なんか國民の大多数は見てませんね。それから、役所の入口に行きますと、ガラスを張つて中に公示しておりますよ。こんなものだれも読まないです。何ページもぶら下がつてあるものを表だけひょっと見るかもしれないけれども、自分の情報がどういうふうに集められているのか、そんなもの一々見ないです。それは役所で形式的にやつただけなんですね。

一番大事なことは、國民として自分の人権にかかるものが例えば防衛省でどういうふうにファイルされているのか、外務省でどういうふうにファイルされているのか、それだけでも知りたいわけでしょう。そうしたら当然國民にわかるように発表したらどうですか。

例えれば新聞の一面全部を買つて、各省の持っているファイルは次のとおりです、と。これは個人情報保護法ができたら真っ先にやつたら、さすがにこういう法律ができるとやっぱり違うとますます國民は人権というものを大切にするのではないですか。個人情報というのはいかに大切かと反面、行政側に余計な負担をかけないということによって行政の効率的な運用を図るということについても配慮をしながら論議をしたというふうに思つても配慮をしながら論議をしたというふうに思つて金をつと保護するということも大変大切だけれども、うべきでないでしょうか。

長官、ぜひひとつ来年は思い切つた予算要求をして、新聞広告を一面で出してくださいよ。もう議会の方々が随分おっしゃっておられますので、私どもとしてもいろいろな機会に実効性のある制度のPRをしてみたいといふふうに考えております。

○山口哲夫君 先ほど参考人、池田さんだったと思ひますけれども、葛飾区で、高齢者の無料バスを出したいが所得制限がある、その所得制限といふのは、今まで税務調査の中である程度把握して、役所が勝手にその税務調査の中を見ることには所得制限に該当するといってバスは出さないとかということをやつていたけれども、税務で集めた個人の情報を福祉で使うのはまずいから、これは使つていいですかとということをはがきでもつてみたらどうですか。

○国務大臣(高島修君) 広報につきましては総理大臣候補になるかもしません。

○国務大臣(高島修君) 広報につきましては総理府の方で担当しておりますが、私どもといたしましても新しい制度でございますので、できるだけひつといろいろな機会に國民の皆様方に知っていただくよう努力をしたいと思います。

それから、あるいは私どもが今回この法律を出したことによつて市町村の側における関心も急速に高まりつつあるようになりますが、未制定のところでも恐らく制定が進むのではないかと思いますし、都道府県が現在ゼロであります。それも恐らく来年あたりかなり勉強をされるんではないかというふうに思います。そうしますと来年から再来年くらいにかけましては個人情報保護の、何といましようか、ムードが恐らく非常に

高まつくるんではないかというふうに思いますが、そうした機会もとらえまして国民の皆様方に御理解いただくよう努めてまいりたいと思います。

○山口哲夫君 私は、実は正直に高鳥長官に期待しているんです。各省庁を説得するのに大変な御苦労をされてきたと思うんですよ。しかし、出されたものは非常に不満ですよ。私は納得できまい。できれば引っ込んで、もつと我々の意見を入れて再提出してほしいくらい。でも、長官の今までの努力に対しては私は大変に敬意を表しているんです。ですから、期待しておりますだけに今まで申し上げたことをぜひ実現させていただきたい、来年の予算は大幅増を実現させて国民の人権を守る意識を高めるための御努力をぜひひとつお願いしておきたい、そう思います。

次に、個人情報の利用、提供の制限に移ります。

第九条の「処理情報の利用及び提供の制限」で、「処理情報は、」「保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。」というふうに規定しておりますけれども、ただし書きで例外を設けております。所掌事務の範囲内、事務遂行に必要な限度、こんなところで目的外利用、外部提供を可能にしているわけあります。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げま  
す。

第九条といいますのは、先生御指摘のとおり、これは原則利用、提供の禁止ということを規定しております。その第二項で例外規定を書いておるわけでございますが、それらの例外規定は、第二項のただし書きでござりますように「処理情報」をファイアル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによつて、処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある

と認められるときは、この限りでない」ということをきちと書いておきまして、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合はこの限りでないということは、それはやつてはいかないよ。ただし、その前提のもとに本人の同意があるときと認めらるるときと、この限りでない」ということをきちと書いておきまして、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合はこの限りでないということは、それはやつてはいかないよ。それから三番目に、他の行政機関とか地方公共団体とか特殊法人、そういうものについてそれらの行政機関なり地方公共団体なり特殊法人がその所掌する事務を適切に遂行するために必要な場合に限り、これも相当な理由があるとき提供することができます。

それが第一号で行政機関内部で相互に利用することが相當な理由があるとき、これは社会通念上妥当と認められるときとございまます。

これが第二号で行政機関内部で相互に利用することができますが、これは「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために処理情報を提供するとき」、それからそのほかに「処理情報の本人以外の者に提供することが明らかに処理情報の本人の利益になるときその他処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき」。こうございますが、私どもとしては「その他処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき」といいますのは、現在私どもが把握しておりますのでは、例えて申しますと、どこかのメーカーの自動車が事故を起こした、その自動車が結局性能的に問題があるのではないかということでその自動車をリコールする、回収する、そういうときに運輸省が持つている情報をその当該メーカー、例えば本田とかトヨタとか日産とかそういうメーカーに渡す。それは、その型式というか自動車の性能の欠陥によつて再び同じような事故を起こさないためにやるわけでござりますので、そういう非常に公共の利益があるという場合だけを考えているわけございまして、先生の御心配の向きは少ないのでないのか、こんなふうに考えております。

○山口哲夫君 そういうことになりますかね。

いわゆる処理情報の利用及び提供の制限の除外  
というの「相当な理由」とか「本人の利益になるとき」とか「特別の理由」  
の「だらうかどうなのか」といふのは、これは行政側  
が判断することではないのでしょうか。  
やっぱりそれぞれの個人が判断すべきことであ  
って、行政側がこれは利益になるんだからいいん  
だといって別なところに利用させるということは  
果たしてどうかなという感じを持たざるを得ない  
んですね。私は、これは非常に危険だと思うんで  
すよ。行政はそう思っても、国民は違うと思うか  
もしれない。

だから、私は、くどいようすけれども、そ  
ういうものをきちっと判断できるようないろんな各  
界各層の方々の代表に入つてもらうような第三者  
機関というものを設けて、その中でやっぱり決め  
ていくべきではないかなと思われてならないんで  
す。こんなところにも最初に申し上げた目的的逆  
な面が出てきているのではないかどうも  
行政の都合だけで書かれているのじゃないかなと  
いうふうな感じがしてならないんですがね。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げま  
す。

ここにござりますように「相当な理由」とか「特  
別の理由」私、先ほどちょっとと説明を漏らしまし  
たけれども「処理情報の本人以外の者に提供する」  
ことが明らかに「処理情報の本人の利益になる」と  
いうような場合を御説明申し上げておきますと、  
例えば交通事故にお遭いになった方が心神喪失の  
状態になっておられる、そういう情報を、手術を  
なさるその方の事前の病歴等を手術をなさる病院  
なり医師に御連絡を申し上げる、それから例えば  
どなたかが貢獻局で叙位叙勲を受けられる、そ  
ういう際にその叙位叙勲の判定をなさる方々に特定  
の方がまたは行政機関がその情報を差し上げる、  
そういうような場合は本人の利益になることは明  
らかでございますので、それは問題はないと思つ

それから、ここで「相当な理由」とかということを書いておりますが、それらはすべてこの法律の二十条にござります苦情処理の対象にもなりますし、それはこの法律の調整の役割を果たします総務庁が客観的に対外的に見ても御説明できるという理由でなければ問題が起きた場合に当然総務庁に苦情の中申し出とかその他問題の提起がなされるでありますから、総務庁長官は二十一條、二十二條で資料の提出及び理由の説明を受ける、そして意見を述べるというようなことで先生のおっしゃるようなことはかなりの程度担保できる、こんなふうに考えております。

○山口哲夫君 私は必ずしもそうは思わないんですけれども、後からまた出てくるかもしませんしそかの問題もたくさんありますので、とりあえずほかに移ります。

それで、結合の禁止の問題です。

これも先ほど参考人からちょっと出ていましたですけれども、私はコンピューターの特性がこの結合というものだと思うんです。そういうことからいきますと、個人情報というのは相互に結合される危険性が非常にある、そんな中でもしも誤った個人像というものがつくられたら一体どうなるんだろうか。必ずしも一つの情報が全部正しいとは限らないですね。そういうものが結合されたときにはますます個人像というものがゆがんでしまう危険性というものがあるのではないか。私、残念ながら具体的に例がありますけれども、一般的に考えると、理屈として考えればそういうことも考えられる。

その辺、心配ないでしようか。

○政府委員(百崎英君) 今、先生がおっしゃいましたように、オンラインとかあるいは磁気テープ等による個人情報ファイルの結合でございますが、これはまさにコンピューターの特性と言つて もよろしかるろと思います。

これららの技術発展ということを考えますと、ますますそういう電算機の特性というものが生



の人権を守ることがまずは私は大事だと思います。今言つたようなことで自分が不利益になるような問題がもしあるとするならば、それは別な法律でもつてきちと制限を、そこまで開示請求して持つてこさせるようなことはさせちゃならないという何かをつくるべきだと思うんですね。こっちの方でそういう形で制限されたのでは私はちょっとこれは違うのではないかと思うんですよ。それは出入国の関係についても言えると思うんです。ですから、そういうことをやはり第三者機関でもつと専門家の知恵を入れて検討する必要があるんじゃないでしょうか。ここで私と総務庁といろんな議論をしてみたってなかなか結論が出るものではないですよ。ですから、私は真剣に論議をしていたたくような第三者機関というものを作りました。でもやっぱりつくるべきだ、そんなふうに思うのでございます。

これは各省庁に任せることではないと思いますね。これは総務庁が通知をすればいいという

ものではないと思うんです。きちっと許可するべきですよ。こんなものを集めては個人情報保護法

の精神に反する、これは行き過ぎだといってその手配をされている車両等についても当然入るわけですね、に関するものも入っているわけでございまして。また、御推測いただけると思いませんけれども、手配をされている車両等についても当然入るわけございまして、そういったものを第一線において認知した場合にその端末から当然警察庁のファイルの方に照会をしてくるわけでございます。

また、御推測いただけると思いませんけれども、手配をされている車両等についても当然入るわけございまして、そういったものを第一線において認知した場合にその端末から当然警察庁のファイルの方に照会をしてくるわけでございます。これは、おなかの中では恐らくそちらの方の考え方とは、おなかの中では恐らくそ

うだと思うんです。それは各省がたくさんあって大臣がいるから、これまで説得してこられてなかなか大変だと思うんですけども、私はそういう考え方で総務庁に頑張ってほしいなと思うんです。それが意見として申し述べておきます。それで、警察庁いらっしゃいますか。

読売新聞の六十三年六月二十三日に「本部コンピューターと各署のパソコンをオンライン化 「県警ネットワークシステム」早くも威力」そして

その記事の中に「警察庁にある車検情報から犯人の住所を瞬時に割り出し、緊急速捕に結び付けた」個人情報の利用の問題だと思うんですけれども、こういった車検情報から緊急速捕に結びいたといふ成績を新聞で報道されています。警察庁、車検情報というのを持っていらっしゃるんでしょうか。

○ 説明員(菅沼清高君) お答えいたします。

ただいまの記事を承知しておりませんので、どう

いうような書き方が少しありませんけれども、恐らく警察庁が保有いたしております犯罪捜査に関するファイルの中、これは事柄の性質上

具体的なファイルのことについては控えさせてい

るだいでござりますけれども、贋品車両に関するものも入っているわけでございます。

○ 山口哲夫君 済みません、ちょっと今のところ聞こえなかつたので……。

○ 説明員(菅沼清高君) 贋品——盗んだ車両です

ね、に関するものも入っているわけでございま

す。

また、御推測いただけると思いませんけれども、

手配をされている車両等についても当然入るわけ

でございまして、そういったものを第一線におい

て認知した場合にその端末から当然警察庁の

ファイルの方に照会をしてくるわけでございます。

○ 山口哲夫君 昭和五十七年の二月に同じよう

に出了したり出さなかつたりするわけでしょ

う。総務庁ではもう混乱しますわね。今までこういう情

報があつたのに今度は入つてない。だから、私

はやはり総務庁が一貫性を持つて各省庁に対する

指導をきちっとやらなければならぬと思うんで

すね。こういうやり方でやられますととても不

安でしようがないですね。

そして、あと十分しかないので残念で

けれども、例えば暴力団員のファイルを持ってい

うことを公示して何が困るんでしようかね。何も

困らないと思うんですよ。大体そんなものを持つ

ているだろうなと国民は思っていますよ。そういう

ものを持っていますと書いたからといって別に

何でもないことだと思うんですね。そのことによ

つて個人の権利が大変侵害されるんでしようか

ね。私はそうは思いませんですね。そういうのが

幾つもあるんですよ。そういうことを考えると

きに、私は総務庁が通知を受けるだけではなくし

するファイルの一部として保有している、このよう御理解いただきたいと思います。

○ 山口哲夫君 そうすると、犯罪捜査に関する情

報を持つていてもファイル

ルされているということですね。

○ 説明員(菅沼清高君) そうでございます。

○ 山口哲夫君 済みません、ちょっと今のところ

聞こえなかつたので……。

○ 説明員(菅沼清高君) 万台に及ぶ車があるわけでございまして、犯罪が

発生いたしますと大抵の犯罪は直接間接に車両を

用いているわけでございまして、現場のいろんな

情報とかそういうものの中から犯罪に関係のある

ものないもの、これをできるだけ早く処理する

必要がございます。また、犯人像を絞り込むため

の必要な情報でもございますので、車両について

のファイルは贋品車両のほかに一般的車両につい

ても保有をいたしております。

○ 山口哲夫君 昭和五十七年にちゃんと総務

庁ではもう混乱しますわね。今までこういう情

報があつたのに今度は入つてない。だから、私

はやはり総務庁が一貫性を持つて各省庁に対する

指導をきちっとやらなければならないと思うんで

すね。こういうやり方でやられますととても不

安でしようがないですね。

そして、あと十分しかないので残念で

けれども、例えば暴力団員のファイルを持ってい

うことを公示して何が困るんでしようかね。何も

困らないと思うんですよ。大体そんなものを持つ

ているだろうなと国民は思っていますよ。そういう

ものを持っていますと書いたからといって別に

何でもないことだと思うんですね。そのことによ

つて個人の権利が大変侵害されるんでしようか

ね。私はそうは思いませんですね。そういうのが

幾つもあるんですよ。そういうことを考えると

きに、私は総務庁が通知を受けるだけではなくし

て、もう少し各省庁に対してもエントラント機能というものを持つてほしいなというふうに思います。

時間がないんで、本当はもう一回くらい審議してほしいんですが、何かきょうで終わるんだなんという話を聞いて非常に残念なんですけれども。それで、本人の開示、訂正、削除の請求権の問題があるんです。処理情報の不開示というのがあるんですね。用意してきたんですけれども、長官、この本は読んでいらっしゃるそうですね。大変私も参考になりました。

簡単に申しますと、アメリカのサンフランシスコで帰宅途中の若いカップルが愛用のファルコンを走らせていたところ、パトカーに急停車を命じられ、銃を突きつけられたまま手錠をガチャリ。そして留置場で一夜を過ごさせられた。理由は、このファルコンは一年前に盗まれたと記録されており、その後回収されカップルの手に返されたが、その回収の実態を警察が記録することを怠ったため、そのまま盗難車としてコンピューターシステムに入っていた。警察が当然持っている情報を走らせていましたから、それが返ったんですよ。これは落としておかなければならなかつた。それをやつていなかつたために入つておつて、その車に乗つていた人間を逮捕してしまつた。それは自分の車なんですよ。こういう間違いが起きたんですね。

だから、私は、本人の開示、訂正、削除の請求権というのを個人の権利を守るために必要だろうと思うんです。自分がきちんと開示請求をし、これが大変だなと思ったら、これはとんでもない間違いですよ、こんなものはとうの昔に私の手元に返つてきますよとやつておればこんな事件なんか起きなかつたと思う。

それから、共通一次試験でも言えるんです。共通一次試験の点数というのは、大体翌日になると自分で採点できるくらいずっと答えが出てきますよね。ところが、これは全然開示請求の対象にならないんです。

大学の受験もそうなんです。高校の内申に自律

神経失調と書かれたことで幾ら受けても落第させられた。おかしいなと思つていろいろ調べてみたら、自分の健康状態にこんなことが書いてある。

これは医者なんかそんなことは一つも言つていないう。先生が自分のことをそんなふうに書いたんではないだろうかというそんな事件もあったことを私は何かで読んでおつた。こういうことを考えますと、例えは私学では入学試験の点数というのは一番最初に権利を守らなければならない政府がそれを開示していますね。それから、司法試験だって開示しているんです。何で国立の大学等が、まず一度ぜひ検討していただきたい。このことだけを強くお願いをしておきたいと思います。

それから、運営審議会の問題でございます。

これは先ほども申しましたけれども、行政機関が間違った運用、法の拡大解釈をしたときに改められる権限というのは全然ないです。ですから、新たに電算機に入れるものを認知する場合だとか不服審査の機関というのがないわけですか。ならば審議機関にするだとかそういうのがありますから、その機関の問題だとか法改正について五年以内にやるわけですから、直ちにそういう法改正の内容について審議をしなければならないのです。それで、林委員会の報告の中でも審議会の設置は必要です。

○國務大臣(高島修君) 先ほど御指摘のありました教育、医療などにつきましては、当委員会においても申しましたように附帯決議にもあるわけですが、内閣の問題ですけれども、私は、国民の人権を守るために必要な審議会というのは、これは総務省は何も遠慮することはないと思ふんですね。大手を振つてつくつた方が喜ばれるんじゃないでしょうか。行政改革をやる審議会をつくるよりははるかに国民に私は喜ばれると思うんですよ。こういうものこそやっぱり率先してつくつてほしいですね。このことはお願いしておきます。

あと地方公共団体との関係については、衆議院でも、これは地方自治体の個々の権限を抑えるようなことは絶対にしない。だから、今出されているこの法律案よりも、随分つくっています。先ほどの参考人の意見でも、随分つくっています。そういうものは絶対に抑えることはしないとお答えしておられますので、それは守つてほしい。

自治省、いらしてありますね。済みません、質

ていただくべきものと考えておりますが、将来、國民世論の動向等を踏まえまして開示をするべきことが至当であるというような合意が形成されるならば開示の対象にされてもいいのではないかと

いうふうに考えておるところであります。それから、保護審議会を設けるべきではないかということにつきましては、先ほどもちょっと申上げたわけがありますが、私ども行政改革担当官としてみだりに審議会等をふやすわけにはまらないということで差し控えておるわけでござりますが、期限を限つての御検討をいただくよう

な学識経験者等の御意見を承るそうした審議会等につきましては今後考えたいといふふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

なおまた、国会における御議論等を踏まえまして私ども隨時ひとつ検討を重ねてまいりたいと思っております。

○山口哲夫君 最後にになりましたので意見だけもう少し申し上げておきたいと思うんです。本當はここも聞いて十分論議してみたいところなんですが、これほど申しあげておきたいと思うんです。

まずその前に、今、長官のおっしゃつた審議会の問題ですけれども、私は、国民の人権を守るために必要な審議会というのは、これは総務省は何も遠慮することはないと思ふんですね。行政改革をやる審議会をつくるよりははるかに私は喜ばれると思うんですよ。こういうものこそやっぱり率先してつくつてほしいですね。このことはお願いしておきます。

あと地方公共団体との関係については、衆議院でも、これは地方自治体の個々の権限を抑えるよ

うなことは絶対にしない。だから、今出されているこの法律案よりも、随分つくっています。先ほどの参考人の意見でも、随分つくっています。そういうものは絶対に抑えることはしないとお答えしておられますので、それは守つてほしい。

最後に、事務次官の申し合わせというのがあります。これは読んでみましたが、結構いいことを書いています。今のこの法律よりももっと定数をふやして、全国どこにおつても開示請求ができるよう便宜を取り計らつてもらいたいと思うんです。一体どこへ行つたらいいのかさっぱりわからないのでは困りますので、それもお願ひしたい。

最後に、事務次官の申し合わせというのがあります。これは読んでみましたが、結構いいことを書いています。今のこの法律よりももっと中身がいいのではないでしょか。大分古い話でけれども、昔の方がずっとよかつたですね。それが何でこんなふうに変わってきたのかなと思つたんです。この次官会議の申し合わせというの生きていると思うんです。ですから、そのいいところは、この法律でこれから政令とかいろんなものを持つくるんでしょうからぜひひとつその中に生きていただけで、全部がいいとは思ひませんか

ら、せめて次官の申し合わせくらいは一步でも後退することのないよう取り計らつていただきたいなと思います。

そのほかいろいろありますけれども、時間になりましたので終わります。

○飯田忠雄君 私は行政機関の休日に関する法律

どうも大変ありがとうございました。

案から質疑を始めます。

まず、この法律の言葉の使い方が極めて疑問の多い使い方をしておりますので、意味がわからぬ点がございますので尋ねをいたします。

行政機関といふものにつきましての定義は第一条の第二項に掲げられておりますが、その中の「内閣に置かれる各機関」というのはわかります。ところが、これを除いた「内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関」こうありますが、これは一体どの範囲のものを指すかが疑問が生ずる大変あいまいなことです。例えば、地方自治体は含むのかどうかあります。この「統轄」という言葉の意味が大変あいまいなとしておりますために起こつてくる問題であります。

それから、「内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院」こうありますが、「内閣の所轄の下に置かれる機関」というのと内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関」というのとどとのようになります。

具体的に言いますと、学校教育機関とか研究機関というのがございますが、これは含まれるのか含まれないのか。もちろんこれは国立であります、が、含まれるのか含まれないのかという問題。

それから、地方公共団体の所轄する教育機関、研究機関、これは含まれるのかどうかといふ問題であります。

この点について御説明を願います。

○政府委員(勝又博明君) 行政機関の休日にに関する法律に規定してございます「内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関」と申しますのは総理府及び各省でございます。この場合の総理府といいますのは大総理府という意味での総理府でござ

ります。それから「内閣の所轄の下に置かれる機関」と申しますのは人事院を指しておるわけでございます。

最初に戻りまして「内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関」という表現は国家行政組織法の規定どおりを援用したものでございますし、また人事院に係る「内閣の所轄の下に置かれる機関」と申しますのは、これは国家公務員法の規定どおりを援用したものでございます。

それから、先生御質問の学校、研究機関はどこに属するのかどうかでございますが、これは当該学校、研究機関が属する省ないしは府の中で読まれることになります。

それからまた、地方公共団体に係る機関、これはこの法律の対象外でございます。別途、自治省所管の法律において手当でされるものと考えております。

○飯田忠雄君 教育とか研究といふものが行政事務に含まれるかという問題ですが、この点はどうですか。

○政府委員(勝又博明君) この行政機関の休日に関する法律が対象いたしますのは、いわば行政府全体をとらえておるわけでございまして、行政府がトータルとして特定の日に閉庁の状態にある日を規定しようとすると

その行政府の中に属します機関と申しますのは全體としての行政府に包含されるものでございまして、行政事務ととらえますれば個々の施設、機関等が行う事務も行政事務としてとらえられる、こういうことでございます。

○飯田忠雄君 私が御質問申し上げましたのは、教育自体は行政事務かという問題です。

もし行政事務ということであれば、どういう根拠に基づいて教育自体は行政事務であるのかといふことでございます。

○政府委員(勝又博明君) 学校、教育機関の属し

れぞれの設置法におきましてそれぞれの教育機関、研究機関の事務を掲げておるわけでございます。したがつて、これを省の事務のレベルで見れば行政事務としてこの法律においてはとらえておる、こういうことでございます。

したがつて、先生が御懸念の一般常識的、一般通念的な意味での行政事務かどうかということにつきましては、あるいは若干奇異な感じは与えるかもしれません、この法律におきましては行政機関全体としてのとらえ方をしておるものでござりますから、学校、教育機関ないしは研究機関の行う事務も行政事務の中だとらえておる、こういうことでございます。

○飯田忠雄君 行政機関と申しますのは言うまでもなく国家機関で、ここで言うのは国家機関のことだと思いますが、この行政機関といふものは元来国民に対するサービスをする機関であると理解をいたします。これは憲法第十三条を根拠として当然そちらざるを得ないと思います。

そうしますと、国民に対するサービス機関であるならば、国民が困らない状況において休むべきではないか、国民が困るような状況で休むのはサービスの精神に反する、このように思いますのが、いかがですか。

○政府委員(勝又博明君) 今般、いわゆる行政機関の土曜閉庁導入しようとするに当たりましては各界各層の御意見も十分承ったわけでございますが、その中で一番大きかった御意見と申しますのは、行政機関の土曜閉庁には賛成だがなおお行政サービスの低下を来さないようにすべきである、

こういうことでございました。

私どもいたしましては、そのような御意見を十分踏まえまして行政サービスの低下を来さないような配慮を行うことといたしておりまして、具体的には緊急時におきます執務体制を整備する等のことを考えておるわけでございますが、まずは行政事務といふことであれば、どういう根拠に基づいて教育自体は行政事務であるのかといふことでございます。

○政府委員(勝又博明君) 行政機関の休日に行政事務をつかさどる機関と申しますのは総理府及び各省でございます。この場合の総理府といいますのは大総理府という意味での総理府でござ

ることで対処したいと思っております。

具体的に申し上げますと、交代制勤務の官署でありますとか週末における行政需要の多い美術館、博物館等でありますとかなどにつきましては土曜日も閉庁するということで対処したいというふうに考えております。

○飯田忠雄君 具体的にお尋ねいたします。

今、労働者の労働時間を少なくするということは、これは私も反対ではありません。大変いいことだと思いますから、学校、教育機関ないしは研究機関の土曜日以外のときに仕事を終わってから手続をしようとしても、もうお役所の方の時間が済んでおりません。だから大変困るわけです。

そういう点を考えると、国家公務員の労働時間の短縮ということは土曜とか日曜を避けるべきだ、一般的の国民が暇のあるときは開いて暇のないときにお休みをとられるというのが正しいので土曜日以外のときに仕事を終わってから手続をしないかと思いますが、そういう考え方について大臣はいかにお考えでしようか。

○国務大臣(高島修君) 私ども今回の法案を御提案申し上げる前に各界の御意見も随分承りました。マスコミの皆さんでありますとかあるいは商工、労働関係、各方面の御意見を承りましたが、その中で一つだけ、実はたしか名古屋の商工会議所であったと思いまして、土曜も日曜もむしろ公務員をふやして窓を開けてサービスをしろという御意見が確かにございました。しかし、その他の大半の方々は、今日の世界の趨勢あるいは労働時間短縮に対する広く社会的な要望、それを考えてみるとまあまあ國の場合はそれでも土曜閉庁といふのはやむを得ない時代の趨勢ではなかなかうかというそういう御意見が大勢であったよ

うに思います。中には条件つき賛成という方もあ

りまして、休むのはいいがそのかわり勤めるときはしつかり勤める、サービスもよくしろという御要望を付しての賛成というのが相当ありましたけれども、しかし、いざれにしてもまあ認めているのではないかというそういう国民の皆様方の御理解を得つつ、本来ならば完全週休二日制にしたいところであります。それをとりあえず月に二の土曜日を閉店させていただく、ただし国民の皆様方の生活に直接影響のあるような部門については土曜日も休まずにやるというようなことであえてやらせていただきたいという判断をしたわけでございます。

委員のおっしゃるような御意見が国民の皆様方の中にあることは十分承知いたしておりますが、そういう中でも今回はそろそろ御理解を得られる時期になつたんではないかなと判断したというのが今回御提案を申し上げた理由であります。

○飯田忠雄君 月曜日から金曜日までを勤務時間を延長して午後八時までやる、こういうことであれば國民は不便を感じないでしようね。午後五時の方も五時までありますからもう手続のしようもない。

特に問題のありますのは、御承知のように、昭和六十三年五月三十一日の閣議決定で「行政機関

における土曜閉店方式の導入について」というのがございまして、その第五項に「地方公共団体等における土曜閉店方式の導入」というのが書かれおりまして、「地方公共団体における土曜閉店方式については、できる限り団体と均衡をとりつづ導入することができるよう法的措置を含め所要の措置を講じる。」とこうあります。ということになりましたが、この点についてはいかがでしようか。

○國務大臣(高島修君) 実は、現在、四週六休を

開庁のままやつておるわけでありまして、いわば土曜日については半数交代で休んでおるというのが現在の状況でございます。これは、國は全面的に実施しておるわけでありますし、都道府県もほぼ完全実施をしておると思ひます。市町村においてもたしか六割か七割くらいは実施をしておるようになりますから、それをよりかえることによりましてそれを土曜閉店方式に切りかえることによりましてサービスの面、勤務時間の面においてはさしたる変わりはないわけでございます。

問題は、市町村の場合特にそうであります。地域住民の皆様方と直接接觸する機会が非常に多い、したがつてそし面での御配慮を十分いただかなければならぬということであります。事実、直接住民の異動とかあるいは死亡とかに関するような事務については土曜、日曜でも取り扱つていただいておるようですが、そういうふうな面で十分御不便のないように配慮をしていただきながら地方公共団体においても逐次実施されるべきものと考えております。

そしてまた同時に、地方公共団体においても土曜閉店を実施することができる法律を別途自治者の方では御審議をお願いしているところでございますけれども、私どもは、地方自治団体は地方自治団体の自主的な御判断に基づいてそれぞれ適切に実施していくただくべきものというふうに考えております。

〔委員長退席、理事名尾良孝君着席〕

それからもう一つ、住民に不便を来さないかとおっしゃることについての大変な御議論があるわけあります。これはたしか四国のどこかの県であったか市であったかと思います。ちょっと正確には記憶いたしておりませんが、土曜日の午後もサービスのためにやるというのをやられたところがあつたがいまして、國民の皆様方に第二と第四の土曜日は窓口が閉まつております役所がございまます。これがほんとどうなつたか市であったかと思います。ちょっと正確には二日制を実施されることになっておりますので、国家公務員の場合も地方公務員の場合も、そうしますと、今度のこの行政機関の休日に關する法律ができますと地方公共団体に對してもこういうふうにしろということをお勧めになるということになりますが、そうなりますとこれはが読み取れるわけですが、そうなりますとこれは國民に対する大変な不便を來すということになりりますが、この点についてはいかがでしようか。

○國務大臣(高島修君) 実は、現在、四週六休を

すよ

とい

うこ

と

の

で

す

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

一回か二回のことが不便か不便でないかが問題になるわけですね。これは一人の人間について余りたくさんの中の問題ではないからいではないかといふ御意見かもしませんが、それを集約しますと不便の度がたくさん集まってきてみんなが不便だと、こういうことになる。

それで、そういう点の御考慮を今後は行政機関ではしていかれるのがいいのではないか、そういう点についてどうお考えになるのかと、こういう質問なんでございます。

○國務大臣(高鳥修君) 先ほども申し上げたところですが、まずは行政サービスの向上に努めることが一つであります。

それからもう一つは、国民の皆様方が日常直接に土曜、日曜でもどうしてもあけておいてもらわなければ不便だというようなところについては交代制勤務を採用いたしましてそちらしたサービスに万全を期すということが一つであります。それからもう一つは、緊急非常事態の場合はよ

当然のことながら閉序などと言つておられませんので、それは必要なスタッフは全部出て事に当たるというような体制を整えるというようなことによりまして国民の皆様方の御批判を受けないよう努めてまいりたいと思っております。

○飯田忠雄君 ちょっと問題を変えますが、行政機関の休日というお言葉でございます。これは、その実質は国家公務員の休日のことではないか、こう思いますが、行政機関、機関そのものに一体休日があるのかということです。これは、恐らく内容は実質的には国家公務員の休日等ということではないかと思いますが、そういうこととして理解をして今から質問をいたします。

この法律におきまして、毎月第一土曜日と第四土曜日を含めまして日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日それから年末年始、こういうものが行政機関の休日として規定されることになります。今度の法律でそうなります。

されば、今度のこの法律でわざわざこういうことを決めなきやならないということは今まで決

でないか、たからだ、こう思われますが、今まで  
めでいたからだ、なぜ日曜日、国民の祝日に関する法律に規定す  
る休日が行政機関の休日となつて、いなくて、今まで改  
めて行政機関の休日とすることになつたのか。  
現在のそういうものが事実上行政機関の休日と  
されてきておるのは、一体どの法律の根拠に基づ  
くのか。これは、行政機関の休日ということです  
から、何か法律の根拠がなければできぬはずなん  
です。それが今まで実際に行政機関の休日として  
行われてきたということになりますと何らか法的  
根拠があるはずですが、その法律の根拠は何で  
ようか。

すが、この際、閉厅土曜日につきまして第一、第二の問題といたしまして、これまでの日曜日ないしは祝日の官署を閉める状態とは同様でござりますので、閉厅土曜日にあわせて日曜日、國民の祝日等を含めましてこれを行政機關の休日といふようにまとめて規定させていただいたというところでございます。

○飯田忠雄君 そうしますと、これは法的根拠はないんだけれども昔からの慣習でいつもこういう日は休むんだ、休みだということだと思いますね。

閣令六号の執務時間の定めと申しますのは、日曜日、年末年始等が別途の根拠によりまして休みの日として既に定められているということを前提といたしまして、その休みの日以外の日における執務すべき時間を定めたものでございまして、そういう意味におきまして今後とも閣令六号の効力というものは依然残るというものでございます。

○政府委員(勝又博明君) 現在、日曜日を行政機関の休日とする直接的な法律の根拠はないわけですが、昭和二十四年一月以来施行されております新給与実施法の改正によりまして日曜日が勤務を要しない日とされたことから、間接的にこれが法的根拠と言えようかと思われますし、そのような形で現在の給与法に引き継がれておる

ところでござります。

また、国民の祝日につきましては、国民の祝日に関する法律に休日として規定されておるわけでございますが、この法律の趣旨ないしは立法経緯から見まして、行政機関において休日とする取り

掲げかねられるということについては十分な根拠があるのではなかろうかと、かように思うわけでございます。

になつてゐる日といふものを行政機関の休日と呼んでゐるわけでござります。

冒頭申しましたように、日曜日、国民の祝日等につきまして明確な法律的な根拠はないわけでございますがそれなりに根拠を持つものでございま

ですが、この際、閉厅土曜日につきまして第一、第二、第三の規定とは同様でござりますので、閉厅土曜日にあわせて日曜日につきまして官署を閉める状態といたしまして、行政機関の休日といふふうにまとめて規定させていただいたということをご存じます。

○飯田忠雄君 そうしますと、これは法的根拠はないんだけれども昔からの慣習でいつもこういう日は休むんだ、休みだということだと思いますね。

それで、そういう慣習はどうして起つたかといいますと、やはり戦前の慣習を受け継いでいることではないでしょうか。これは大正十一年の閣令六号というのがあるということを最近知りましたが、それによりますと、官厅の執務時間は日曜日及び休日を除き午前八時三十分より午後五時までとし土曜日は午後零時三十分までとする。こういうふうに決めてあるんですね。それによりまして大正時代から昭和の初期にはお役所ではやつておったわけでしょう。実は憲法が改正になりましたから法律をつくるべきであつたけれども、うつかりして忘れたので從来どおりの慣習で内輪のことだからやつてきたと、こういうことではないでしょうか。

○政府委員(勝又博明君) まず、從来の日曜日ないしは国民の祝日等におきまして役所を閉めておきましたことにつきまして、先生、慣習とおっしゃいましたが、先ほど申しましたように一般職給与法の流れあるいは国民の祝日法の趣旨ないしは規定中閣令とあるのは総理府令と読みかえるものとするというこの規定がございまして、これによりまして閣令六号は現在總理府令としての効力を

閻令六号の執務時間の定めと申しますのは、日曜日、年末年始等が別途の根拠によりまして休みの日として既に定められているということを前提といたしまして、その休みの日以外の日における執務すべき時間を定めたものでございまして、そういう意味におきまして今後とも閻令六号の効力といふものは依然残るというものでございます。  
○飯田忠雄君 実は、なぜ私、慣習と申したかといいますと、先ほどおっしゃいました終戦のときの法律で、従来の法律、命令で憲法に反しないものは有効とするというそのことがあるから申したことです。  
といいますのは、憲法は、御承知のように、幸福追求に関する権利については立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする、こう決めております。国民が便利なように法律はつくれよと憲法で決めている。ところが、実際には土曜日を休んでしまえば国民は便利ではないわけです。むろん水曜日が休みなら、一般の人は働いておいでだ、お役所はその間は休む。それなら国民は不便を感じないんですよ。だから、水曜日及び金曜日を休むとするというふうに変えればこれは立派であつたと思うんです。ところがそうでないので、憲法の精神に反するではないか。だから慣習だと申し上げたんです。大正十一年の閻令六号によつてそれを踏襲したというのはどうも言いにくい、だから慣習と申し上げたわけでございます。  
そこで、今度この法律ができるわけですが、これと大正十一年のこの閻令六号との関係につきましては、この閻令六号は廃止になる、こういう意味でお休みの日を定めたものでございまして、その

日に対応した職員の勤務時間というものがそれぞれ定められておるわけでございます。

そのような前提でもって閣令六号による執務時間の割り振りといふものは今後ともなお残るわけございまして、その意味合いにおきまして閣令六号は今後とも効力を有する、今回廃止の手続をとる必要のないものでございます。

○飯田忠雄君 セっかく立派な憲法ができたんだから、その精神に従つて国家公務員の勤務時間それから休む日についてのものは当然決められるべきである。閣令というのは、これは政令でしょ。その大正時代の閣令によつて事を処理するということは幾ら何でもみつともないのではないかと私は思います。

そういう点については、大臣、どうでしょう。

○国務大臣(高島修君) ただいま委員から大変ユニークな御意見をいろいろお聞かせいただきましたが、伺つておりますと、やっぱり、これは適当な機会にもう一回整理をしなければならないのかなというふうにも思います。

私どもの方でもただいまの御指摘を踏まえて勉強してみたいと思います。

○飯田忠雄君 このたびの法律では、実際には役所を閉めてしまうわけですが、閉店という言葉のかわりに休日という言葉を使ってござりますね。閉店ならば、役所を閉めるんですからそれは文字どおりわかります。ところが休日ということになると、役所が休んでしまうというの是一体どういふ意味なのかと大変疑念を生じてくるわけです。

こういう言葉の使い方についてはどうでしょうかね、どのようにお考えですか。

○政府委員(勝又博明君) この法律におきます行 政機関の休日と申しますのは行政機関が全体として休みの状態に入つてゐる日とということです。個々の行政機関、個々の行政官署について見ますと、先ほど来問題になつておりますような行政サービスを低下させないというような必要から、第二、第四土曜日といふことも開庁している官署もあるわけでございます。いずれにしまして

も、そういうような官署も含めましてトータルとして行政機関がお休みの状態になつてゐる日を行つておきます。

確かに、先生御指摘のように、職員の休みと紛らわしいというような御指摘もあるうかと思いま すが、例えば銀行の閉店日、これは銀行の休日とおきまして前例はあるわけでございます。

國家公務員の休日あるいは地方公務員の休日とさわりが生じるか私はわかりませんが、どのようにお考えでございましょうか。

○政府委員(川崎正道君) 職員と申しますか公務員の休日を民間の労働者の方々の休日と異にするかあるいは同じくするか、これはいろんな考え方があるうかと思います。必ずしも民間の方々と公務員の休日が同じでなければならないとは思ひませんが、ただ、我々いたしましては職員の勤務条件という観点から公務員の休日を定めておるわけでございます。そういう観点から申し上げますならば、やはり社会一般の方々がお休みになる土曜日を中心として公務員の休日を決めていくと、そういうのが原則的な考え方であらうかと思いま

す。

ただ、公務員にはいろんな仕事がございますので、その提供する行政サービスのいかんによりましては先ほどから議論が出ておりますように交代制勤務という形で土、日曜日に行政サービスを提供する職員も出てこようとは思いますが、やはり原則的には一般の方々の休日である土曜、日曜日を職員の休日に當てるというのが妥当であろうかと、このように考えております。

○飯田忠雄君 公務員の休日といふものにつきましては、もちろん例外があることは、私も主張いたしました。例えは、消防署が休まれては困ると思います。行政サービスを低下させないというような必要があるわけでございますが、現実には五〇%

るし、病院が休ましても困ります。警察も困りますね。

だから、そういう問題について今問題にしているのではなくて、窓口業務ですね。國民が届けに来る方がある程度の御指摘のように土曜日における行政サービスのあり方といふものは考えなければならぬのでございますけれども、一方、コストのかかる話でもございますのでコスト面と行政サービスの量あるいは職員の勤務条件とあらえられておるわけでございまして、そういう意味におきまして前例はあるわけでございます。

○飯田忠雄君 これは長官の先ほどの御答弁でいわゆる御答弁がおいでです。国家公務員は夜遅くまで勤務するんだ、一般的の国民は午前中で終わるなんだ、こういうことでありますすれば余り問題はないと思いますが、ところが実際に大変不便を感じます。これは、毎日、国家公務員は夜遅くまで勤務するんだ、一般的の国民は午前中で終わるんだ、こういうことでありますけれども、不都合が生ずるのではないか、こういうことでございます。

国家公務員の休日あるいは地方公務員の休日とさわりが生じるか私はわかりませんが、どのようにお考えでございましょうか。

○政府委員(川崎正道君) 官庁といいますか役所が行政サービスを提供するという問題と職員個々の勤務条件のあり方ということとは別のことであらうかと思います。

で、職員個々の勤務条件を扱う人事院が行政サービスの問題につきまして余り差し出がましいことを言うのはいかがかとは思うんですけども、人事院といたしましても今委員御指摘の点につきましていろいろ勉強はいたしてみました。で、土曜日における行政サービスといふもののがどの程度のものがあらうかというのを調べてみたわけでござりますが、例えは登記所の事務とか陸運事務所の事務といつたような事務あるいは税關の事務、こういったものをいろいろと調べてみたわけでございます。

我々が勉強いたしましたところによりますと、最近、民間の企業も土曜日が休みのところが多いということで、大企業を中心としたしまして土曜日に役所にお見えになる方が昔に比べますと非常に減つております。通常のペースで申しますと、半ドンといいますか半日勤務ですから、月曜日から金曜日までの事務量の約五〇%の事務量があればいいわけでございますが、現実には五〇%

を切りまして実は二〇%とか三〇%程度の事務量になつておるわけでございます。

といたしますと、まあそれでも土曜日にお見えになる方がございますので御指摘のように土曜日における行政サービスのあり方といふものは考えなければならぬのでございますけれども、一方、コストのかかる話でもございますのでコスト面と行政サービスの量あるいは職員の勤務条件とあらえられておるわけでございまして、そういうふうな判断を人事院としてもいたしております。

○飯田忠雄君 この点は見解の相違でございますので、もうこれ以上議論はいたしません。自治省にお尋ねをいたしましたが、地方公共団体の開庁方式、四週六休制といふものがあるということを聞いておりますが、その実施状況はどのようになつておりますか。

○説明員(佐藤信君) ことしの十一月一日現在で申し上げますと、四週六休制を実施あるいは試行している団体は、都道府県では一〇〇%、政令指定都市では五〇%、それから一般の市町村、東京都の特別区合わせまして七六・八%、約七七%でございます。全地方公共団体では合計七七七%といふことになつております。毎月これらの割合が徐々に高まつてきているという段階にございま

す。

○飯田忠雄君 もう少しお聞きしたかったんですが、時間が迫つてきました。

学校の方の問題で文部省にお尋ねをいたしましたが、学校の週五日制という問題が起つておるそろでございます。これは、現実の制度としても始まつておるんでしようか、あるいはこれからこのういうことを何らかの法律をつくつて実施しようといふわけでございましょうか、お尋ねをいたしました。

でまいつております。それに関連しまして学校の五日制をどうするかという問題がございます。

ただ、学校を五日制にする場合はいろいろ問題がございまして、教育水準が下がるのではないか、あるいは子供の学習負担はどうか、あるいは土曜日が休みになった場合の子供が地域や家庭での受け皿があるかどうか、また塾へ通つてしまふのではないかというふうな問題もございまして、そういう問題を詰めた上で検討していく必要があります。

昨年末の教育課程審議会での答申でもそういう御指摘をいただいておりました。そういふこともございましてこの問題につきましては来年度の概算要求で調査研究協力校を要求いたしております。概算定を待ちまして調査研究を進めていきたいといふふうに思つております。

○飯田忠雄君 質問者を交代いたします。

○猪熊重二君 前回、個人情報保護法についてお伺いしたわけですが、またきょうちょっと時間をいただきまして同じくこの法案についてお伺いしたいと思います。前回、駆け足で伺つたものですから、細かく聞けなかつたところについていろいろお伺いしたいと思います。

法案の四条の保有の禁止というか保有の要件に関連してお伺いしたいと思います。

参考人、藤田参考人のお二人は、いわゆるセンシティブ情報の存在、それの保有の禁止といふうことなどが当然あるべきだというふうな御意見でした。林参考人は、センシティブ情報といふうな概念が非常に不明確であるといふことも一つの理由に挙げられた上で、行政が違法なことをすることはないという前提のもとにそのような保有禁止条項は必要じやなかろうかというふうな意見を述べておられました。いずれにせよ、このセンシティブ情報について保有禁止の規定を設けるべきだというふうな各界の意見があることは、もう法案作成段階から御承知のことだろうと思ひます。

先ほども山口委員からいろいろ御意見も出ていたわけでございます。

先ほどの山口委員の質問に対する行政管理局長の答弁の中でよくわからない点がありましたのか。これはどういうことを言っておられたんでしょうか。

○政府委員(百崎英君) 先ほど御答弁申し上げましたのは、現行の法律の中でいわゆるセンシティブ情報についてある場合には収集できるとかあるにはできないとかそういうことを正面から取り上げて規定している法律はほとんど見当たらぬと、そういうことを申し上げたわけでござります。

○猪熊重二君 現行法規に確かにセンシティブ情報について収集していいとか悪いとかという規定がないといふには私も理解しているんです。その次に伺いたいのは、何も規定していないから、だからできるということなんでしょうか、だからできないということなんですか、あなたの結論はどうちになるんですか。

○政府委員(百崎英君) そこで、現実には各省庁は公益目的を達成する場合に、その設置法の情報収集をいたしております。個別の実体法がなければセンシティブ情報は収集できない

○猪熊重二君 いきなりそう言われても私もよくわかりませんが、破壊活動防止法のどういう点で思想、政治的信条を調査して行政機関が保有してもらいたいという規定になつておるんでしょうか。

○政府委員(重富吉之助君) 破壊活動防止法の第三条にこうことが規定してございます。「この法律による規制及び……」

○猪熊重二君 それはむしろ逆の規定ですよ。

あなたが今おつしやつた破壊活動防止法の三条は、よく読んでみなさい。「思想、信教、集会、

○政府委員(百崎英君) 破防法の例えは第四条のいわゆる暴力主義的破壊活動といいますか、これは次のような行為をいうといふことで、これの例えは第二号だと思いますが「政治上の主義若しくは政策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、左に掲げる行為の一をなすこと」ということは、ある行為をなす場合にその基本になつてゐるのはやはり政治上の主義等々を推進したことがあつてはならない」と書いてある。逆のことが書いてある。

要するに、私が今言いたいのは、一般論として行政目的を達成するために必要だという場合があるとかどうとかおっしゃるけれども、具体的にそには今あなたが読んだことが書いてある。しか

いは宗教的条項といふことは、これはどなたの御意見を伺つてもセンシティブ情報といふことに入るとということは間違いないだらうと思いま

す。そこで、私が伺いたいのは、センシティブ情報

一般的といふうなことで枠を広げるいろいろ御意見もあるでしようけれども、今申し上げたよう

な個人の政治的信条に関する情報をどのように行

政の必要性とか行政目的達成のためにそのような行

情報が必要だという具体的な場合はあるかないか、どんない場合を考えて言つておられるのか、ま

ず局長からお答えください。

○政府委員(百崎英君) 現行の制度の中で例えれば一つ考えられますのは、いわゆる破壊活動防止法の規定がござりますけれども、その中でたしか政

治的な信条等について調査をするということが書かれていたと思ひますけれども、やはり公安といいますかあるいは治安といいますかそういうたつ必

要上調査をする必要がある場合がやっぱり考えら

れるのではないかというふうに考えております。

○猪熊重二君 破壊活動をするような行為をする団体、そういうものに対しても私はよく

うるものに対して加入したりあるいはそういうものを主導したりしてはならぬとかどうとかいろいろ書いてある。破壊活動防止法は思想を処罰しているんじゃないんだ。(行為を処罰しているんだ。

○猪熊重二君 破壊活動防

止法のどこに思想、信

条を調査してよろしいと書いてあるんですか。

○猪熊重二君 破壊活動防

止法は思想を処罰しているんで

いるんじゃないんだ。(行為を処罰しているんだ。

○猪熊重二君 そこにはじめに

ういう政治的信条だとあるいは宗教的信仰について、もしそれを調査して収集して保有して、それを理由にして行政を執行するような場面とい

うのが考えられますか、考えられたらお答えください、こう申し上げているんです。

○政府委員(重富吉之助君) 今の三条はそういう形で収集してはならぬということでありま

す。先生がお読みになつたような形で収集す

ることは可能であるといふうに読むべきだらう

と考えております。

それで、そういうことからいまして日本の社

会秩序を破壊するというふうなことを考へて、グループ、そういう団体があればそれらの構成員等について思想、信条等について調査することは

当然あり得る、ただしの調査は無制限にやつて

よろしいということではないといふうに規定である、こんなふうに解釈しております。

○猪熊重二君 破壊活動防

止法のどこに思想、信

条を調査してよろしいと書いてあるんですか。

○猪熊重二君 破壊活動防

止法は思想を処罰しているんで

いるんじゃないんだ。(行為を処罰しているんだ。

○猪熊重二君 破壊活動防

止法のどこに思想、信

条を調査してよろしいと書いてあるんですか。

○猪熊重二君 破壊活動防

止法は思想を処罰しているんで

いるんじゃないんだ。(行為を処罰しているんだ。

○猪熊重二君 四条のこの定義の中で、一項二号には今あなたが読んだことが書いてある。

しかし

し、簡単にその要点だけ読むと、政治上の主義を推進する目的をもって左に掲げる一つの行為をなすこと、例えば騒擾罪をやるとかあるいは放火するとか、そういうことを暴力主義的破壊活動ということが書いてあるだけであって、こんな定義から思想、信条を調査していいなんということはどこから出でますか。何を言っているんだ。

○政府委員(百崎英君) この破防法と破防法の執行の任務に当たつております公安調査庁の設置法とを突き合わせて考えますと、そりいつたような暴力主義的な破壊活動を行うそういう団体につきましてその規制に関する調査を行う等々というようなことが設置法の「所掌事務及び権限」に書いてございますし、また破防法の第二十七条におきましても「公安調査官は、この法律による規制に關し、第三条に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。」というふうに書いてございます。

○猪熊重二君 もうこれ以上話を聞いてもしよがないからやめておきますが、ただ言葉だけでなくしてもう少し検討してもらいたいんです。要するに、政治的情信条によってあるいは宗教的信仰によっていかなる行政的差別もできない。それを理由にしていかなる行政も国民を仕分けすることはどういふうな情報を取り集めることも違法にしてできないんです。でもしないことを理由にして、さういうふうな情報を収集することも違法だ。もし思想、信条によれば保管をされるということはあり得るケースだと思います。

ただ、一般的に申しますならば、思想、信条、宗教等をそうした行政の遂行に必要もないのに収集しそれを利用するということはあつてはならないのかねといふそもそも論から入つたわけでありまして、さういう中において各省庁とのぎりぎりの折衝を通じて、少なくともこれだけは出しなさいよということで集めてまとめていったのが今回の法律の立法過程であります。

したがいまして、私どもいたしましては、各行政機関の持つておりますファイルにつきましては、私どもとしても、なぜこれを公示すると事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあるんですかといふ質問はいたつもりでございます。そうして十分調整を図つていただき、こんなふうに考えております。

○猪熊重二君 それでは、九条の第三者に対する提供、利用についてお伺いします。

特に、二項の各号についてお伺いしたいんですが、まず、一号の本人の同意がある場合とか本人に提供する場合、これはいい。二号、三号も、官庁ないし准官庁といふかそういうふうな点でまあいいだろう、こう考るんですが、四号に三つ類型があるんです。一つは、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために処理情報を提供するとき」。これは具体的にはどんなことをお考えなんでしょうか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げま

けれども、そういう問題も含めて、先ほど山口委員が言われ、そして長官がお答えになつた審議会等では、こういう条項はもう少し検討して、センシティップ情報の収集禁止というふうなことを書くことがますます必要になってくる。そうでないことがますます必要になつてくる。そうでないことがますます必要になつてくる。そうでないことがますます必要になつてくる。そこでないと今のような局長や参事官のようなお考えの方が出てこられる。こういうお考えの方が出でこられないためにもセンシティップ情報の収集禁止ということは必要だと思うんです。

長官、いかがですか。

○国務大臣(高島修君) 今引用した例の説明が必ずしも適切でなかつた点があるかもしませんが、國が外交なり治安なり防衛なりと、いふ行為をいたしております段階におきましてセンシティップ情報なるものが結果として集まつてくるケースはあり得ると思うのであります。例えば先ほどもちよとお話がありましたが、極右・極左暴力破壊活動を行うというような犯罪があつた場合にその犯罪の特定個人についての犯歴といふものが恐らく警察なり法務省なりに集まつてゐる、あります段階におきまして、各首府は、一体、総務厅が何でそんなことをやるのか、我々が持つてゐるファイルを何で総務厅にみんな一々中身はこうでございますよといつて登録をしなきやならないのかねといふそもそも論から入つたわけでありまして、さういう中において各省庁とのぎりぎりの折衝を通して、少なくともこれだけは出しなさいよということで集めてまとめていったのが今回の法律の立法過程であります。

したがいまして、私どもいたしましては、各行政機関の持つておりますファイルにつきましては、私どもとしても極めて限定的に列挙をしません、ただどうしても極めて限定的に列挙をします。その理由に該当するものについてのみ除外すればいいんですね。そのことはやむを得ないといふことで、できるだけ限定をしたつもりであります。

それに対する担保はどうなのかな? ということになりますが、これは、私ども二十条、二十一條のいわゆる長官に対する通知の除外事由に関連してお伺いします。

先ほども警察署で御答弁されたように、例えば盗難車ファイルあるいは車両のファイルそのもの

暴力主義的な破壊活動を行うそういう団体につきましてその規制に関する調査を行う等々というようなことが設置法の「所掌事務及び権限」に書いてございますし、また破防法の第二十七条におきましても「公安調査官は、この法律による規制に關し、第三条に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。」というふうに書いてございます。

○猪熊重二君 もうこれ以上話を聞いてもしよがないからやめておきますが、ただ言葉だけでなくしてもう少し検討してもらいたいんです。要するに、政治的情信条によってあるいは宗教的信仰によっていかなる行政的差別もできない。それを理由にしていかなる行政も国民を仕分けすることはどういふうな情報を収集することも違法にしてできないんです。でもしないことを理由にして、さういうふうな情報を収集することも違法だ。もし思想、信条によれば保管をされるということはあり得るケースだと思います。

ただ、一般的に申しますならば、思想、信条、宗教等をそうした行政の遂行に必要もないのに収集しそれを利用するということはあつてはならないのかねといふそもそも論から入つたわけでありまして、さういう中において各省庁とのぎりぎりの折衝を通して、少なくともこれだけは出しなさいよということで集めてまとめていったのが今回の法律の立法過程であります。

したがいまして、私どもいたしましては、各行政機関の持つておりますファイルにつきましては原則として総務厅にこういうものを持つておりますといふことを通知してもらわなければいけません、ただどうしても極めて限定的に列挙をしません、ただどうしても極めて限定的に列挙をします。その理由に該当するものについてのみ除外すればいいんですね。そのことはやむを得ないといふことで、できるだけ限定をしたつもりであります。

それに対する担保はどうなのかな? ということになりますが、これは、私ども二十条、二十一條のいわゆる長官に対する通知の除外事由に関連してお伺いします。

先ほども警察署で御答弁されたように、例えば

す。

統計の作成に関しては、統計は原則として個人名を付さずに専らその統計のために使われるわけでございまして、個人情報の保護という点では心配はないのではないか、こういうことが一つでございます。

それから「学術研究の目的のために処理情報を提供するとき」ということでございますが、これ

は学問の自由というような問題がございましてなかなか行政機関としてはタッチできない。それから、学術研究でございますから学者の先生が研究されるその範囲内でお使いになるのであるうというようなときでございますので、私どもは、個人情報が侵害されるおそれは非常に少ない、こんなふうに考へておきます。

○猪熊重二君 私がこれを心配するのは、保有機関の長が、統計の作成とか学術研究のためだったり提供してくれ、ああいよいよこういうことになると自由な一存に任せておくと恣意的にあなたには見せるけれどもあなたには見せないというふうなことになつてくる。要するに、形の上では統計の作成とか学術研究ということでお常に客観的な公平な利用というふうに見えますけれども、実際は保有機関の長が、一口に言つて御用学者だと自分が省庁に都合のいい者だけには見せてあげる、しかししそうじやない者には見せてあげぬというふうなことになってきて非常に公平を欠くおそれがあるんじやなかろうか、こう考えます。

これについての省令とか何かもう少し具体的な該当の有無の判断の基準的なものは考えておられるんですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。この二項の四号も、先ほどから御説明申し上げておりますけれども、二項の前段にございますように、ただし書き以下でございますが、「処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、処理情報の本人

又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」処理情報の本人の権利利益、個人情報が不適に侵されるというような心配があるときはこの限りではないということで行政機関を縛っております。

ただ、先生がおっしゃいますように「基準なりガイドライン」というようなものをきちっとつくらなければ危ないのではないか、こういう御意見についてはまことにそのとおりだと思いますので、私どもは、この法律案がもし認められまして成立するようなことになりましたら施行までにできる限りガイドライン等をつくりまして万端漏のないよういたしたい、こんなふうに考えております。

○猪熊重二君 二番目の類型の「処理情報の本人以外の者に提供することが明らかに処理情報の本人の利益になるとき」こうありますけれども、処理情報の本人の利益になる場合だったらむしろ一号の方へ持つていつてしまつて「処理情報の本人の同意があるとき」の中の枠内で十分におさまると思うんです。ところが「処理情報の本人の同意があるとき」という項目があるにもかかわらず、

○猪熊重二君 第二の類型の今の御説明にしても、第三の類型である「処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき」についての具体的な例の説明を先ほど山口委員のときにもされたるようなことになりましたら施行までにできる限りガイドライン等をつくりまして万端漏のないよういたしたい、こんなふうに考えております。

○猪熊重二君 二番目の類型の「処理情報の本人以外の者に提供することが明らかに処理情報の本人の利益になるとき」こうありますけれども、処理情報の本人の利益になる場合だったらむしろ一号の方へ持つていつてしまつて「処理情報の本人の同意があるとき」の中の枠内で十分におさまると思うんです。ところが「処理情報の本人の同意があるとき」という項目があるにもかかわらず、

○猪熊重二君 第二の類型の今の御説明にしても、第三の類型である「処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき」についての具体的な例の説明を先ほど山口委員のときにもされたるようなことになりましたら施行までにできる限りガイドライン等をつくりまして万端漏のないよういたしたい、こんなふうに考えております。

○猪熊重二君 第二の類型の今の御説明にして

叙説歎等をお受けになるときに、情報をお知らせするということが一々本人の同意によつてやるよりも第三者的に判断してやられるわけですか

ら、その判断をなさる先生方にお知らせ申し上げるというような心配があるときはこの限りではないといふことで行政機関を縛っております。

ただ、先生がおっしゃいますように「基準なりガイドライン」というようなものをきちっとつくらなければ危ないのではないか、こういう御意見についてはまことにそのとおりだと思いますので、私どもは、この法律案がもし認められまして成立するようなことになりましたら施行までにできる限りガイドライン等をつくりまして万端漏のないよういたしたい、こんなふうに考えております。

○猪熊重二君 十七条の訂正申し立てに関連してお伺いいたします。

午前の参考人の会議録を総務庁としても後日いろいろ御検討いただくことは思いますが、この訂正申し立てに関連して木村参考人、藤田参考人のお二人の御意見を要約して申し上げれば、誤った個人情報が保有されている場合には正し抹消を請求するための司法救済は現状でできないわけではなくけれども訴訟において非常に長期間必要だからこそその間違った情報がそのままぶら下がりませぬ、こう思つておられます。

なぜこれががつきりしないかというと、行政機関が公権力に基づいて収集した個人情報を私人に提供するということは原則的にはできないはずだという立場に私は立つからいろいろ申し上げているんです。

先ほども山口委員からでしたでしようか、これはだれのものだというお話がございましたが、それを保有するのは行政機関であつたとしても、行政機関の保有は国民から頼まれた仕事をやるために必要な範囲で持つておるだけなんですから、頼んだ人、委託者の承諾も何もなしに第三者に勝手に提供するということはどうなんだろうということでこの第三者提供、特に私人に対する提供については、もう少し個人情報を行政機関が保有する必要がありますが、そのために直接的な差しとめだとかあるいは損害賠償請求だとかいろいろ問題が非常に多過ぎるといふうな御意見な

うです。

これについて、どうしても訂正申し立てを権利として認める必要がある。ただ言つていって、ああそりかい、調査しておくよというだけの問題じやなくて、調査して間違つたら直せということを国民の権利として認めるということがぜひ必要だと思います。特に、もし今後この十七条の規定がこのままですつといつてしまふと、訂正申し立て、抹消請求というのは法的でないんだというふうに今よりもむしろ司法救済が後退する可能性すらある。

こういう点を考えると、この訂正申し立てについての権利性について概略的な御意見で結構ですが、長官、いかがですか。

○国務大臣(高島修君) 今の制度のもとにおきましてはそもそも開示請求権なるものが明らかになつてないわけでございますが、開示請求権をまづ認めたことによりまして本人が、間違つているかどうか自己の情報について確認することができるものもあるかといふ論議は多少させていただいたと思うわけであります。いずれにいたしましても、私どもいたしましては個人の権利利益が侵害されることを防ごうということでこの法律を

お願いしておるわけでありますから、原則として第三者等にその情報を伝達するということはしてはならない。ただし特別の事由がある場合にはございませんが、その判断をなさる先生方にお知らせ申し上げるという精神を貫いていかなければならぬものというふうに考えております。

○猪熊重二君 十七条の訂正申し立てに関連してお伺いいたします。

午前の参考人の会議録を総務庁としても後日いろいろ御検討いただくことは思いますが、この訂正申し立てに関連して木村参考人、藤田参考人のお二人の御意見を要約して申し上げれば、誤った個人情報が保有されている場合には正し抹消を請求するための司法救済は現状でできないわけではなくけれども訴訟において非常に長期間必要だからこそその間違つた情報がそのままぶら下がりませぬ、こう思つておられます。

なぜこれががつきりしないかというと、行政機関が公権力に基づいて収集した個人情報を私人に提供するということは原則的にはできないはずだといふ立場に私は立つからいろいろ申し上げているんです。

先ほども山口委員からでしたでしようか、これはだれのものだというお話がございましたが、それを保有するのは行政機関であつたとしても、行政機関の保有は国民から頼まれた仕事をやるために必要な範囲で持つておるだけなんですから、頼んだ人、委託者の承諾も何もなしに第三者に勝手に提供するということはどうなんだろうといふことになつてきて非常に公平を欠くおそれがあるんじやなかろうか、こう考えます。

これについての省令とか何かもう少し具体的な該当の有無の判断の基準的なものは考えておられるんですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

この二項の四号も、先ほどから御説明申し上げておりますけれども、二項の前段にござりますように、ただし書き以下でございますが、「処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、処理情報の本人

るところの責任者は速やかに、「遲滞なく」と書いてございますが、これは正を当然すべきものであるということだと私どもは考えております。

ただ、行政行為の結果として収集されたデータはそれなりの手続を経て収集をされておるものと思ひますので、したがつて明らかに間違について思ひますので、確認に若干の時間がかかるというケースもあり得るであろうということで第二項を定めておるところであります。

いずれにいたしましても、基本は、間違つておれば直しますということであります。ただ、法の仕組みといたしまして、行政機関の考え方とその当該本人の考え方との間にどうしても一致を見出せない場合には、まず早急の手段といたしましては、総務廳長官に対しまして、おれのデータはこういうふうに書かれているけれどもこれは明らかに間違いだということでおつしやつていただけば、私どもが関係行政機関の方とお話し合おかつ意見が一致を見ない場合には、これは不服審査申し立てというような手續をせざるを得ないというがどうも現在の行政の仕組みでございますので、そういうふうにしておるわけであります。これは今後問題になると思いますが、民間等の情報を規制する場合には公権力の行使とおのづから違いまして民間で任意にやることでありますので、私は、訂正請求権というようなものは民間情報の規制の場合には認められてかかるべきものであらうというふうに考えております。

○猪熊重二君 二十六条に関してお伺いしますが、この二十六条を読んでみた場合に、地方公共団体はこの二十六条によつて法的に何らかの拘束を受けるんでしょうか。受けるとすれば、その受け拘束の内容はどうなものなんでしょうか。

○國務大臣(高鳥修君) 「国の施策に留意しつ

つ」というふうに書いてあるところが一番ひつかかるところじゃないかと思うのであります。

私どもは地方自治団体の自主性を拘束する気持ちが少しもございませんで、国がこういふうに個人情報の保護をする立法をいたします、ついては地方におきましてもそうした施策がとられることが望ましいという観点に立ちましてこのように書いておりまでの、地方がああしてはいけないとこうしろとかということを申すつもりはありません。

○猪熊重二君 そうすると、総務庁としては、一生懸命頑張つたけれども諸官庁からのいろんな押し合いでし合いの結果としてこういうふうになってしまった、だからこの法律の規定に基づく國の施策に留意しろというのは、そういうことのないようになつた。ようやく総務庁でも一番最初の案を出したようなそ案自体に準拠してというふうなお考えは全然ないということによろしいんでしょうか。

○國務大臣(高鳥修君) 私も地方が定めておられた条例を幾つか見ました。それからまた、今検討中の状況などについても、新聞報道等にも注意をして見ておるつもりであります。

その中には國が定めたものとかなり違つた内容を持つたものございますが、そういうものがいられないとかどうとかということを私どもは申すつもりはございませんで、これからお決めになるところでは迷つていらっしゃるところもあるであります。

ましよう。そういうところについては、國はこう

人があげたことを承認すべきである、こういうふうな学者の意見もあるわけなんです。

ですから、この法案は個人情報についてその個人がどう開示請求するかというとの規定でなければ、政治家、国会議員なし候補者に関する個人情報については日本國民はだれでも開示請求ができるというふうな条項を入れることもお考えいだけるでしようか。いかがでしよう。

○國務大臣(高鳥修君) 国会議員のプライバシーについてのことは申しますが、これに右へ倣えてつくれな

どと言つたりはございません。

○猪熊重二君 この法文自体には関係ないことなう点なんです。政治家というのが非常に漠然としているならば、公職の候補者及びその選挙の当選者ということだけでもよろしいんですが。

ここで一つ御参考までに申し上げれば、政治家のプライバシーに関して一つの判例があります。

御参考までに読んでおきますと「特に國會議員などその候補者については、他の一般公務員と異なり、その適否の判断には殆んど全人格的な判断を必要とする」こういう東京地裁の判決、そしてそれを最高裁がそのまま是認した判決がございました。要するに、言つてることは、國會議員ないしその候補者については國會議員としての適否の判断についてはほとんど全人格的な判断を必要とするなどということで、要するに政治家にはほどんどプライバシーは認められぬという判断。

それから、学者の見解も、公権力担当者はその地位を得た時点で國民の監視や責任追及に服することに同意したものと考えられる、だから公権力担当者についてはその名譽やプライバシーにまさるものとして國民の知る権利や國民の監視権が位置づけられることを承認すべきである、こういうふうな学者の意見もあるわけなんです。

ですから、この法案は個人情報についてその個人がどう開示請求するかというとの規定でなければ、政治家、国会議員なし候補者に関する個人情報については日本國民はだれでも開示請求できるというふうな条項を入れることもお考えいだけるでしようか。いかがでしよう。

○國務大臣(高鳥修君) 国会議員のプライバシーについてのことは申しますが、これはもうプライバシーがないんだという意見もあることは私も承知いたしておりますが、それをどのような形で國民の前に明瞭にするのかということについては国会で

が、半面、國會議員も一個人であるし、またその家族のプライバシーといふものも当然のことながらあるわけでございます。その辺の兼ね合いを考えながら國会において御議論をいただき、お決めいただくことであろうと思います。

○猪熊重二君 最後に、この法案は問題点の非常に多い法案ですので、条項的にこれが全部その通りは正されるかどうかは別にして、保有禁止条例の設置、事前通知の適用除外範囲の問題、情報収集方法の適法性それから開示請求権及び訂正請求権等の問題を含めて今後もますます個人情報は拡大し増大し高度化していく状況にあるわけですから、この法案の今後の見直しというか是正についてはほんと全人格的な判断を必要とするなどということで、要するに政治家にはほどんどプライバシーは認められぬという判断。

それから、学者の見解も、公権力担当者はその地位を得た時点で國民の監視や責任追及に服することに同意したものと考えられる、だから公権力担当者についてはその名譽やプライバシーにまさるものとして國民の知る権利や國民の監視権が位置づけられることを承認すべきである、こういうふうな学者の意見もあるわけなんです。

ですから、この法案は個人情報についてその個人がどう開示請求するかというとの規定でなければ、政治家、国会議員なし候補者に関する個人情報については日本國民はだれでも開示請求できるというふうな条項を入れることもお考えいだけるでしようか。いかがでしよう。

○國務大臣(高鳥修君) 国会議員のプライバシーについてのことは申しますが、これはもうプライバシーがないんだという意見もあることは私も承知いたしておりますが、それをどのような形で國民の前に明瞭にするのかということについては国会で

院におかれましても五年後見直しというようなことについて非常に強めの御意見があることも承知しておりますし、さらにまた、電算処理というの非常に勢いで変貌を遂げていておりますのでそれらにも適合するような形のものを考えなければならぬことは当然であります。

いたします。

不公平税制の是正、それから株式売却益、いわゆるキャピタルゲインの問題などから、こうい

りますが、それも踏まえまして誠実に検討してまいりたいと思います。

○吉川春子君 まず、納税者番号制についてお伺

いいたします。

不平等税制の是正、それから株式売却益、いわ

ゆるキャピタルゲインの問題などから、こうい

りますが、反面、國民の間にはプライバシー

侵害のおそれがあるということで反対の声も大變

強いわけです。

この問題を本法案との関連でお伺いしたいと思いますが、政府税調の納税者番号等検討小委員会が納税者番号の導入について十数回検討を重ねて近く制度の導入を是とする中間報告書を提出する見通しだと、このように報告されていますが、こうしたことなんでしょうか。

○説明員(尾原榮夫君) たまいま先生から御指摘がございましたように、納税者番号制度につきましては、税制調査会の中期答申、本年の四月になされたものでございますが、そこでも検討する論点が多いということとで今税制調査会に小委員会を設けられまして、そこで審議が行われていてるところございます。

まだ審議の途中でございまして、どういうふうな報告が出るか我々待っているところでございまして、大蔵省としてはこうした税制調査会の検討結果を待ちまして適切に対処したいというふうに考へてお伺いいたします。

○吉川春子君 近く中間報告書を出すということは間違いないんですね。

○説明員(尾原榮夫君) はい。近いうちに報告書が出来るものと承知しております。

○吉川春子君 それで、今検討を重ねておられるということです。どういう検討をされているかということについてお伺いしたいんですけども、それはどうでしょう。どういうことが検討されていますか。

○説明員(尾原榮夫君) 繰り返しになりますが、税制調査会の中期答申の中いろいろ論点が指摘されております。

例えば、専ら税務執行上だけの制度として考えてよいのかとかあるいはその対象として特定の資産性所得のみに限定していいのかとか制度の実効性はどうか、さらにはいろいろ懸念がござりまするといふふうに承知しております。

○吉川春子君 検討中であるということを前提にして聞いているんで答えていただきなきやならないんです。まさか氏名が必要ないということはないでしょ

う。○説明員(尾原榮夫君) たまいままさに納税者番号制度全般にわたり審議がなされているところでございますので、その結果を事務局も待っているところでございますので、その点についてのお答えはあります。

もしそのようなことをされるということであれば

ば適正な規制は必要なんだろうと思いませんが、今

のところ私どもとして積極的にその仲間になつて

検討するという考え方を持っておりませんので、し

たがって今どうとかこうとかと言う段階にはまだ

なっていないというふうに申し上げる以外にない

と思います。

○吉川春子君 年金のファイルを基本的に利用す

るという意味は納税者番号制を導入しようという立場に立てばあるわけですね。例えば国民皆年金

で社会保険庁が二十歳以上の被保険者六千三百三

十二万人の番号を所有しているわけですから、ま

けれども、番号をつける方法として年金番号が有

力だ、こういう報道があるんですねけれども、この点についてはどうでしよう。

○説明員(尾原榮夫君) その点につきましてはまだ審議がなされている段階でございますので、報告書ができ上がりました段階で考え方が明らかになるとものと考へております。

○吉川春子君 もちろん結論はまだ出ていないんですけれども、こういったことも検討されているんですね。

○説明員(尾原榮夫君) 番号制度をどうするかといたしまして、仮に年金番号を使用する

とすれば年金の個人情報ファイルを使用する、こ

ういうことになりますね。

○吉川春子君 今申し上げたのは最低のことです。それ以上にいろんな情報が必要になるんじゃない

かと思うんですけども、総務省にお伺いいたしました。

○吉川春子君 この納税者番号の制度を導入する

として、そういう基本的な方向だというふうに伺つていますが、その場合にどういうものが必要になるんでしょうか。

○吉川春子君 例えは氏名とか住所とか生年月日とかそういう種類のことですか。

○説明員(尾原榮夫君) たまいままさに納税者番号制度全般にわたり審議がなされているところでございますので、その結果を事務局も待っているところでございますので、その点についてのお答

えは御容赦いただければというふうに思っていますが。

らは適正な申告をしていただくわけでございま

す。一般的に納税者番号制度といいますのは、そういう適正、公平な課税の実現のために所得の把握をどうするかというところから出てきてる問題でございますから、仮に納税者番号制度を検討いたします場合には氏名の特定、つまり納税者の特定は必要であろうかというふうに存じます。

○吉川春子君 住所、生年月日、勤務先、年収、家族、こういうものはどうですか。

○説明員(尾原榮夫君) たまいま報告書を待つておられます。

○吉川春子君 そうしますと、これが具体的な問題になってきた場合に、無制限にそういうふうに

もならないということであるとすれば、ぎりぎりのところどういう制限が設けられるんでしょうか。

○政府委員(重富吉之助君) これは仮のお答えでございますが、もし将来我が国におきまして納税者番号制が導入されるというようになるとすれば、ぎりぎりのところどういう制限が設けられるんで

す。

○吉川春子君 そこには禁じられておりません。

○説明員(重富吉之助君) これはお答えでござりますが、もし将来我が国におきまして納税

者番号制が導入されるというようになるとすれば、ぎりぎりのところどういう制限が設けられるんで

す。

○吉川春子君 そこには禁じられておりません。

○説明員(重富吉之助君) これはお答えでござりますが、もし将来我が国におきまして納税

さにこういうものを使うと、いうことが現実の問題になつてくると思うんです。

それで、今、長官がそういうことになれば多少の規制は必要になるんじやないかというふうにお答えになりましたが、基本的に今は審議しているこの個人情報保護法案で厚生省の持つているそういうファイルを大蔵省が利用するということは可能ですね、禁止してはいませんよね。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

○吉川春子君 そうしますと、これが具体的な問題になつてきた場合に、無制限にそういうふうに

もならないということであるとすれば、ぎりぎりのところどういう制限が設けられるんで

す。

○吉川春子君 そこには禁じられておりません。

○説明員(重富吉之助君) これはお答えでござりますが、もし将来我が国におきまして納税

者番号制が導入されるというようになるとすれば、ぎりぎりのところどういう制限が設けられるんで

す。

○吉川春子君 それは新たな立法が必要という意味ですか、それとも内部的な規則でいいのかある

いは政令というような形式になるのか、どういうことになるんですか。

○吉川春子君 假定の問題でござりますので非常にお答えしにくいわけでござります

けれども、私どもは、仮にその番号というものが税だけに限定して利用されるというような場合については所得税法等の税法において規制するといふのが一つ方法として考えられる。

そのほかに、もし年金番号とかその他の行政の各分野で広く利用されるというようなものをお使

いになるというようなことになりますと、一般法でございますこの個人情報保護法においてその規制等のあり方について検討することも必要ではな  
いか、そんなふうに思つております。

○吉川春子君 大蔵省にお伺いいたしますが、今検討されているその内容なんですかとお答えをす  
るはもちろん税だけに利用する、こういうことで検討が進んでいるわけですね。

○説明員(尾原榮夫君) 今まさにそういう点も一つの重要な論点でございますので、近々報告書が  
出るものと存じますので、それを我々も見守つて  
いる状況であるということをひとつ御理解いただ  
きたいと思います。

○吉川春子君 そうすると、税以外のものにも適  
用されるような報告が出る可能性も否定しないと  
いうことですか。

○説明員(尾原榮夫君) そういう考え方が出るこ  
とも否定できないと思います。

○吉川春子君 アメリカの制度を参考にするとい  
うことが有力だという報道がありますが、アメリ  
カでは社会保険、年金、税務、兵役、預金口座の  
開設に利用され、一九六二年から実施されて社会  
保険庁が管理しているということです。諸外国の  
例でも、幅広く適用されています。

したがつて、最初は正確で迅速な税制という目  
的であつても国民総背番号制、こういうところに  
発展していかないということは否定できないわ  
けです。そなりますと、搖りかごから墓場まで、  
あらゆる個人情報の統合が可能になる。そしてま  
た、現にこの委員会の審議でも結合ということを  
否定されていないのですから、そういう可能性  
というのも出てくるんじやないか。

しかも、今、お答えではつづりしたように、こ  
の個人情報保護法案はそういう納税者番号制度導  
入によるプライバシーの侵害を十分に規制する機  
能というのを持つてない、こういうふうになる  
んじゃないですか。

○国務大臣(高島修君) 国民総背番号制とかある  
いは納税者番号制とかにつきまして、私ども今現

在の時点でおもておるわけでございませんの  
で、具体的な検討をしておりません。おりません  
からただいまのことについて適切なお答えをする  
用意を持ち合わせおりませんが、仮にそのよう  
なケースがあるとした場合には、やはりそれぞれ  
の個別の個人の権利利益をきちんと守る個別の規  
定というものを当然つけなければならないだろう  
と思います。

この個人情報保護法案は、いわば一般的な個人  
情報に対する保護規定であつて、個々のそうした  
利用の仕方にあつてはまたざらにその必要に応じ  
て個別の規制というものが加わるということはあ  
り得ることであらうと思います。

○吉川春子君 大蔵省に伺いますが、報道によれ  
ば、プライバシーの保護対策ということについて  
は消極的なといいますかそういう論議も交わされ  
ているといふうに聞いていますが、小委員会で  
のプライバシーの検討あるいは大蔵省自身として  
その納税者番号の導入についてやっぱりプライバ  
シーの保護ということを慎重に考えているのかど  
うか、いかがですか。

○説明員(尾原榮夫君) 先ほども申し上げました  
が、申告納税の上で適正、公平な課税を実現す  
るために、納税者の方などから所得の基礎とな  
つております事実について税務署にお示ししてい  
ただく、ということがどうしても必要だと考えてお  
ります。

新聞報道に載つておりますのも、その税務につ  
いての考え方といいましょうか、適正、公平な課  
税を実現するために税務当局は何が要求されるか  
と、いうことが恐らくプライバシーと関連して論じ  
られたのではないかというふうに思つております。

なお、私ども税務調査などを考えてみると、  
適正な公平な課税の実現、その限りでいろいろな  
情報の提示をお願いしているということは十分に  
認識しているわけでございます。

○吉川春子君 いわゆる目的外使用については、  
各番号を使って各行政機関が収集した個人情報の  
認識しているわけでございます。

○説明員(川名英子君) 報告によりますと、個人情報保護  
法のあり方といいたしまして幾つかの原則を示して  
いますが、これが事実ならば、プライバシーの保護は税務事務  
に関する問題にする必要はない、こういう乱暴  
なことになりかねないわけです。しかも、今審議  
しております個人情報の保護に関する法律がそ  
ういうプライバシーの重大な侵害が行われる可能性  
も否定できない内容になつてはいるということを私  
は指摘しておきたいと思います。

私たちにはキャピタルゲイン課税等についての不  
公平は正については別に政策を発表していますの  
でここでは触れません。しかし、納税者番号制、  
ひいては国民総背番号制、こういう方向に向かつ  
て国民のプライバシーの侵害のおそれのあるよ  
うな制度の導入には賛成できない、そのことを申  
し上げておきたいと思います。大蔵省、もう結構  
です。

続いて、民間分野の問題についてお伺いしたい  
と思います。

経済産業省、お見えですね。  
去る九月に国民生活審議会の消費者政策部会が  
民間部門の保有する個人情報の適切な保護のあり  
方について報告を出しています。この概要につい  
て簡単に御説明いただきたいと思います。

○説明員(川名英子君) ことしの九月に国民生活  
審議会消費者政策部会で報告書が出されました。  
その内容は、消費者取引適正化の観点から消費  
者取引にかかる消費者保護のための法的規制を  
講ずる方向で考へるべきであるとしていますが、  
当面はこの報告に従いまして個人情報保護のあり  
方といふその報告を踏まえまして、行政、事業者  
それから消費者が消費者保護のために具体的に対  
応していくことが必要であるとしています。

当庁としましても、この報告の指摘を踏まえま  
して立法化のためのコンセンサスを図つていく必  
要があるとしております。それとともに、この消  
費者取引における個人情報保護のために関係各省  
と連携をとつて適切に対処していただきたいと思つて

おります。

○吉川春子君 報告によりますと、個人情報保護  
法のあり方といいたしまして幾つかの原則を示して  
います。例えば、事業者はそもそも事業活動に必要のな  
い個人情報を収集すべきでなく、特に思想、信  
条、犯罪歴などのセンシティブ情報を収集すべき  
でない、こういうふうになつておきますけれど  
も、この考え方をとった理由はどういうところに  
あるんでしょうか。

○説明員(川名英子君) これはとともに消費者に  
迷惑のかかるようなこと、トラブルの起るよう  
なことは消費者保護の立場からすべきではないと  
いうことで、思想とか信条とか犯罪歴というのは  
登録されますと消費者のプライバシーを侵害され  
るおそれがありますので、これは収集すべきでは  
ないとしております。

○吉川春子君 そうしますと、これは原則的にそ  
ういうことは好ましくない、こういう基本的な考  
えを示されたものと思いますが、OECDの八原  
則あるいは憲法十三条の幸福追求の権利、そ  
うもので非常に必要な原則であると私も考えてい  
ます。

それに統いて伺いますが、個人情報の目的外使  
用それから本人同意の原則、こういうものも挙げ  
られます。これらもやはり同じような理由で  
あります。

○説明員(川名英子君) はい、同じでございま  
す。

情報には、顧客情報と信用情報というのがあり  
まして、顧客情報につきましては目的以外に利用  
する場合には消費者に知らしめる必要があるとし  
ておりますし、信用情報につきましても登録後直  
ちに通告することとし、それから目的外に使用す  
ることを禁止しております。

○吉川春子君 長官にお伺いいたしますが、私は  
今の経済産業省の説明というのは非常にすつきりして  
いると思うんですね。

セシティ情報は集めてはならない、目的外

○國務大臣(高橋修君) 行政機関の場合と民間の場合との規制の仕方がおのずから違ってくるのは当然のことだと私は思います。

今まで参考人の方々からいろいろな御意見が出されておると思いますが、それは私もかなり弁護士会の方々の御意見とか各界の方々の御意見を承っておりますのでかなり承知しておるつもりであります。

私自身このように整理をいたしてお答えをしておるつもりなんですが、それは、一つは、国の場合には一つの適法かつ公正な行政行為の結果として蓄積されたものが個人情報としてファイルされていくということです。したがって、民間でそうした個人情報を収集する場合におきましては、本来、当然のことながらあらかじめこうした個人情報ファイルを持っておるというふうに、その目的を明らかにして、仮に規制をするとすれば届け出をしてもらわなければならぬし、目的外使用については当然禁止をする。あるいはまた、センシティブ情報なるものは民間において本来当然蓄積されるべきはずのものではございません。国の場合はおきましては防衛とか治安とかあるいは外交とかそうした行政行為の過程においてそうしたものが入ってくることはやむを得ないところであります。民間の場合にはそのようなものは必要ないわけでありますから、当然のことながら禁止されてしかるべきであると考えます。

さらにまた、先刻来何回も申し上げておりますように、本人の同意なし取り消し権というようなもの、消去、削除を要求する権利というものが民間の保有する情報についてはつきり方針で示せられるのに行政機関の方はいろいろおっしゃつてそういうことが盛り込まれないあるいはその例外が物すごくたくさんある、こういうことについて大臣はいかがお考えでしょうか。

当然認められてしかるべきである。でありますから、いわゆる国がやります場合と民間がやります場合では扱いには当然違ひが出てくるということになります。

仮に私たちがそうした民間部門までこの法律で一本でやるということにすれば、それは委員のむかしやるような部門はこの法律の中に入ってきたのはずであります。が、民間部門は別でござりますす。いう前提に立つて申し上げておりますので私どものような法律になつたというふうに御理解いただきたい次第であります。

○吉川春子君　国家権力は悪いことはしない、民間は悪いことはしそうだ、こういうような考え方については私は承服しかねるわけです。

○吉川春子君 そうしますと、個人情報一般を保護して、そしてそういうものが侵害された場合には一律に刑事的な処分を受ける、こういうようなことは今の法体系の中ではちょっと難しいということでしょうか。

○政府委員(東條伸一郎君) 先生の御指摘の問題は、情報の主体といいますか客体といいますか、ある個人について、その人についての情報が不正に利用されたという見地からですと……

○吉川春子君 そうです。

○政府委員(東條伸一郎君) そういうところに絞つてまいりますと、現行刑法でわざかに規定がございました事例も過去数件ございます。

その場合に、仮に損害が出たということになりますと、損害を与えた者といたしましては、本来、その情報を保管していた者とのほかにその情報を探管していた者から他に取り出した者あるいはさらにつれてこれを利用した者といふように幾つか考えられます。で、民法の救済の体系のあり方から申しますと、それぞれこれらの方に対しまして不法行為上の責任というものを問うことが可能になります。

ただ、このような分野は一般的にプライバシーの侵害の一部と考えられているわけでございますけれども、プライバシーの侵害につきましては、いまだにどの範囲がプライバシーに属するかについて明確な保護の範囲というものが必ずしも他の不法行為の分野に比較いたしましては確立しているとは言いがたい状況にござります。したがいまして、個々の事実上、事実の要素その他それをの事件の特殊性というものを十分に考慮に入れた上で救済を考えざるを得ないという状況にございま

上、情報の不正入手それを自体を一般的に処罰する規定はございません。

ただ、委員御指摘のように、個人情報につきましてそれを不正に入手するその他いろいろな事例が出てきておりますが、それらにつきましては、それぞれの事案におきます情報の保管形態、どのような形で情報が保管されていたか、それから当該行為に関与いたしました行為者が一体どういきなり地位にあつたのかあるいは行為の態様はどういう形で情報を持ち出したのかということをいろいろ検討いたしまして、現行刑法上の例えば窃盗罪は、情報が一つの物の形でまとまっている場合に例えば外部の人があこつそり入ってきてその物を自体を持ち出していってしまうという形で窃盗罪

○吉川春子君 そうしますと、個人情報一般を保護して、そしてそういうものが侵害された場合に一律に刑事的な処分を受ける、こういうようなことは今の法体系の中ではちょっと難しいということでしょうか。

○吉川春子君 そうです。

○政府委員(東條伸一郎君) 先生の御指摘の問題は、情報の主体といいますか客体といいますか、ある個人について、その人についての情報が不正に利用されたという見地からですと……

○吉川春子君 そうです。

○政府委員(東條伸一郎君) そういうところに綱つてまいりますと、現行刑法でわざかに規定がございますのは、例えば弁護士さんですとか医師等が患者さんや依頼者から聞きました秘密を本人の承諾なしに勝手に他に漏らしたという場合には秘密漏泄罪という罪がござりますけれども、一般的にそういう形で处罚する規定はございません。

○吉川春子君 民事事件についてですけれども、これも先ほど木村参考人がおっしゃっていましたが、信託銀行に口座を開いたところ、ある建設会社にその情報が漏れた、でプライバシーが侵害さ

たいたいと思います。

その場合に、仮に損害が出たということになりますと、損害を与えた者といたしましては、本來、その情報を保管していた者そのほかにその情報を探管していた者から他に取り出した者あるいはさらにこれを利用した者といふように幾つか考えられます。で、民法の救済の体系のあり方から申しますと、それぞれこれらの方に対しまして不法行為上の責任というものを問うことが可能になります。

ただ、このような分野は一般的にプライバシーの侵害の一部と考えられているわけでございますけれども、プライバシーの侵害につきましては、いまだにどの範囲がプライバシーに属するかについて明確な保護の範囲というものが必ずしも他の不法行為の分野に比較いたしますと確立しているとは言いたいがたい状況にござります。したがいまして、個々の事実上、事実の要素その他それの事件の特殊性というものを十分に考慮に入れれた上で救済を考えざるを得ないという状況にございます。

なお、今私が申し上げましたのは不法行為一般の問題でございますけれども、仮に銀行との間に特別の約束があるというようなケースでございましたと、その約束の相手方に対しては債務不履行上の責任を問うということも可能と存じます。

○吉川春子君 刑法でも一般的には处罚されない、民法上も財産的な損害あるいは慰謝料的な精神的な苦痛、そういうような場合がはつきり認定されれば不法行為による損害賠償あるいは契約不履行の損害賠償ということで救済できますけれども、やはりプライバシー侵害一般に対しての救済措置はなかなかないのでないかと私は思いました。

最後に、土闘閉序のこの法案について質問をいいます。

たします。法務省ありがとうございました。

人間らしい生活をするために、働き過ぎの現状を改めまして労働時間の短縮、週休二日制、こういふものを見る国民の声は大きな世論となつてあります。国際的にも先進資本主義諸国においては週休二日制が実施されておりまして、我が国の現状では週休二日制の普及率が一八・七%、隔週という変則的な週休一日制でさえ六四・九%にとどまっている、こういう点でも著しくおくれていると言わざるを得ません。

この法案は、行政機関の休日を法定化することによって第一、第四土曜日の閉庁により四週六休制を実施しようとするものであります。いろいろ不十分な点はありますけれども、公務員労働者の完全週休二日制の方向を目指すものであると考えますので、我が党はこの意味でこの法案には賛成の態度をとっています。ただ、土曜閉庁の政府の方針は、閣議で行政サービスを極力低下させないとしながら、現行の予算、定員の範囲内に実施するとしておりまして、その結果、国民へのサービスの低下、公務員労働者への労働強化は避けられない部門が出てくると言わなくてはなりません。

具体的に伺いますが、長官は、前回、人効問題の審議の際の答弁で、四週六休については現在のところ支障なく本格実施という段階に入つておると報告を受けている、今後業務量の増加がある場合には六十四年度予算編成に対して各省庁からの要求が出るので、その点を踏まえて査定するとお答えになつておられます。

具体的に要求が出てきております現在、この土曜閉庁それから四週六休を国民生活へのサービスの低下をもたらさないようやるためにも定員増の要求については積極的に査定すべきであると思ひます。しかし、いかがでしょうか。

○國務大臣(高島修君) 今、委員おっしゃいましたように、私もこの委員会におきましてお答えを申し上げておりますのは、四週六休を現在実施いたしておりまして特段この点で支障があるという報告を今現在も受けおりません。むしろ、土曜

閉庁をすることによりまして今半数交代勤務をしておりますのが出るときには全部出る、休むときには全部休むということになりますのでそれだけ

事務能率も向上いたしますし、勤務のやり方としてもむしろ楽になるということでございますのかえってやりやすくなるではないかという判断をしているところでございます。

なお、今お述べになりましたように、六十四年度につきましては各省庁の御要求等につきまして私ども十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども必要なものについては認めることにはやぶさかではないという判断をいたしております。

○吉川春子君 支障があるという報告を受けていないとおっしゃいますので、どこかペイプが詰まっているんじやないかと私は想像いたします。

去る九月に東京小平にある国立精神・神経センターを私、視察してまいりました。病院当局、労働組合の双方と懇談も行いました。このセンターでは、外来患者はふえる傾向にあるそうです。社会復帰をした患者さんが勤務の都合上ウイークデーはなかなか来られない。それで、夜とかあるいは土曜日、こういうときに病院に参りますので夜間外来の必要性も高まつていているということでした。現在、隔週木曜日に夜間外来を実施中であります。しかけれども、お医者さんや看護婦さんやケースワーカーたちはボランティアという形で行つていうことです。まさに公的な病院こそ困難を

度つきましては各省庁の御要求等につきまして私ども十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども必要なものについては認めることにはやぶさかではないという判断をいたしておるところであります。

○吉川春子君 厚生省、お見えですか。今厚生省に伺おうと思っていたんですが、四週六休の実施に伴い各地の医療機関において細かいところでのさまざまサービスの低下が起きていると聞いています。例えば、看護婦さんが一人減ることによって、患者さんが期待しております散歩についていけなくなる、入浴回数が減るあるいは土曜日の外来の窓口を狭めざるを得ない。

こういうような医療機関というのは看護婦さんやお医者さん等によります各種のきめ細かいサービスが医療効果に大きく影響を及ぼすと思うんですけれども、国民へのサービス低下といいますか、こういうような実態があるということをどの程度つかんでおられますか。

○説明員(矢野朝水君) 国立病院・療養所における実施しておられるわけですが、それによれば、この組合の人も言つておられたけれども、お医者さんや看護婦さんやケースワーカーたちはボランティアという形で行つていうことです。まさに公的な病院こそ困難を背負つてやるべきだとそこの人も言つておられますけれども、医療機関としての役割を縮小した部分を例えれば民間にゆだねるとかあるいは公務員労働者の労働強化されは大変好ましくないと思うんですね。

で、閣議で言われる行政サービスを極力低下させないということの意味は、民間への依存あるいは労働への労働強化によって切り抜ける、こう

いう意味ではないと思いますが、どうでしょう

か。○國務大臣(高島修君) ただいまお挙げになりますと私は武藏病院の例かと思いますけれども、特に四週六休につきまして問題があるという事務能率も向上いたしますし、勤務のやり方としてもむしろ楽になるということでございます。

そこで、これは武藏病院の例かと思いますけれども、私は十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。そこで、私は十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

なお、今お述べになりましたように、六十四年度につきましては各省庁の御要求等につきまして私ども十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

なお、今お述べましたように、六十四年度につきましては各省庁の御要求等につきまして私ども十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

なお、今お述べましたように、六十四年度につきましては各省庁の御要求等につきまして私ども十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

なお、今お述べましたように、六十四年度につきましては各省庁の御要求等につきまして私ども十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

なお、今お述べましたように、六十四年度につきましては各省庁の御要求等につきまして私ども十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

なお、今お述べましたように、六十四年度につきましては各省庁の御要求等につきまして私ども十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

なお、今お述べましたように、六十四年度につきましては各省庁の御要求等につきまして私ども十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

も、これまでのところ、そういう問題ありますか。

そこで特に施設から何も聞いておりません。それから、先ほど例に出ました精神・神経センター、これは武藏病院の例かと思いますけれども、特に四週六休につきまして問題があるという事務能率も向上いたしますし、勤務のやり方としてもむしろ楽になるということでございます。

そこで、これは武藏病院の例かと思いますけれども、私は十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

そこで、これは武藏病院の例かと思いますけれども、私は十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

そこで、これは武藏病院の例かと思いますけれども、私は十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

そこで、これは武藏病院の例かと思いますけれども、私は十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

そこで、これは武藏病院の例かと思いますけれども、私は十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

そこで、これは武藏病院の例かと思いますけれども、私は十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

そこで、これは武藏病院の例かと思いますけれども、私は十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

そこで、これは武藏病院の例かと思いますけれども、私は十分その内容を精査いたしまして、これまで財政当局との相談もあるわけでありますけれども、全体として大きな減らしておられるわけであります。

なサービス残業とかあるいはさまざまな問題が起つて労働者も神経をすり減らしているわけですか。

私は、衆議院で総定員法について第七次定期計画以降どうするか今検討している。こういう答弁も読みましたけれども、むしろ定員削減ではなくて定員をふやしてその四週六休制を本当に国民にとっても労働者自身にとっても実のあるものにするということを要望いたしまして質問を終わります。

○柳澤鍛造君 官房長官、お忙しいところまことに済みません。

竹下総理のこの国会の冒頭の所信表明演説で、私は代表質問もやつたけれども、十回ぐらい読んできました。第一にお聞きしたいのは「行財政改革と税制改革は、日本が新しい時代に向かって歩むために必要なものであり、まさに車の両輪に例えられるものであります。」それで後の方へいつて「私は今後とも引き続き財政改革を粘り強く進めていく決意であります。」とこういうふうに述べているんです。だけれども、竹下内閣になつたんであります。行政改革で何をおやりになつたんでしょうか。私は何もしていないと思うだけれども、官房長官、いかがですか。

○國務大臣(小淵恵三君) 行政改革は国政上の最重要課題の一つと位置づけまして、臨調、行革審答申を最大限に尊重しつつ隨時具体策の推進を図つてきたところでございまして、その成果は着実に上がりつつあると認識をいたしております。今後ともいささかもその努力を後退させることがあつてはならない、こう考えております。そこで、今先生御指摘のように竹下内閣としての取り組みということでございますが、所信表明でも申し上げましたように、行財政改革、税制改革は車の両輪に例えられるものでございまして、現下、御案内のおおりにこの臨時国会も税制改革の最大の案件を抱えて御審議をちょうだいいたしておりますところでございます。

そこで、行財政の改革につきましては、鈴木内閣以来大きな目標を設定いたしまして、御案内のとおり国鉄の分割・民営化、電電、専売公社の民営化等の実績を上げてまいったわけでございます。したがいまして、そうした目玉と称していいかどうかわかりませんけれども、国民にもわかりやすい大きな改革は一応その成果を得たと考えておりますので、今後はきめ細かな対策を講じながら対処いたしていかなければならないと思っております。

その観点から、行財政改革の推進につきまして衆議院の税特委に提出をいたしましたところでございますけれども、新行革審の「公的規制の緩和等に関する答申」が去る一日総理大臣に提出をされましたので、近く規制緩和推進要綱を決定いたしまして公的規制の緩和に積極的に取り組むなど行政改革の一層の推進を図つてしまいりたいと思いま

す。おしかりをちよだいたしましたが、竹下内閣になりまして目につくような実績を上げておらないという御指摘は大変耳に痛いところではございませんが、改革が一応済んで、これからきめ細かな改革を着実に遂行いたしてまいりたいと思います。改革が一応済んで、これからきめ細かなこうした答申に基づいた改革を着実に遂行いたしてまいりたいと思いますので、いま少しくお見守りをちよだいたいたしました。このように考えております。だから、竹下内閣がやつたことで、それで今仕上げだといえどそれもわかるけれども、竹下内閣になつてから今こういうものをやつていてるんですね、どうです。長官はきめ細かなと言われたけれども、大好きなことがいっぱいまだ残っているわけです。

○柳澤鍛造君 官房長官、国鉄とか電電とかたばことは前の内閣がやつたことで、それで今仕上げだといえどそれもわかるけれども、竹下内閣になつてから今こういうものをやつていてるんですね、どうです。長官はきめ細かなと言われたけれども、大好きなことがいっぱいまだ残っているわけです。

○國務大臣(小淵恵三君) 全くそのように考えておるはずはございませんで、御審議を願つておるこの法案は行政に対する信頼を確保するためのいわば行政改革の一つとして極めて重要な法案と考えておるわけでございます。

施政方針あるいは所信表明の演説等で具体的にその法案名を列記いたしておらないということは御指摘のとおりでございますが、であるがゆえに決してこの法案の重要性を低く評価していることは全くございません。ぜひこの法律案を通して、

ただいま、国民生活にとっても極めて重要な法案でございますので、一日も早く執行のできるようによろしくお願い申し上げる次第でございます。

○柳澤鍛造君 じゃ、官房長官、このプライバシー法案は政府にとって重要な法案でございました。私どもといたしましては、特にこの法案につきましては、申し上げましたようにある意味では行政改革の一環でもあるという見地から考えましてもぜひ一日も早い施行をお願いを申し上げるところでございます。

○柳澤鍛造君 官房長官お忙しいですからもう結構です。ありがとうございます。また時間があるとときにいろいろお聞きしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 政府で提出さしていた法案につきましては、申し上げましたようにある意味では行政改革の一環でもあるという見地から考

えましてもぜひ一日も早い施行をお願いを申し上げるところでございます。

○柳澤鍛造君 じゃ、官房長官お忙しいですか。それは所信表明演説で総理はしゃべっているんだけれども、これだけ国民にとって重要な影響力を持つたこのプライバシー法案を我が国にとって初めてこの国会に出すわけだから歴史以来初めてと言つてもいいくらい、それも相当重要な要素をはらんだこの法案をこの国会で御審議をいただいてぜひ成立をさせていただきたいというのならば、せめて所信表明演説のときに少しぐらいそのことについて触れてしかるべきだと思うんだけれども全然触れていない。

そうすると、政府はこんなプライバシー法案なんかそれほど重要な法案じゃないからどうでもいいよと思つていてるんです。だから、言うならば不正に悪用して社会的に被害を与えるようなそういうことについて触れてかかるべきだと思うんだけれども全然触れてない。

そうすると、政府はこんなプライバシー法案な

が中心であったわけとござりますけれども、先生御指摘のとおり、コンピューター等の技術革新が大変急速でございましていろいろと問題が起きておる、例えばハッカー等の問題が起きておる。そういうこともござりますので、今後は、私どもとしましては技術的な保護措置、例えばアクセスの制限とか暗号等を使うそういうこと、それから物理的な保護措置、施設とか設備とかそういうものについての基準、ガイドラインをより充実いたしまして先生御指摘のような事故等が起らないように万全の措置を講じたい、こんなふうに考えております。

○柳澤錦造君 次には、きょうの委員会でもってこの法案を議了することになると思ふんです。そういう形になつてこの法案が成立したら、いろいろ具体的にどういうふうにこれを実施していくかということについてプログラムをお持ちだと思うんです。言うならば、いかに国民に不安を与えるいで、結果的には国民にとってもメリット、プラスがありいいことなんだということで実施に入るのではなければいかぬことでもつて、そういう点についてどうお考えになつておられるか。

前回も申し上げましたように、これは行政機関のためのものではなくて国民のためのプライバシー保護法案なんだから、その点はどういうふうにプログラムをおつくりになるとお考えになつておるところであります。

○國務大臣(高島信君) 本法の施行期日につきましては、公布の日から一年以内ということになつておるわけであります。開示、訂正については、開示請求手続、手数料の決定、窓口の整備等の必要性から、公布の日から二年以内ということにされておるところであります。

全く新しい制度でござりますので政省令、ガイドラインの作成、ファイルの公示の準備、制度の周知徹底等が必要でありますので一年近くこの準備にかかると思われます。また、開示、訂正に係る部分については二年近くの準備を要するものと考えておりますが、ただいま御指摘のように、国

○柳澤鍊造君　まだお聞きしたいことはあるんですけれども、もう一つのこの統計法の方で少し質問してまいります。

第一は、四条でもって今度は「政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査」と言っているわけですけれども、このいわゆる国勢統査といふものも、やはりプライバシーという点から考えたときに、こういったことを調べられたんでは困るとかなんだとかといつていろいろ問題が起きるんですけども、その辺をどういうふうにお考えになつていてかです。

○政府委員(田中宏樹君)　統計法の改正をお願いしましたのは、一つは、現在の統計法では指定統計のみ、いわゆる国勢統査等を中心にしていました重要な統計でございますが、これだけは秘密保護の規定もございまして目的外使用の規制もございまして、その他届出統計あるいは承認統計等につきましては今までそいう規定はかぶさっていないかったわけでございます。こういう欠落部分を、今回の個人情報保護法では統計に関する調査につきましては一括して適用除外になつておりますので、これとの関連でこれら秘密の保護につきましてはなお十全の措置をとりたい、こういう趣旨で改正をお願いしているわけでございます。

○柳澤鍊造君　もうちょっとお聞きするだけれども、給料を幾らぐらいもらっていますかなんて入つていないやね。社会的な地位というかどういう職業についているかは入っている、それから役職の地位みたいなのも書き込まれるようになつてます。その辺のそういう生活状況とか知られたくないようなことであっても、それが国勢調査をやる上については必要であり、そのことが結果的には役に立つんだというならばいいけれども、余り事細かくやっていて国民が嫌がるようなことは、もしどうしてもやるのなら調査員の方が見れ

ないようになつて封でもちぢやつて出すとかなんとかならない邊について、まだすぐことしやるわけではないんだから、どういうお考えを持つているかです。○政府委員(田中宏樹君) 国勢統計の調査項目でござりますけれども、十年ごとに行われます大規模な方の調査項目は二十二項目、その中間に行ないます簡易調査では十七項目というふうに決めらわております。

調査項目の中身でございますが、国内の人口でござる自然的属性、例えば年齢、性別等、社会的属性、例えば配偶関係とか教育等でございます。経済的属性、例えば就業状況、産業等でございますが、等の人口に関する基本的な事項に限られておりまして、国や地方公共団体におきます行政施策の基礎資料を得るために必要不可欠なものに絞つておるつもりでございます。

国情も違いますし社会構造も違いますので国際的に単純な比較はできませんが、ちょっと主なところだけ申し上げますと、それらに比べても項目数としては少ない國の一つでございまして、例をばオーストラリア一九八一年で三十八項目、カナダ一九八一年で四十六項目、フランス一九八一年で三十項目、イタリア一九八一年で二十六項目、イギリスが一九八一年で我が國と同じ二十二項目、アメリカ一九八〇年で七十二項目というふうになつておりますので、できるだけ必要最小限に絞らさしていくだいていうというふうに理解しております。

○柳澤錬造君 必要なものは国勢調査は大事な調査でありますからやなきやいかぬと思うけれども、やっぱり国民に不安を与えないようにしなくちゃいいかねと思うんです。

それで、そういう点は配慮をしていただいて、それからさつき言つた第四条のところでもう一度聞いておかなければと思うのは、今度「本邦に居住している者として」とこうしているでしよう。そうすると、日本の國の中にいる者はいわば外国人もみんな調べましようということとなんだけれども、從来は、短期の場合にはどこかへ行っておつ

ても居住地でもって申告するようになつていなければなりません。

そうすると、今度は、外国へ行つてゐる者は全部カットするというそういう意味ですか。

○政府委員(田中栄樹君) 今回の改正でも「本邦に居住している者」というふうにしておりまして、先生おっしゃるように、短期に海外に出かけおる者は三月以内の旅行でありますればこちらでカウントをするという形でございまして、これで前回どおり別に変わりはございません。

○柳澤謙造君 わかりました。

じゃ、三ヵ月以内というのは国内であつてもそりだし、どこへ行っていてもそういう短期の場合現住所がそこでもって申告しなさいということですね。

それから、これもずっと見ていて気がついたので事前に申し上げておかなかつたとか虚偽の申告をされたとかそういうふうな、國民の側の方がその決められたことを守らなかつたときは六ヵ月以下の懲役または十万円以下の罰金。それから、十九条の二の方へいくと調査をする側の方がその知り得た秘密を漏えいした、なにしたというの是一年以下の懲役または十万円以下の罰金。

調査員の方は今までのやつをいろいろ見ますから、各自の生活状態もみんなわかつちやうわけだ。だから、それをしゃべられちゃいけないから、漏らしたらある程度罪にしなくちやいかぬ。しかし、その漏らした方が一年以下で申告をしなかつた方が六ヵ月というのは、バランス上からいくなれば國民の側に随分過酷な罪を着せるんだなと思うけれども、そこはどうなんですか。

○政府委員(田中栄樹君) 今回の改正につきましては罰金の額を改定したことだけでございまして、六ヵ月と一年といふのは從来どおりでござい

ますが、調査をする側につきましてはより厳重にという趣旨でこういう差ができるんだろうと、いうふうに理解しております。

○柳澤 錄造君 いや、私が申し上げたいのは、国勢調査というのは、国家としていろいろの経済活動なりなんなりの上でもって必要な統計を集めたいという形でやるわけでしょう。

そういう点からいって、今も言うように、調査員の人たちが回つて紙を集めしていくんですからみんな見るわけだ。それで落ちていたらそこに書き込まれにやいかぬですから、どうしても見るわけなんです。そうすると、それぞれの家庭の生活状態までわかつちやう。だから、それを漏らしちゃいかぬ、漏らしたらおまえさん一年以下の懲役だぞ、十万円以下の罰金だぞ、これは私はいいと言ふんだ。

しかし、国民の側からいえば、わしは国勢調査をやつてくれなんて何も頼んだ覚えもない。だからそういう点からいって私から言わせれば、調査員が漏らしたのが一年で済むならば、国民の方が申告しなかったあるいは何をしたというなら少し罰金ぐらいはいいけれども、懲役とはいささか過酷じゃないですか。

いろいろの世論調査をやつたってそうでしょう。一〇〇%集まる世論調査なんてありやせぬですからね。それと同類に、国がやる国勢調査を見ちゃいかぬけれども、その辺について今度は五千円を十万円に上げただけなんだけれども、私から言わせれば、從来にしても調査員の罪と申告をさぼった国民の罪とのバランスというものは国民の側にこんな重い罪を科すなんというのは過酷ですよ。

○政府委員(田中宏樹君) 指定統計につきましては、國民に申告の義務を課してござりますので、この最終的な担保ではございますが、実際にこの罰則を適用してぎゅうぎゅうやるというようなこ

とは實際上起り得ませんで、あくまでも國民の理解と協力、自主的申告ということにポイントを置いて運用をしておりますし、これまでもそういうことでやつてまいりました。

○柳澤 錄造君 お考えとしてはよく理解できるんでございますし、これまでにもう一つ、最終的な担保ということだけで御理解を賜りたいというふうに考えます。

○柳澤 錄造君 今の答弁を信用しましよう。そういうことだとと思うのよ。國民の側から頼んでもそんなものをやつてくれなんて言って、人口が一億二千万おろうが六千万おろうがそんなこと関係ないんだから。自分の生活が、それ相応の収入もあり、そして生活環境がよくて愉快な生活ができるやういいんである、だから、國家としてこういふものは、国際的にもどこでもやつていて、必

要だから調査をする、調査をする以上は正確なデータが必要だからかなり細かいことをやるわけですから。これは、言うならば、だから政府の都合でやるんだから、今答弁なさつたそういう考え方を生かして実際にやつていただきたいということをお願いしておきます。

○委員長(大城眞順君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、岡野裕君が委員を辞任され、その補欠として木宮和彦君が選任されました。

○委員長(大城眞順君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、岡野裕君が委員を辞任され、その補欠として木宮和彦君が選任されました。

○委員長(大城眞順君) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案の修正について吉川君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。吉川春子君。

○吉川春子君 私は日本共産党を代表して、内閣提出の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する修正案を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

○吉川春子君 私は日本共産党を代表して、内閣提出の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する修正案を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

○吉川春子君 今日は、日本社会において国民のプライバシーの保護はますます重要な課題になっています。

第一は、プライバシーの侵害の防止を実効あるものとするために、規制の対象に国の行政機関、地方公共団体、特殊法人のみならず、個人情報を保護する基本的人権であることを明記し、個人情報を保護するためには必要な基本的事項を定めることとしております。また、法律の名称も目的にあざわしく「個人情報の保護に関する法律」に改めます。

第二は、プライバシーの侵害の防止を実効あるものとするために、規制の対象に国の行政機関、地方公共団体、特殊法人のみならず、個人情報を取り扱う民間業者及びその委託を受けた個人情報を収集する者を含めております。また、コンピュータ処理の個人情報は、もちろん手作業のものも含むすべての個人情報を対象としております。

第三は、不法または不当な方法で個人情報を取

つております。したがって、私生活への国家権力の介入を許さない一人にしておいてもらう権利としての姿勢で、調査員もお願いしてやっているところでござりますので御理解を賜りたいと思います。

○柳澤 錄造君 今、答弁を信用して、私の質問を終わります。

○委員長(大城眞順君) 他に御発言もなければ、此案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○柳澤 錄造君 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

私は、国家権力の私生活への介入を禁じ、警備、公安をつかさどる行政機関による監視やスパイ行為など基本的人権に対する侵害から国民を守るためにも立法化が必要です。

ところが、政府提出案は、保護の対象を行政機関保有の電算機処理の個人情報に限り、また各所に例外規定を設けており、国民の権利保護とはほど遠い内容になっています。さらに、個人情報の収集について制限規定を設けておらず、その結果、思想、信条、宗教など基本的人権にかかる個人情報の収集、保存、利用や公権力による不当、不法な個人情報の収集に法的根拠を与えることになり、逆に国民のプライバシーを危うくする内容になっています。

我が党は、国家権力の私生活への介入を禁じ、かつ、自分の情報は自分がコントロールするといふプライバシー権を保障し、個人情報の保護の諸原則を確立するため、政府提出法案の欠陥を抜本的に正す立場から修正案を提出するものです。

次に、修正案の概要を申し上げます。

第一は、法の目的を「プライバシーの権利の侵害を防止すること」とし、この権利が日本国憲法の保障する基本的人権であることを明記し、個人情報を保護するためには必要な基本的事項を定めることとしております。また、法律の名称も目的にあざわしく「個人情報の保護に関する法律」に改めます。

第二は、プライバシーの侵害の防止を実効あるものとするために、規制の対象に国の行政機関、地方公共団体、特殊法人のみならず、個人情報を取り扱う民間業者及びその委託を受けた個人情報を収集する者を含めております。また、コンピュータ処理の個人情報は、もちろん手作業のものも含むすべての個人情報を対象としております。

第三は、不法または不当な方法で個人情報を取

集してはならないこととし、警察、公安調査庁等が盗聴、スパイ行為によって個人情報を収集することを禁止しています。さらに、思想、信条、宗教及び社会的身分に関する事項など基本的人権にかかる内容の個人情報の収集を禁止しています。

職業及び経歴、犯罪歴、身体的特徴及び健康状態、取引、所得及び財産などの個人情報について個人別に検索し、抽出することを目的とした個人情報ファイルを保有することを原則として禁止しています。

第四は、個人情報を当該個人の知らないところで収集、利用、提供されることを防ぐため本人の同意を得なければならないこととし、また、個人情報の保有の目的外使用を禁じています。

第五は、個人情報を保有している行政機関や個人情報取扱業者等に対し、その記録の正確性の確認、同意を得ずに収集されたものかどうかなどを知るため、自分に関する情報の開示を請求することができるとして、記録が不正確であったり誤っている場合、訂正及び補正を請求することができます。なお、開示請求権を十分に機能させるため、軍事、外交を含め個人情報ファイルの公示の例外を認めています。

第六は、国民のプライバシーを保護する機関として、プライバシー保護委員会を設置することとしています。

最後に、国民のプライバシー保護を実効あるものにするために、行政機関の職員及び個人情報取扱業者が、この法律で禁じられた個人情報を収集した場合及び個人情報を目的外に利用しましたは提

供し公表した場合の罰則と損害賠償の規定を設けています。

以上が修正案の提案理由とその概要であります。

委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されます。よう望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(大城眞順君) これより四案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。久保田真苗君。

○久保田真苗君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に反対、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案に対する賛成の討論を行います。

まず、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する反対の討論を行います。

我が国憲法第十三条は、個人の尊厳を保障しあらがみだりに個人の私的事柄についての情報を他人が許されないとしているのであります。

さて高度情報化社会への進展が著しい現在、プライバシー権は、人に知られたくない権利からさらに積極的に自己に関する情報の流れを自分でコントロールする自己情報コントロール権というものが国際的に共通した認識であります。

ところが、本法律案は、表向きは個人情報の保護をうたうながら、実はこうした基本的人権でもあるプライバシー権を保護するどころか、行政庁による自由勝手な個人情報の管理を目的としており、断じて認めるわけにはいかないのであります。

第一は、本法律案には適用除外規定が余りにも多く、個人情報ファイルが行政庁の都合によつて国民の前から秘密にされる危険性があるという点を確かめ、それが間違つていれば訂正したりあるいは廃棄させるという個人情報保護の原則に立脚したものです。

しかし、政府は、国の安全、外交上の秘密に関する事前通知の適用除外、公共の安全や秩序維持に関する公示の適用除外、さらには教育、医療分野等に対する開示請求の適用除外といった規定を設け、個人情報ファイルを国民の前から秘密にしようとしております。

第四は、本法律案の中に非常に抽象的でない表現が随所に見られ、本法律案運用に当たつての統一性、齊一性が図られていない点であります。

例えは、第四条の「個人情報ファイルの保有」の問題については「必要な場合に限り、」とのみ規定されており、一体どこまで可能なのか不明であります。さらには、第七条第二項では「個人情報ファイル簿の作成及び閲覧」は「事務の適正な遂行を目的とする」とあります。

第三は、個人情報の安全及び正確性の確保に疑問がある点であります。

されていないことがあります。

行政機関は、思想、信条及び宗教といったセンティティブな情報、さらには社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報など個人の尊厳に関する基本的事項及び基本的人権の中核をなしあつ多数原理によって侵すことのできない不可侵的权利に関する事項についての個人情報は、適正かつ公正な手段で、しかも本人の同意を得なければ収集してはならないのであり、なんやすく思想、信条、宗教といったいわゆるセンシティブな情報は、収集自体行つてはならない 것입니다。

このことは、プライバシー保護の大原則であり、OECD理事会の勧告のガイドラインにおいても明記されているのであります。

最もかかわらず、本法律案には最も重要な原則である収集制限の原則が規定されおらず、プライバシー保護からは大きく後退しており、欠陥法とも言わざるを得ません。

第二は、本法律案には適用除外規定が余りにも多く、個人情報ファイルが行政庁の都合によつて国民の前から秘密にされる危険性があるという点を確かめ、それが間違つていれば訂正したりあるいは廃棄させるという個人情報保護の原則に立脚したものです。

第三は、個人情報の安全、外交上の秘密に関する事前通知の適用除外、公共の安全や秩序維持に関する公示の適用除外、さらには教育、医療分野等に対する開示請求の適用除外といった規定を設け、個人情報ファイルを国民の前から秘密にしようとしております。

第四は、本法律案の中に非常に抽象的でない表現が随所に見られ、本法律案運用に当たつての統一性、齊一性が図られていない点であります。

例えは、第七条第二項では「個人情報ファイル簿の作成及び閲覧」は「事務の適正な遂行を目的とする」とあります。

第五は、個人情報の安全及び正確性の確保に疑問がある点であります。

電子計算機処理による個人情報が適切に管理されなければ、不正確なまた不完全な個人情報が利用あるいは提供されたり、個人情報が漏えいしたり滅失すれば、個人にとって大変な不利益をもたらすことは火を見るより明らかであります。

しかし、今やデータベースへの侵入等のコンピューター犯罪、さらには間違つてブラックリストに記載されたために信用を受けられないといった信用情報などによる経済活動の妨害が多発しているのが我が国の現実なのであります。

かかるに、本法律案第五条では、行政機関の長は、安全確保の措置を講ずるよう努めなければなりません。個人情報の安全及び正確性の確保についてはただ単に努力義務となつております。

間がある点であります。

電子計算機処理による個人情報が適切に管理されなければ、不正確なまた不完全な個人情報が利用あるいは提供されたり、個人情報が漏えいしたり滅失すれば、個人にとって大変な不利益をもたらすことは火を見るより明らかであります。

しかし、今やデータベースへの侵入等のコンピューター犯罪、さらには間違つてブラックリストに記載されたために信用を受けられないといった信用情報などによる経済活動の妨害が多発しているのが我が国の現実なのであります。

情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき」といった表現が随所に出てくるのであります。

こうした抽象的表現の多い本法律案では、個人情報を保護するための統一性、齊一性を維持することができないばかりか、実効性を確保することもできないであります。

日本社会党・護憲共同は、本法律案の内容がデータ管理法でしかないことに失望し、国民のプライバシーを真に保護する法律が早急に必要であることを強調して本法律案に反対いたします。

次に、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案であります。改正内容はおむね妥当なものと考え、賛成するものであります。

以上で私の個人情報関係二法案に対する討論を終ります。

○名尾良孝君 私は、自由民主党を代表して、たゞいま議題となりました行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案並びに統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の原案に賛成し、日本共産党提出の修正案に反対の討論を行ふものであります。

近年、行政機関等における個人情報の電子計算機による処理の急速な拡大は、行政運営の効率化、行政サービスの向上に大きく寄与しているの

であります。しかし、反面、従来の手作業による処理には見られない電子計算機処理の特性から、国民に不安感を与える個人の権利利益の侵害のおそれがあると指摘され、新しい制度的な対応が重要な課題となっているところであります。

申し上げるまでもなく、電子計算機による処理は、いわゆるマニアル作業には見られない際立った特徴を有していることに加え、個人情報は行政運営の基盤として利用され、全国民の生活に直接関係を持つものであります。第二回臨調を初めて各方面からその保護対策の必要性が提言されていましたのであります。

今回、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情

報の取り扱いに関して新たに立法化されたことは極めて画期的であり、時宜にかなつたものであります。私は、この行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する反対討議を行ひます。

この法律案は、O E C D 理事会の勧告の基本ラインを踏まえて作成されており、この法律の制定によって自己に関する情報をみだりに他人に知らされるのではないかという国民の不安感が解消され、また、開示請求権、訂正の申し出によつて国が保有している自己情報を知ることができ、さらには誤った情報に基づく不利益を受けるおそれがないと考へ、賛成するものであります。

一方、個人情報のコンピューターによる処理が計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案並びに統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案は、統計審議会の答申に基づき、統計行政の円滑な運営に資するため、統計調査に係る機密の保護を図ろうとするものであります。このことは被調査者の統計調査に対する信頼の確保率化が期待されるところであります。

また、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案は、統計審議会の答申に基づき、統計子計算機処理に係る個人情報に限定されており、手処理の個人情報は除かれ、また民間企業の保有する膨大な個人情報もその対象から外された結果、国民の私生活に介入されない権利は脅かされ続けることになるのです。

第二の理由は、国の安全、外交上の秘密、その他國の重大な利益に関する事項などについては、個人情報ファイルの存在そのものを秘密にして、國民の目から隠し、巨大なブラックボックスを合法的につくれるということであります。この秘密にできるファイルは、警察、自衛隊関係など広範囲に及び、国家機密法制定に口実を与えることにもなりかねず、到底容認することはできません。

第三の理由は、個人の思想、信条、宗教など基本的人権にかかる情報の収集や不当、不法な手段による個人情報の収集、保有を禁止する規定を全く欠いていることであります。

特に警備公安関係機関による市民団体、労働組合などに対する監視、盗聴やスパイ行為は、世論の大規模な批判を浴びています。我が党の総務部長宅盗聴事件、最近発覚した共産党本部のビデオカメラでの盗み撮り事件は、プライバシー権を保障すべき責任のある政府みずから国民のプライバシー権を侵害するという事件であります。これは、行政機関は法律を遵守するから個人情報の觀

察提出の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する反対討論を行ひます。

今日、行政機関や民間企業の保有する個人情報は膨大な量となり、かつこれによるプライバシー侵害事件も多発発生し社会問題にさえなつております。

一刻も早く国民を守る法的措置が求められて

います。本法律案の提案理由説明でもプライバシー権を含む個人の権利利益の保護をうたつていて的是非に規定され、行政に対する信頼性が一層確保されるとともに、行政サービスの向上、行政の効率化が期待されるところであります。

また、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案は、統計審議会の答申に基づき、統計

機密の保護を図ろうとするものであります。このことは被調査者の統計調査に対する信頼の確保率化が期待されるところであります。

第一に、本法律案の対象は行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報に限定されており、手処理の個人情報は除かれ、また民間企業の保有する膨大な個人情報もその対象から外された結果、国民の私生活に介入されない権利は脅かされ続けることになるのです。

第二の理由は、国の安全、外交上の秘密、その他國の重大な利益に関する事項などについては、個人情報ファイルの存在そのものを秘密にして、國民の目から隠し、巨大なブラックボックスを合法的につくれるということであります。この秘密にできるファイルは、警察、自衛隊関係など広範囲に及び、国家機密法制定に口実を与えることにもなりかねず、到底容認することはできません。

第三の理由は、個人の思想、信条、宗教など基本的人権にかかる情報の収集や不当、不法な手段による個人情報の収集、保有を禁止する規定を全く欠いていることであります。

特に警備公安関係機関による市民団体、労働組合などに対する監視、盗聴やスパイ行為は、世論の大規模な批判を浴びています。我が党の総務部長宅盗聴事件、最近発覚した共産党本部のビデオカメラでの盗み撮り事件は、プライバシー権を

保障すべき責任のある政府みずから国民のプライバシー権を侵害するという事件であります。これは、行政機関は法律を遵守するから個人情報の觀

察制限規定は不要であると繰り返し答弁されてゐる総務部の主張が全く説得力を持たないことを事実で示しています。個人情報収集制限の規定を設けない本法律案は、國家権力による思想調査や盗聴、スパイ行為などを放置する危険性をはらんでいます。

高島総務部長官は、本法律案はプライバシー権そのものを保護する法律ではない、しかし本法律案はプライバシーは國の保有する個人情報について的確に保護すべきだという考え方によつたものと述べておられます。國がこの時期に至つてもプライバシー保護法を制定しないということ自体責任は重大であります。ささらに國の保有する電子計算機処理の個人情報に限つてみても本法は憲法のプライバシー保護法にはほど遠いものです。

以下、具体的に反対理由を述べます。

第一に、本法律案の対象は行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報に限定されており、手処理の個人情報は除かれ、また民間企業の保有する膨大な個人情報もその対象から外された結果、国民の私生活に介入されない権利は脅かされ続けることになるのです。

第二に、本法律案は、統計審議会の答申に基づき、統計行政の円滑な運営に資するため、統計調査に係る機密の保護を図ろうとするものであります。このことは被調査者の統計調査に対する信頼の確保率化が期待されるところであります。

第三に、本法律案は、公明党・国民会議を代表して、たゞいま議題となりました両法律案の原案に対する修正案は、全体として現実的ではないともなりかねず、到底容認することはできません。

我が党は、行政は本来國民のためのものであるとの立場から、これまで必要な改革には積極的に協力し、相当の成果を上げてまいりましたが、行政情報の公開問題等臨調答申でも指摘されていました。我が党は、行政に対する信頼性の確保を図るために重要な施設は、残念ながら積み残されてきていると思うものであります。

今回提出された行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案は、電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定める新たな立法であり、國民のプライバシー侵害に対するようやく不十分ながら法律による規制を行おうとするもので、從来全く野放し同様であったことと比べ、若干の進歩を認めることができます。これに賛成するものであります。

しかしながら、本案は、國民のための行政の觀

点から見ますと、まだまだ不十分と言わざるを得ません。

特に、次の三点について留意すべきであります。

その第一は、行政機関が個人情報を収集する場合は、法律で定められた所掌事務の範囲内で、かつ特定の行政目的に必要最小限のものに限り適正かつ公正な方法で、かつ原則として本人の同意を得て行うべきものであります。

第二に、個人情報の目的外利用及び外部提供の問題であります。

政府は行政情報のシステム化を推進しておりますが、システム化は、確かに行政の簡素化、効率化を図り、国民の負担を軽減するメリットがありますが、反面個人に関する情報がひとり歩きする危険があります。届け出、申請等で国民が自己に関する情報を提供するのは、一定の行政目的のためであります。にもかかわらず、国民が提供するときに予期しない事柄のために個人の情報が公用されること、国民の不安感を増大するだけではなく、行政に対する国民の信頼感を破ることとなってしまいます。

第三に、開示の問題であります。

個人に関する情報は、本来、その個人自身の尊厳に関するものであり、本人にはすべての情報を開示するという原則は堅持しなければなりません。

また、コンピューターウィルスによるデータの改ざんや破壊等によつて非公開の個人情報が誤ったものとなる危険があり、誤った情報によって個人の権利利益の侵害がある、誤った情報によって個人が確認することが最も有効であるため、そのため開示する範囲をできるだけ拡大するように常に見直すとともに、訂正等の申し出があつたときは、本人が最大限尊重するようすべくであります。

次に、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案は、個人情報保護法案に関連して、指

定統計調査以外の統計調査についても秘密の保護を図らうとする妥当なもので、賛成するものであります。

最後に、政府に対し強調しておきたいことがあります。

それは、今回の法案が行政に対する信頼性の確保のための改革の手始めにすぎないことになります。

まず、プライバシー保護の面から言えど、行政部門ではマニユアル処理に対する保護が欠落しております。また、膨大な個人情報を保有する民間部門については、法的規制がほぼ野放しの状態であります。今回の立法を契機として、国民のプライバシー保護のために早急に対策を講ずるべきであります。

さらに重要なことは、行政情報の公開問題であります。

プライバシー保護と情報公開は、行政に対する信頼性の確保のための基礎であります。特に情報公開の方が重要であります。しかし、臨調の最終

答申から五年以上も経過しながら、情報公開問題に対する政府の対応は牛歩以上に遅いとの感がぬぐえません。

我が党は、国民のための行政改革には積極的に協力し、また努力を傾けてまいりました。政府においても、二十一世紀に向かって国民のための行政を推進するため、新たな制度改革に一層努力されることは強く希望して、私の賛成討論を終わります。

第五として、この法案は初めて制定する法律でありますから、制定後五年以内に必ず見直し、手直しをすること。

政府は、以上の意見を十分尊重して、国民が安心できるよう心して運用されるよう要望し、賛成討論を終ります。

○柳澤謙造君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議論となりましたいわゆるプライバシー保護法案に対し、修正案に反対、原案に賛成の討論を行います。

このプライバシー保護については、OECDにおいても保護八原則を勧告しており、サミット参

ことについては賛成するものであります。

しかし、この法案の内容では、その運用いかんによつては大きな問題も発生することになるのであります。

第一に、このプライバシー保護法案は、行政機関のために制定するのではなく、国民のプライバシーを保護するのが目的であり、そのことを認識し徹底させることによって、国民が安心できるよう何らかの方法をとること。

第二として、政府・行政機関は、収集された個人情報をについて、その秘密保持と目的以外に利用されないよう、各省庁・地方行政機関に対して厳重に徹底させること。

第三として、行政機関が個人の情報を収集して保管する以上は、本人から開示の請求があつた場合、その要求に応じて速やかに開示をすることがで

ます。

第四として、行政機関が保有する個人情報が誤つた場合は、個人にとって重大なことであり、その場合、本人から訂正の請求があつた場合速やかに訂正すること。

第五として、この法案は初めて制定する法律であり、国民が不安を持っていることも事実であり、大臣も不備な点は修正すると答弁しているのでありますから、制定後五年以内に必ず見直し、手直しをすること。

政府は、以上の意見を十分尊重して、国民が安心できるよう心して運用されるよう要望し、賛成討論を終ります。

○久保田真苗君 私は、ただいま可決されました久保田君から発言を求めておりました。

久保田君から発言を求めておりましたので、これを許します。久保田真苗君。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

まず、吉川君提出の修正案について採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大城眞順君) 少数と認めます。よつて、吉川君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大城眞順君) 多数と認めます。よつて、本修正案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

久保田君から発言を求めておりましたので、これを許します。久保田真苗君。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○久保田真苗君 私は、ただいま可決されました行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民主

党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○久保田真苗君 私は、ただいま可決されました行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民主

党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○柳澤謙造君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議論となりましたいわゆるプライバシ

ー保護法案に対し、修正案に反対、原案に賛成の討論を行います。

政府は、行政機関における情報化の進展にかかる多様化、性能向上、急速な普及に対応し、適宜に電子計算機処理に係る個人情報の保護の一層の充実を図るため、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、総務省は、高度情報化の進展に伴うOA機器の多様化、性能向上、急速な普及に対応し、適宜に電子計算機処理の範囲について見直しを行うこと。また、マニユアル処理に係る個人情報の保護についても別途検討すること。

一、思想、信条、宗教、病気及び健康状態、犯罪の容疑、判決及び刑の執行、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の収集・保有に当たっては、ファイル保有目的を厳密に特定するとともに、可能な限り法律そ

の他の法令等によって収集根拠を明確にし、その利用・提供・安全確保に特段の配慮を加えることによって、個人の権利・利益を損なうことのないよう万全を期すこと。

一、行政機関は、個人情報収集に際して、収集目的、収集の根拠、収集に応ずる義務の有無等をできるかぎり明らかにすること。

また、行政機関は、法律の定める事務の遂行に必要な限度で、かつ、収集することに相当の理由がある場合を除き、みだりに第三者から個人情報を収集することのないよう努めること。

一、総務庁は、行政機関が個人情報ファイルを利用及び提供するに当たっては、そのファイルが使用に供される事務の目的を達成するため必要な限度において利用 提供し、処理情報の本人等の利益を不当に侵害する利用、提供が行われないよう、明確な基準を設定すること。

また、個人情報ファイルの保有機関は、目的外利用、提供先等については、その利用、提供状況の記録を保管するよう努めること。

一、総務庁は、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の適用除外となるファイル、及び個人情報ファイル簿に掲載されない個人情報ファイルのファイル数、記録範囲、適用除外の根拠等を可能な限り的確に把握し、みだりにその範囲が拡大されることのないよう、必要な措置を講ずること。

一、特殊法人については、保有する個人情報ファイル数、データ量が多いことにかんがみ、早急に必要な措置を講ずるよう指導すること。

一、開示請求権が認められない教育、医療関係の個人情報を閲覧して、情報の性質上その開示については特別の配慮の必要性を踏まえつつ、国民の意識の変化に対応した制度の在り方について、別途検討すること。

一、個人情報の安全性確保、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、個人情報ファイル

ル簿作成、処理情報の利用及び提供、処理情報の開示等に関して、政府部内の統一性・齊一性を維持し、規制等の実効性を確保するため、総務庁は可能な限り明確なガイドラインを作成すること。

また、個人情報の収集、保有、利用、提供により個人の権利利益を不適に損なうことのないよう、総務庁は保有機関による本法運用の実態を調査等によって十分把握し、所要の実効ある措置を講ずるよう努めること。

一、情報化社会の進展に伴う各般の影響等を踏まえつつ個人情報保護の推進を図るために、学識経験者等により保護法施行に関する基本的な事項等を調査・審議する場を設けること。

一、政府は、総合調整機能の充実を図り、本法の趣旨及び運用実態等の国民への周知のため、毎年度、報告書を作成し、個人情報保護に対する国民の意識向上と参加を促進して、本法の実効性の確保を期すること。

一、個人情報保護対策は、国の行政機関等の公的部門のみならず、民間部門にも必要な共通課題となっている現状にかんがみ、政府は早急に検討を進めること。

一、我が国高度情報化、国民の自己情報に関する意識、行政情報の保有・利用の在り方等、状況の急激な変化にかんがみ、五年以内に本法の必要な見直しを行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(大城眞順君) 全会一致と認めます。よ

べきものと決定いたしました。

永野君から発言を求められておりますので、これを許します。永野茂門君。

○永野茂門君 私は、ただいま可決されました一

般職員の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議及び民社党、国民連合の各

派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

(案)

社会経済情勢の変化等に伴い、労働時間短縮・週休二日制の実現が緊急かつ重要な国民的課題となっていることにかんがみ、公務員について、別途検討すること。

一、個人情報の安全性確保、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、個人情報ファイル

次に、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大城眞順君) 全会一致と認めます。よ

べきものと決定いたしました。

次に、行政機関の休日に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大城眞順君) 全会一致と認めます。よ

べきものと決定いたしました。

次に、一般職の職員の給与等に関する法律の一

部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(大城眞順君) 全会一致と認めます。よ

べきものと決定いたしました。

永野君から発言を求められておりますので、これを許します。永野茂門君。

○永野茂門君 私は、ただいま可決されました一

般職員の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議及び民社党、国民連合の各

派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

一、一般職の職員の給与等に関する法律の一

部を改正する法律案に対する附帯決議案

による四週六休制の早期実施に努めること。

一、土曜閉序方式による完全週休二日制を早期に実施できるよう、計画的な条件整備に努めること。

一、土曜閉序方式の実施に当たっては、その趣旨について国民の理解を十分得るよう配慮するとともに、行政サービスを極力低下させないこと。

一、年次休暇の完全取得の促進、超過勤務の縮減、休暇制度の拡充等により、年間総労働時間の短縮に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(大城眞順君) ただいま永野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(大城眞順君) ただいま高鳥総務長官から提出されました附帯決議案を全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの両決議に対し、高鳥総務長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。高鳥総務長官。

○國務大臣(高鳥修君) ただいまの行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議及び一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、政府といたしまして、今後とも検討し努力してまいりたいと存じます。

特に、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議のうち、本法の五年以内の必要な見直しを行うことについては誠意を持って対処してまいりたい

と存じます。

○委員長(大城眞順君) ただいま久保田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大城眞順君) 多数と認めます。よ

べきものと決定いたしました。

次に、行政機関の休日に関する法律案について採決を行います。

○委員長(大城眞順君) ただいま永野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(大城眞順君) ただいま高鳥総務長官から提出されました附帯決議案を全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの両決議に対し、高鳥総務長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。高鳥総務長官。

○國務大臣(高鳥修君) ただいまの行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議及び一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、政府といたしまして、今後とも検討し努力してまいりたいと存じます。

特に、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議のうち、本法の五年以内の必要な見直しを行うことについては誠意を持って対処してまいりたい

と存じます。





査及び研究を行い、その結果に基づき報告を

行うこと。

## 第六章 損害賠償等

### (損害賠償)

第二十一条 行政機関の職員が、個人情報の取扱いによって当該個人情報に係る個人のプライバシーの権利を侵害したときは、国は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、国が、当該職員が個人情報の取扱いに関して注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 政府関係法人又は個人情報取扱業者は、個人情報の取扱いによって当該個人情報に係る個人のプライバシーの権利を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、政府関係法人又は個人情報取扱業者が、個人情報の取扱いに関して注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第二十二条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定めることとする。

## 第七章 賞罰

第二十三条 行政機関等の職員が、第六条の規定の違反となるような行為をしたときは、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 行政機関等の職員が、第七条、第十一条、第十二条第一項、第十二条又は第十三条第二項の規定の違反となるような行為をしたときは、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十五条 個人情報取扱業者が、第六条の規定に違反したときは、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六条 個人情報取扱業者が、第七条、第十二条、第十三条第一項、第十二条、第十四条第一項において準用する第十三条第二項又は第十四条第一項若しくは第三項の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 偽りその他不正の手段により行政機関等又は個人情報取扱業者から第十八条の規定による開示を受けた者は、五万円以下の罰金に処する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に行政機関等が保有している個人情報ファイルについての第十三条第一項の規定の適用については、同項中「保有を行おうとする」とあるのは「保有を行う」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後三十日以内に」とする。

2 この法律の施行の際現に個人情報取扱業者が保有している個人情報ファイルについての第十三条第一項の規定の適用については、同項中「保有を行おうとする」とあるのは「保有を行う」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後六十日以内に」とする。

昭和六十三年十一月二十日印刷

昭和六十三年十一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C